



認定特定非営利活動法人

全国被害者支援ネットワーク

平成 22 年度
全国被害者支援ネットワーク秋期全国研修会
講演・分科会

採 録

2010年10月2日・3日

TKP 東京駅日本橋ビジネスセンター（東京都中央区）

主 催 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク

平成22年度全国被害者支援ネットワーク秋期全国研修会

はじめに

平成22年10月2日、3日の両日、東京都中央区TKP東京駅日本橋ビジネスセンターに於いて開催されました秋期全国研修会の記録をお届け致します。

平成22年度は犯罪被害者等基本計画の計画期末年度であり、5つの重点課題等の更なる充実など、被害者団体及び被害者支援団体からの様々な要望を基本計画策定会議等で纏めていく年でもありました。

平成22年度の秋期全国研修会プログラムは大変厳しい予算での状況下、講義コマ数は7コマから4コマに減りましたが、被害者支援の原点に立脚したテーマをはじめ地域社会との連携や民間支援団体の役割、更に社会への周知理解、共感等についてのテーマを実施し当初の目的を完遂し成功裏に終了いたしました。全体の参加者はコマ数は減りましたが、総勢234名の参加者となり、本秋期全国研修会への参加者の学習の意欲と研修の期待が熱く伝わってきました。

初日の全体会では被害者支援の歴史総括と支援の社会的意義として、全国被害者支援ネットワーク山上皓理事長、そして被害者の声として甘楽奈穂美さまによるご講演をいただきました。各分科会では支援活動の事例検討、ロールプレー等による支援活動の原点の研修、地域社会及び社会資源の活用とその連携、第二次基本計画と支援団体の役割関係、また社会への発信についての事例活動発表とその相互学習など、内容は幅広く網羅し、参加者の研修熱意もさることながら、成果が大きく伝わってきました。

本秋期研修会は全国レベルでの研修を一堂に会し習得できる意義があります。アンケートでも本研修会の継続要望があり、各参加者間での情報共有化や連携と協力の強化を目指して、継続して開催して行きます。

一方、要望改善のお声も拝聴しながら改善改良しつつ全国研修会を実のあるものにしてまいります。

本年は犯罪被害者等給付金支給法の施行から30周年の記念すべき年であります。いろいろな意味を包含した行事企画の検討が始まりました。今後も全国被害者支援ネットワークは加盟団体さま及び関係機関の皆さまと共に被害者支援活動に邁進して行きますので、皆さまの変わらぬご指導ご支援ご協力等を何卒宜しくお願い申し上げます。

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク※
事務局長 増茂 成史

※ 平成22年12月にネットワークは国税庁より認定特定非営利活動法人の認定を受けました。

平成 22 年度秋期全国研修会プログラム(一般公開)

日 程: 平成22年10月2日(土)

場 所: TKP 東京駅日本橋ビジネスセンター

■全体会 (9:30~12:00)

- 講演1 全国被害者支援ネットワークの社会的意義(60分) 1
認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 理事長 山上 皓
- 講演2 被害者の声(60分) 15
公益社団法人被害者支援都民センター自助グループメンバー 甘楽 奈穂美

■分科会 (13:30~16:30)

- I-1. 生活支援に必要な地域の社会資源との連携【支援員】 24
【発表・進行】 宮井 久美子 (社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長)
【進 行】 森田 ひろみ (社団法人いばらき被害者支援センター 事務局次長)
【発 表】 中村 俊二 (宇治市総務部次長 兼 総務課長)
朝比奈 ミカ (千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長)
- I-3. 関係機関との連携の開拓と強化【相談員】 48
【進 行】 大場 精子 (社団法人みやぎ被害者支援センター事務局長・犯罪被害相談員)
藤田 きよ子 (社団法人千葉犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員)
【事例発表】 高橋 加代子 (社団法人みやぎ被害者支援センター犯罪被害相談員)
金谷 祐子 (社団法人千葉犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員)

(参考) 非公開分科会プログラム一覧(タイトルのみ)

I-2 面接相談技術/代理傍聴の報告【相談員候補】

I-4 1)犯罪被害者施策と民間支援団体の関わり【事務局及び研修担当者】

2)NNVS 研修カリキュラムの各センター実施とその留意点

(以下プログラムは 10 月 3 日(日)に開講)

II-1 電話相談・応対についてのロールプレイ【支援員】

II-2 事例検討における助言方法【相談員候補】

II-3 事例検討【相談員】

II-4 各支援センターの啓発・広報・相談・養成等の状況【事務局及び広報担当者】

10月2日(土)

基調講演1

全国被害者支援ネットワークの社会的意義

山上 皓(認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事長)

はじめに

それでは早速、講義に入らせて頂きます。頂いたテーマは「全国被害者支援ネットワークの社会的意義」ということですが、私たちは、被害者支援活動を始める時に、社会的にどのような意義があるかなどと考えて始めたわけではありません。始めたきっかけとしては、私は、精神科医として臨床と現場を見てきた人間ですので、支援を必要としている犯罪被害者を現実を目にしたときに、よその国ではしっかりと支援をしていることも知っていたものですから、まずは、自分たちでもできることから始めようとし、周りの方の協力を頂いて進めてきたという経緯がある訳です。しかし、被害者支援活動を警察はじめ関係諸機関、いろいろな方々の協力を得て進めてくる過程において従来の制度の在り方に疑問を抱いたり、あるいは、政府の施策検討に専門委員として加わって、諸種の困難な課題に直面したりする中で、あらためて、私たちの活動の意義を考えさせられる機会は、よくありました。本日は、そのような折に感じてきましたことを、少し整理して述べさせて頂こうと思います。

私は、これまでの経験から、全国被害者支援ネットワークの活動の社会的意義として特に重要なのは、次の三点にあると考えております。

- 1) 市民による被害者支援事業の推進
- 2) 市民としての犯罪被害者への連帯の意思表示
- 3) 市民による社会改革実現への一寄与

市民による被害者支援事業の推進

日本における犯罪被害者支援の活動は、私たち民間団体の活動から始まりました。被害者支援先進国でも、最初に民間団体支援の必要性に気付き、取り組みを始めたところが少なくありません。市民が苦しんでいる隣人に手を差し伸べることから始まって、それでも、じきに国がその事業の特別な重要性を認め、国や地方公共団体が率先して財政面などで民間

団体をサポートする形で、責任を持って被害者支援事業を展開する国が多くなっています。

日本では、官民の連携が欧米諸国のように円滑にできない事情もあり、国による財政的支援も容易には受けられないので、私たちにできることには限界があります。それでも、国の犯罪被害者等基本計画において、私たち全国被害者支援ネットワークとその加盟団体に代表される民間団体は、地方公共団体と並んで、被害者支援事業実践の中核拠点として位置づけられ、国や地方公共団体からの財政的支援も、緩やかにではありますが、向上してきております。

被害者支援活動は、国の取り組みが遅れる中で放置され、苦しんでいる犯罪被害者の存在に気づいた私たちが、まずは自分たちでもできることから始めようということで、進めてきた活動です。その活動の広がり、犯罪被害者の声の高まりが、国を動かし、法律も変わり、国や地方公共団体の姿勢や取り組みも大きく変わってきました。私たちの実践する被害者支援の活動は、国の支援の不足もあって、その展開が欧米諸国に遅れるところがありますが、その遅れを取り戻すことが、今後の重要な課題として残されています。

要するに、全国被害者支援ネットワーク活動の社会的意義の第一点は、この、私たちが先鞭をつけて始めた被害者支援の活動を、進展させ、被害者の真のニーズに応えられるようなレベルにまで高めることにあると、思います。それには、私たち自身が直接被害者に提供できる支援の活動に加えて、時とともに増加してきた被害者支援に生かし得る諸資源、関係諸機関、団体等をつなぎ、連携して最も有効な支援を被害者に行き渡らせるようにする仕組みの構築、あるいは、そこでの支援をコーディネートする役割を果たしていくことなども、当然含まれることになると思います。

市民としての犯罪被害者への連帯の意思表示

活動の社会的意義の第二点は、市民として犯罪被害者に連帯の意を表すことにあると思います。これは、私たちが被害者支援の活動を始めるとき、また、始めてからも繰り返し、しょっちゅう感じさせられてきたことですが、我が国社会には、犯罪被害者支援よりも、加害者（犯罪者や非行少年）支援に関わるの方がはるかに多く、また、社会の制度や仕組みも、むしろ加害者のためによく整えられているのです。あらためて言うまでもなく、犯罪が現に生じた時に、加害者を応援して被害者を無視するような社会など、本来あってはならないことで、あったとすれば、崩壊に向かうべき社会です。この理不尽な社会の在り方によって、犯罪被害者は様々な形で二次被害を受けてきたのです。

そこで、私たちは、支援の活動を通して犯罪被害者に連帯して、犯罪と犯罪者に対峙する、すなわち、市民としての被害者への連帯の意思表示をして社会正義の実現を目指すことが、私たち活動の意義の第二点であると、思います。

市民による社会改革実現への一寄与

社会的意義の第三点は、社会改革への寄与としました。このようにして被害者支援の活動に取り組んできますと、社会の仕組みには、随分と歪んでしまったところが沢山あることに気がきます。本来、犯罪が生ずれば、加害者を罰して被害者を助ける。小さな社会であれば当然そうするでしょう。もちろん、加害者に対してもなんらかの支援は必要で、両者への社会的支援の間に一定のバランスがあるべきなのでしょうが、そのバランスがときとして大きく狂ってしまう。現実には、加害者に関してはいろんな保護策や支援策が、法律や制度も含めて整えられているのに、被害者のためには支援も制度も何もないような状況が、歴史的に長く続いてきたのです。そして、そのことに、行政や司法、立法に携わる人々が、何の矛盾を感じないでいられたという、異常な事態が起きていたわけです。

私たちは、被害者支援の活動を通して、犯罪被害者となることで不当に虐げられることになる市民の視点から、この社会に生じた歪みを直視することができます。犯罪被害者は、被害に遭うまでは、基本

的には普通の市民であり、たまたま被害に遭うことで、この社会の歪みによって、さらに傷つけられることになるのです。

社会の仕組みに生じた不幸なひずみを、犯罪被害者となった市民の目で見直し、そして、本来の在り方に正すという、社会改革への貢献も、私たちの活動の社会的意義の一つであります。これまでの活動の歴史を振り返ってみて、そのように思うものです。

以上、私が全国被害者支援ネットワーク活動の社会的意義として重要と考える三点について、その概要を述べましたが、以下に、それぞれの項目について、より深く触れてみたいと思います。

1) 市民による被害者支援事業の推進

第一の意義として挙げた、市民による被害者支援事業の推進についてですが、皆さん、もう当然ご存じのことですが、犯罪被害に遭うことで、人はしばしば、一人では克服できない重大な困難に直面することがあるわけです。そして、その直面する困難は非常に深刻で、多岐にわたり、社会的な総合的支援が本来必要とされるものであったわけです。

これがもし身体の病気などで、医療の領域で生じたとすれば、例えば救急車がすぐ駆けつけるとか、あるいは病院に入院させて丁寧に治療する。あるいは手術をする。治療に要した医療費もきちんと制度でカバーされる体制が、すでにでき上がっているわけです。しかし、犯罪被害者は、刑事司法の枠内で生じた問題として、厚生行政の直接の対象とされることはなく、その上、刑事司法のシステムの中も、その存在を無視される構造があったのです。

日本の行政を見てもみると、刑事司法の領域に限らず、行政機関に専任の担当部署ができ、担当者が配置される、あるいは、その領域を専門とする有力な専門家集団が存在すると、その領域で対象とされる人たちの権利は守られるようになるのですが、そのような部署、担当者、専門家等がない領域では、対象者は無視されることとなります。刑事司法領域では、弁護士さんたちが被疑者・被告人の権利を擁護するために大変な努力をされてこられました。それはそれで大変貴重な活動ではあるのですが、一方で、被害者について担当する人、あるいは支援する専門業界なども全くなかったものですから、犯罪被

害者はずっと放置されてきたという事情があったわけです。

日本の被害者支援がようやく進展を始めたのは、警察に被害者を支援する専門の部署として初めて、昨日の話にもありましたが、國松孝次長官の時代に、被害者対策要綱を田村正博さんたちが関わって作られてからのことです。この被害者対策要綱のもとで、全都道府県警察に被害者対策室等専任担当部署がつくられ、そこで全国の警察が、本来の業務の中に被害者支援を位置づけたことで、初めて被害者支援が大きく前に向かって動き出したという歴史的経緯があったわけです。

被害者支援先進国では、概ね 1970 年代より、国が市民ボランティアの活動を積極的に支援する形で、被害者のニーズに応える支援事業を展開しております。私が 1990 年にアメリカで視察した時に、もうそういう状況が起きておりました。

それに対して我が国社会は、被害者支援の必要性に気づくのが遅れております。また、気づいた後でも、国の取り組みは遅れています。後で行政の取り組みのところで触れることになるかと思いますが、行政の取り組みというのは、自分の管轄する業務の拡大・充実ということに力点が置かれやすく、被害者自身あるいは被害者支援の視点がしっかりとはないのですね。

警察の場合は、被害者支援を職務としましたから、そういう問題は少ないわけですが、例えば厚生労働省などでは、犯罪被害者のために何か特別なこと、というのはほとんどしません。PTSD に関する研修や、研究をすることなどで、予算は次第に増えていきますが、その成果が被害者に直接、どこまで返されているのか、疑問が残ります。PTSD の研修をされた人たちが、被害者支援にきちんと取り組んでくれるかどうかなどということは、厚生労働省の仕事ではないというような態度がありますので、行政の取り組みは非常に効率の悪いところがございます。

そういうところで、民間団体として、私たちが被害者支援の活動を始めることになったわけです。我が国では、被害者と市民ボランティアが率先して支援活動を開始して、国の取り組みを促してきました。

私たちが最初に始めた時、実は、国がしっかりと被害者支援に取り組むようになれば、別に我々がこ

のような活動をしなくてもよくなるのではないかと
いう気持ちもありました。現に苦しんでいる被害者の方々がいらしたので、国が本格的に取り組み、民間団体を財政的にしっかりと支援するようになるまでの間、自分たちであちこちに資金援助をお願いしてでも、活動を進めようと思いました。しかし、どこの国でも国がきちりとサポートしている事業であるから、期限つきでも結構です、ということで、各所をお願いしてきた訳です。実際に今、日本財団に、そろそろ期限ですと言われる時期を迎えているわけですが、国は直接、民間団体にはお金は出せないと言われて、なかなかネットワークには財政支援をしてくれないのです。内閣府も、民間団体としての「募金」については応援すると、言ってくれてはいるのですが。

国の考え方というのは硬直していて、要するに非常に官僚的です。例えば、被害者支援に関して、被害者支援弁護士がつくという、司法支援センターに年間数十億円のお金がつくようなことが起きるのです。官に認められた団体であれば、弁護士会の要請に応じて、どこまで被害者に役立つかわからない段階で、何十億というお金がつきながら、私たち民間団体には直接、組織を維持・管理・運営するお金は一銭も出せないというのです。そういうところもやはり大きな問題であります。

このスライドは、被害者への支援の必要性について触れた部分です。我々、日本人であれば皆、自分がきょう、あす被害者となるとは夢にも思っておりませんが、遭った途端に人生が一変し、世の中が変わり、自分の生き方も全く変わってしまいます。そして、失った子どものことで、昨日もお話がありましたが、自分を責め続ける、苦しみながら生きていくほかないような状況に追い込まれる方たちが少なくありません。心身に重い後遺症を負われる方もおりますし、一家の家計の大黒柱を失った場合には、直ちに生活に窮してしまいます。

このような悲惨な状況に置かれた犯罪被害者の方々に、かつて日本では、ほとんど何の支援もなかった。今ようやくそれが開始され、それが少しずつ進展してきているという段階です。被害者支援先進国にかなり近づいたという方もありますが、まだまだ私は、その効率の悪さを考えると、遅れていると

感じています。

次のスライドは、被害者支援の必要性に関連して示すもので、殺人被害者遺族に見られる心理的反応が大きく、立ち直りに長期を要する理由として、挙げられているものです。殺人という突然の不遇の死に伴う感情的な衝撃が非常に大きい。そして、悲惨な事件についての記憶の想起、再体験が、本人を幾度となく苦しめることとなります。加害者への怒りも激しく、抑えようがなくなることもあります。また、犯人が逃走し、捕まっていない時には、自分も被害を受けるかもしれないという恐怖を、家族の方が持つこともあります。これまで安心して暮らすことのできた社会が突然危険なものになり、周囲の人間が信頼できなくなる、孤立感と、他者への信頼の喪失も、共通する特徴であります。また、生き残ったことに強い罪悪感を感じて、自分を責める方たちも少なくありません。

こういことが複合的に作用して、殺人被害者の遺族は、通常の喪の作業を（長い闘病生活の後で亡くなられた時などでしたら、それなりの心の準備をすることができるのですが）、できなくなってしまい、つらい、苦しい状況が、ずっと続いてしまうことも多いのです。

さらに、事件のことでマスメディアが押しかけて来るとか、事件後の遺体の確認や、捜査への協力、葬儀など、次々と困難な対応を迫られます。被害に遭ったことがきっかけとなって、仕事を続けられなくて辞めたり、転職を迫られたり、あるいは、加害者ではなくて被害者の方が近隣から孤立して転居しなければならぬこともあります。

このスライドは、レイプトラウマ・シンドロームについて示します。殺人被害者遺族の方々とともに、性犯罪の被害者の方々にも、被害のトラウマの影響というのは非常に強力に残り、その後の立ち直りを大きく阻害するところがあります。それについての最初の報告がアン・バージェス博士の論文でした。PTSD という用語は、1980 年からアメリカの精神医学会の診断基準に登場してきます。それよりも前の 1974 年に、レイプの被害者にはこのような特徴的な症状があるということを挙げています。ボストン大学の看護学の教授で、レイプの被害者をたくさん援助する中で経験したことをまとめて報告した論文で

す。そこに、後の PTSD の概念につながって行くような症状が列挙されています。

急性期の症状の後にトラウマトフォビア、恐怖反応が、ずっと長い間続いて起きる。背後に人がいるんじゃないか。一人にいる時、あるいは大勢の中にいると、非常に不安で落ち着かなくなる。恐怖を感じてしまう。さらに、複合的な反応として、被害に遭ったことをきっかけに、うつ病になってしまう。あるいは、自殺を図るようになる。アルコールに依存してしまう。薬物に依存してしまう。性的に、普通とは違う、逸脱した行動に走るようになってしまう。その後の生き方・行動に、ものすごく大きな影響を及ぼすことがあるということが、明らかにされております。

ここにはレイプトラウマ・シンドロームへの接し方についても書かれております。あくまで正常な人間が、一時的な、非常に危機的な状況に追い込まれ、そこから立ち直るのが非常に難しくなっていく。その中で生活が、あるいは非常に長期に続く時には、性格までも一変してしまうような状況が生まれていたわけでありませぬ。

次のスライドには、PTSD に関する記述を参考までに示します。一度であっても、そのような外傷的体験が、なぜこんなに大きな影響を持つてしまうのかということについてです。トラウマは多くの場合は一過性の反応をもたらすのみで済むのですが、先ほど言いましたような、殺人被害者遺族あるいはレイプの被害者などについては、PTSD に移行するケースが 3 割以上に及ぶ高い確率で見られ、長期にわたり困難を抱えることとなります。

その中でも、非常に大きな意義を持つのが再体験の症状で、それだけ少し詳しく触れます。暴力的な犯罪の被害者は、被害状況において強烈な知覚体験をするわけです。これには、しばしば激しい恐怖感、ときには殺されるかもしれないという恐怖も感じませぬ。絶望、屈辱、憎悪など、非常に激しい感情が伴うことも多いのです。

この強い負の感情に伴われた事件当時の記憶というのは、事件後もしばしば長期に亘り、鮮明に残ることが多いのです。夢の中に悪夢として現れたり、昨日、被害者の方のお話でもありましたが、日中でもその場面がふっと浮かんできて仕事が手につか

くなったりしてしまう。心像としてその場面が繰り返し浮かんだり、恐怖や怒りの感情とともに何度も思い返されたりし、神経生理学的な変調がこれに加わることもあります。このような体験が本人の意思とは関係なしに生じてくるものですから、普通の生活を営めなくなってしまうこともよくあります。

また、事件に関連した錯覚やフラッシュバックも見られます。事件を連想するような何かに接した時など、まるで事件の現場に立ち戻ったように、たとえば、刺された時の痛みとか、そういうものまで復活してくるかのような、激しい恐怖の体験をすることも、しばしばみられるわけです。

このような状況において、通常、人は、つらい体験を思い出すまいとして抑え込もうとします。その記憶を、つらい感情とともに抑え込み、思い出すまいとすることで、かえってそのような状態を長引かせてしまうことがよくあります。

ですから、被害者支援の最初の段階において、援助者は被害者の気持ちをよく聴き、つらい体験を語って頂いて、感情とともに外に出すことが、とても大切です。そうすることで、このような症状を重くし、長期化させることを防ぐ一助となるのです。その点からも早期の援助、事件後間もない時点でのしっかりとしたサポートが必要なわけです。被害者のそばでしっかりと傾聴し、そのつらい記憶を感情とともに受け止める方たちの存在が必要とされているわけです。

また、これはまた後で触れますが、そのような意味での非常につらい体験を共有している方たちの集まりとしての自助グループの存在は重要です。互いに、多くを語らなくても気持ちが通じ合えるもの同士の集まりです。そして、それぞれが最もつらいと感じている記憶であって、同時にとても重要で、どうしても抑えておいてはいけないと感じている思いを、その場で話し、互いに支え合うことができる、自助グループは、そのような非常に貴重な役割を果たし得る場なのです。

次のスライドは二次被害の例を示すものです。犯罪被害者は、事件による直接の被害に加えて、事件後にしばしば二次被害を受けます。この例は、高齢のお姉さんが

シンナー乱用者にハンマーで頭を乱打されて、救急車で病院に運びこまれ、付き添っていた、妹さんの報告です。警視庁の協力を得て実施したアンケート調査に記されていたものです。病院の対応がとても残酷な対応で、ぐるぐる巻きに包帯で巻いただけで、長く待たされ、ようやくやってきた院長は、「どの人?」「この人?」「もう駄目だ!」と言って、行ってしまったというのです。妹さんは、「残酷な事件とともに、病院のこの対応がいつも一緒に思い浮かんで、胸を締めつけられる思いがする」と言っておられました。

次のスライドは、性犯罪被害者の例です。ひどい痴漢の被害に遭って、思い切って本人をつき出したところ、相手の弁護士に呼び出されて「本人は高齢の両親と同居している。だから、本人が刑務所に入ったら、この両親はどうなると思うか」と言われたと言うことです。まるで、自分が悪いことでもしているような気になって、とてもつらかったと言います。しばらく考えて、一晩中泣いて悩んだりしたあげく、結局は、訴えを取り下げってしまったということでした。加害者にはすぐ有能な弁護士がついて、被害者を責めるようなことさえしかねないという状況の中で、被害者はさらに傷つけられていることがわかります。

この表は、マスコミからの二次被害について示すものです。マスコミはいつも正義の味方と言われますけれども、被害者が例えば名前とか写真を出してもらいたくないと思っても、それを無断で出されてしまったり、誤った記事を出されたり、強引に取材をされたりし、そういうことで傷つけられるよ

犯罪被害者実態調査研究会(椎橋隆幸会長, 2001)

アンケート調査: 被害者遺族 213人 身体犯被害者 224人 性犯罪被害者 121人

	被害者遺族	身体犯被害者	性犯罪被害者
直接取材され、報道された。	32.7%	15.5%	4.2%
直接取材されず、報道された	51.9%	50.2%	25.4%

取材又は報道の評価(悪かった点)	遺族	身体犯被害者	性犯被害者
事実とは違うことを報道された。	50.0%	27.4%	16.1%
名前、写真等出して欲しくないもの出された。	58.4%	30.1%	19.4%
考えていた内容と違うものが報道された。	51.4%	24.5%	19.4%
本当に伝えたい部分がカットされた。	37.1%	13.2%	10.0%
心情を無視するような強引な取材だった。	35.2%	6.9%	6.7%
自宅敷地内に無断で侵入された。	30.2%	3.8%	10.0%
集団で来られた。	24.4%	2.0%	10.0%
深夜に来られた。	20.5%	1.0%	6.9%
隣近所に取材された。	59.4%	7.6%	10.0%

うなことがしばしばあることが分かります。一方で、少年法で守られている犯人の名前や、顔写真は伏せたりはする、このような態度も社会の側の大きな問題の一つと言えます。

次のスライドは、アメリカにおいて行われていた犯罪被害者への早期支援の概要を示すものです。私たちは1990年以降、何度か調査に行きましたが、アメリカでは、どこでもというわけではないですが、早くから、事件直後からの早期援助に取り組む体制が取られていました。体制が整ったところでは、事件直後から現場に訓練を受けたボランティアが飛んでいって、心理的なサポートをしたり、必要などころに車で運搬の役割をしたり、必要な情報を提供し、被害者が利用できる施設を紹介したり、あるいはそこに連れて行ったりしていました。

ご自宅が空き巣に入られたような時には、窓の修理とか家の片づけなどを一緒に援助者がする。それから、急に家族が亡くなられたり、あるいは病院に入院したりということで、それまでの家庭生活が継続困難になった場合には、お子さんを預かってお守りをしたり、買い物に代わりに行ったり、といったことも、援助者がしておりました。被害者が事件直後から必要とする支援をできるだけ、きちんと見極めて、速やかに提供するということが、目指されていたわけです。

アメリカの被害者支援の歴史を簡単に記すと、この表のとおりで、1984年の時点で犯罪被害者法ができ、その翌年から被害者支援に国の資金が、これは罰金から回っているお金だといいますが、4,500万ドル。数十億円の資金ですね。2002年には全国の支援プログラムに2億ドルですから、200億円近いお金が出ている。アメリカで被害者支援に関わる人は、ボランティアもたくさんおられます。専門家もたくさんアメリカはいますけれども。いろんなタイプの支援センターが全国各地にあり、それらの活動を、国が財政的な責任を持って応援してくれているという構造があるわけです。

イギリスの被害者支援については、むしろ国が率先して始めたと言えるかもしれません。犯罪者の更生保護の領域から、犯罪者に対する地域の感情が非常に悪いことが社会復帰の障害になっていることが問題とされ、地域感情の改善のため試みに始めた被

害者支援の活動が好評を得たことから始まったものです。ビクティムサポート (VS)」という組織をつくり、今、全国で370支部、900人の有給職員と1万6,000人のボランティアがいて、年間50億円ほどの資金が国から出ております。

活動の始まり方は異なりますが、今では、国が被害者支援を国策の中に位置づけ、被害者に対する直接的な支援を財政的にしっかり支援しているのが、共通の特徴と言えます。

アメリカの被害者支援発展の経緯
1966年、政府の被害化調査→公的資金投入
75年、NOVA (全米被害者援助機構) 設立
84年、(Victims of Crime Act) 制定、
85年、被害者支援に4,500万ドルの予算
2002年、支援プログラムに2億ドル以上の予算

イギリスの被害者支援の歴史 (VS)
1974年、Bristolで被害者に対する実際の援助の試み
1979年、内務省の出資により、Victim Support 設立
1987年、殺人被害者遺族の会SAMMへの援助を開始
1996年、全ての刑事裁判所に「証人サービス」を配置
2002年、年間約50億円の政府財政援助を受ける。
全国で370支部、900人の有給職員、16000人のボランティア

これに対して日本では被害者支援活動の開始は随分と遅れてしまいました。これは、その初期の活動に貢献された、市瀬朝一さんに関する資料です。昨日の内閣府太田裕之室長のお話にありましたが、市瀬さんが国会に被害者支援のための制度をつくってほしいということで要望書を提出された(1974年)、その時のものです。その翌年、市瀬さんは国会で証言をしております。市瀬さんの言葉をそのままの形でお伝えしたいので、スライドに示します。

そこで、市瀬さんをご自分が運動を始めた理由について、「私は、たった一人の26歳のせがれを…」と、ここに示すように、述べています。鉄工所の跡取り息子で、非常に評判の良い方であったのに、近所の不良少年に刺されました。その少年は不良仲間「お前は人を刺したこともないだろう」と言うてからかわれて「俺だって刺せる」と言って飛び出して、待ち受けて、通りかかった息子さんを刺したのです。市瀬さんは、20時間、病院で息子さんに付き添い、息子さんは息を引き取る際に、「おやじ、悔しいから、かたきをとってね」と、言い残されたのです。この言葉にどうして報いるかということ、



市瀬さんは懸命に考えられ、本当に裁判所で刺してやろうと思ったこともあったそうですが、残される家族のことを考えて、それもできなかつたとも述べています。その後、鉄工所を畳まれ、全国各地の被害者遺族を訪ねては呼びかけ、このような犯罪を撲滅する運動を開始され、それが後に、犯罪被害給付制度の制定へとつながっていったのです。そして、犯罪被害者等給付金支給法が1980年に制定され、その施行10年を記念して1991年に東京で開かれた「犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウム」が開催されて、それが私たちの被害者支援活動開始のきっかけとなったものです。その会には、私と大久保恵美子さん、富田信穂さんも、参加しておりました。

これが、1991年の「犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウム」の様子です。警察庁の田村正博さんと安田貴彦さんと、本日いらしている黒澤さんが企画され、開かれたものです。

そこで被害者学の学者の方たちは、犯罪被害者の実態調査の必要性を主張され、私は、たまたま、その前年にアメリカにおける被害者支援活動の充実ぶりを視察していたものですから、日本でもそのような活動を始める必要があるかもしれないと指摘しま

した。

ただし、実際のところ、日本の犯罪被害者の実情は、当時まだあまり知られていませんでしたし、支援が必要と訴えるような被害者も、まだいなかったのです。それで、日本の被害者は本当にそのような支援を必要とするだろうか、……日本の被害者は、国民性もあって、耐えて黙っていることが多いので、はたして支援を求めらるだろうかなどとも言われるような、状況でもあったのです。そこで大久保さんが会場から手を挙げて、ぜひそういう活動を始めてほしいと言われ、それがきっかけとなって、当時の東京医科歯科大学の研究室において、被害者支援の活動を始めた(1992年)ものです。

これは、相談室を開いた時の様子です。犯罪被害者支援基金の機関誌に、開設のご挨拶を記した時に、遺族の方からいただいた手紙の文も添えました。「被害者の人権が尊重される社会を——」という「題」を見て、本当に涙があふれました、と。ご主人は精神障害者に殺されて、犯人が病院に入ったと聞き、後に病院に電話を試みたら、「障害者の人権がありませんから何も言えません」と言われたそうです。自分は残った子どもたちの世話をし、本当に苦しい思いをしているのに、何も守られていない。被害者の人権はどうなっているのかと、非常に悔しい思いをしたと、記しておられました。

1995年より各地に相次いで犯罪被害者支援センターが立ち上がり、1998年に8団体で全国被害者支援ネットワークが作られ、早速その翌年に「犯罪被害者の権利宣言」を、「被害者の権利委員会(富田委員長)」のもとで、つくりました。委員会には法律家も何人かおられましたが、刑法の学者の方たちは「被害者の権利」という言葉に拒否反応を示されました。それまで法律の専門家の間では、「人権」という言葉は、被疑者・被告人の国家に対する守られる権利ということで用いられてきたのです。そこに「被害者の権利」という概念が登場すると、これまでようやく築き上げてきた被疑者・被告人の人権が侵害される、元に戻されてしまうのではないかと、そういう懸念を持っておられたようです。

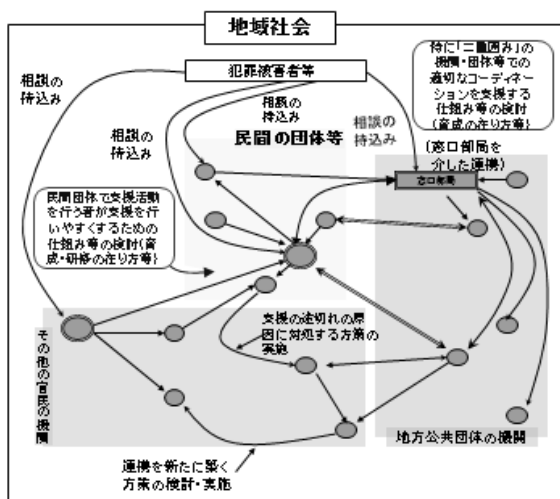
でも、加害者の人権が被害者の人権以上に尊重される社会など、あっていいはずがありません。私たちは常識的な在り方として、被害者の人権擁護の必

要性を主張し、そこで幾人か、当時警察庁にいらした太田室長もそうでしたし、あるいは村橋さんという見識のある弁護士さんも建設的な意見を言うてくださって、この権利宣言が出来上がったものです。そこで、ここに記した七つの権利、昨日の太田室長のお話にも出たので詳しくは言いませんが、これを宣言したものです。それが、5年後の2004年に「犯罪被害者等基本法」に結実して行ったということです。

この表には、全国被害者支援ネットワークに加盟する全組織の名が設立順に示されています。ネットワークは今年の4月で、全都道府県に組織ができ、ようやく本当の全国組織と言えるようになりました。今はさらに、欧米の進んだ支援に並ぶことができるよう、できるだけ早期に充実した援助ができる体制を整えるよう、努力しているところです。

これは、内閣府で「犯罪被害者等基本計画」の検討の際に用いられた図であります。全国被害者支援ネットワークは、まだまだ力不足ではありますが、被害者支援の領域で一定の実績をあげてきましたので、この図に示すように、国も日本の支援の実践の中核組織として、地方公共団体と並んで民間の団体としてネットワークを位置づけてくれました。これで欧米並みの財政的支援をしてくれるといいのですが、そここのところはまだ大きな壁が存在しています。

犯罪被害者支援における関係機関・団体の連携・協力のあり方



それでも、基本計画の策定を契機として、警察庁を通して、私たちのこの研修会などに応援をして頂けるようになりましたし、随分と改善がされてきております。

以上、私たちの活動の必要性と、その発展の歴史的経緯等について述べてきましたが、このような経緯からもお分かりいただけるかと思えます。全国被害者支援ネットワーク活動の社会的意義の第一点は、犯罪被害者がせつに必要としていて、私たちが被害者の声に応じて開始した被害者支援事業を推進し、その水準を、被害者の真のニーズに十分応えるレベルにまで高めていくことにあります。言い換えれば、この国の犯罪被害者に、いつでも、どこでも、必要な支援を提供できるような社会づくりを目指し、その実現に貢献することが、私たちの第一の使命であると考えております。

2) 市民としての犯罪被害者への連帯の意思表示

ネットワークの社会的意義の第二点として掲げたのは、市民による被害者への連帯の意思表示であります。

先ほどから何度か触れておりますような社会の仕組みの歪み、被害者を放置して被疑者・被告人の人権擁護に力を注ぐ社会政策の歪みのもとで、被害者は孤立しがちです。もともとトラウマの影響で孤立しやすいところに、さらに様々な形で二次被害が加わり、必要な支援もないということで、孤立しがちな犯罪被害者に、市民として連帯の意思表示をする、加害者ではなく、守るべきは被害者なのだということを示すことが大切です。

社会正義の実現と安全な社会の実現に取り組むことは、市民が安心して暮らせる社会を築く上で、とても大切なことであると思います。それに反することが現実に生じているのに、行政を担当される方々や刑事法に関わってこられた方々が、それを長く問題としてこられなかったことこそが、むしろ異様なことではないかというように私は思います。

社会には、犯罪被害者を支援する制度や仕組みが不足していて、犯罪被害者のための支援者も少ないのに、他方において、加害者となった犯罪者を支援する制度や仕組みは整備され、声の大きな支援者も多いわけです。このことが、犯罪被害者の社会不信を一層増幅させてもいるのです。

私は、大学に勤めていた頃に、非常勤ですが、法

務省の中央更生保護審査会の委員を務めたことがあります。それは、犯罪者が正しく更生して社会に戻っていく時に、刑罰を恩赦により軽くしてよいかどうか、そういうようなことを審査する機関です。反省の色もないような人たちと比べて、一部ではあっても真面目にしっかりと更生の道を歩もうとする方たちを励まし、更生保護関係職員や保護司の方たちなどもサポートするような、更生保護事業のシステムがあり、その中に審査会も位置づけられています。

その関係で、更生保護関係の大会にも招かれることがあります。2009年には、日本の更生保護事業60周年の大会が、全国から多数の保護司さんを集めて開かれました。私はよく、更生保護事業への国の取り組みを被害者支援事業への取り組みと比較して見てしまうところがあるのですが、保護司さんの旅費などは、ボランティアとはいいいながら、研修等の実費弁済費として毎年4億円ほど支給されると聞いています。その大会には天皇、皇后両陛下が臨席され、壇上左側には主催者の東京都知事と法務大臣が立たれ、右側には三権の長、総理大臣と参議院議長、最高裁判所長官が並ばれ、数千人の保護司さんが出席して表彰されておりました。

加害者の更生保護事業が非常に重要なものであることはよく理解しているつもりですが、その事業体制がこれほどに整備されているのに比べ、犯罪被害者支援事業の体制はまだ未整備で、社会的によく知られず、評価もされていないということであらためて感じ、残念に思いました。いずれにせよ、被害者よりも加害者が大切にされていると感じさせられるような社会であってはならないし、私たちは、今後、私たちの活動の意義を社会のあらゆる方々にきちんと理解していただけるよう、さらなる努力が必要であろうと思います。

それから、このスライドには、「小さな社会」であれば決して起こり得ないような、バランスを失った社会の歪み、理不尽な社会のありようが、犯罪被害者に様々な二次被害を及ぼしてきたとも記しました。私は、社会に起きている複雑な問題の意義、評価に迷うときには、原初の「小さな社会」であればどう対処されたかを考えてみるがあります。例えば、数十人とか100人程度からなる小さな社会において、

一つの事件が生じ、一人の加害者が一人の被害者に大きな傷を負わせたとします。当然のこととして、その社会では、被害者を助けるのが第一で、併せて、加害者を拘束し、厳しく罰しようとするはずなのです。ところが、社会が大きくなり、仕組みが複雑になり、縦割りに区切られて行く中で、そうした原点が忘れられ、裁判所を中心とする壮大な刑事司法システムが構築されてきたのです。そこでは、裁判官や検察官に対峙して被疑者・被告人である加害者が弁護士の支援を受けて堂々と権利を主張できるのに、その一方で、被害者は放置され、踏みつけにされていたという、ひどい社会の現状があったということです。このような歪みは社会のあらゆるところに影響を及ぼしており、先ほどのマスコミの扱いもそうです。記事を載せる際に、加害者の人権には慎重に配慮する一方で、被害者の人権を侵害するようなことが、普通に行われてきたわけで、そういう状況を正して行くことも必要です。

社会は本来、被害者の味方である、我々市民は被害者の味方として連帯するのだという意思表示は、被害者のために必要であるだけでなく、この歪んだ社会の在り方を本来あるべき姿に正すためにも必要とされているのだと思います。

そのような思いから、私たちは被害者支援の活動を進める過程で、当初より、被害者・遺族の方々の団体と連携してきました。私たちが犯罪被害者相談室の開設準備を始めた1991年に相次いで立ち上がった二団体、富山の久保さんがつくられた「飲酒運転に反対する市民の会」と、千葉の井手さんがつくられた「全国交通事故遺族の会」の資料写真です。私たちは、犯罪被害者に味方として連帯し、共に、社会に改革を迫るということをしてきたのです。

被害者自身がつくられる団体は、被害者支援の上でも大きな意味を持っています。先ほど、被害者の心理面の解説のところでも触れましたが、被害者は孤立して、つらい思いをされることが多いのです。そのような方たちが、同じような体験をされ、同じ思い、同じ感情を共有される方たちが、同じ関心を持って話し合える「場」は、非常に大きな癒しの場ともなります。加えて、その場は、事件直後で打ちひしがれ、あるいは途方に暮れている方が、そこで立ち直っていく方々に出会うことができる場でもあ

り、経験者から適切な助言を得たり、あるいは、立ち直りへの手がかりを見出したりすることのできる場ともなるのです。

被害者団体との連携に、全国被害者支援ネットワークはこれまで積極的に取り組んできました。犯罪被害者団体ネットワーク（愛称「ハートバンド」。代表：前田敏章氏）の全国大会には、私たちは共催あるいは後援として、毎年協力しており、昨年の大会には19団体が参加しました。事務作業に加えて財政面でも同団体を支援してきましたが、ネットワークの財政事情もあって、残念なことですが支援額を減額しています。むしろ増額していかなければならないような状況と思うのですが。ハートバンドの全国大会に、塩崎官房長官（当時）がいらしたときの写真です。このように、被害者団体と一体となって働きかけをして行く中で、犯罪被害者等基本法ができ、そして、国の施策の充実が図られてきたという、経緯があるのです。街頭行進の写真もありますが、遺族の方々と一緒に、さまざまな働きかけをしてきたわけです。

さらに、市民が被害者支援の活動を通して被害者に連帯の意思表示をすることの意義には、被害者の二次被害の防止と、社会に対する信頼の回復に寄与することも含まれます。また、犯罪被害者はもともと普通の罪のない市民でありますし、誰でも被害者となり得るわけですが、被害者に連帯して犯罪と犯罪者に対峙することは、安全で公正な社会を構築して行く上で、極めて重要な意義を持つだろうと思います。

次に示すのは、被害者のために「国がしてこなかったこと」を明示するものとして、貴重な事例と考えます、私が更生保護審査会の委員をしていたときに知った事例です。この審査会では、無期囚も審査の対象とされます。大抵は殺人などの重大な罪を犯して無期懲役の判決を受けて、10年、20年と刑務所で服役し、その中で、行いが良くて仮出獄が認められ、さらに社会の中での生活を10年、20年と、保護観察官のサポートを受けながら送ってきて、それで立ち直り、更生の実が上がったと見なされる人が、刑の免除を許す恩赦を願い出た時の審査です。審査会で厳しく審査をし、恩赦が認められると、最終的には天皇が署名をされて成立する制度なのです。こ

の審査を前に、保護観察所はいろいろな調査をするのですが、その一つに「被害者感情調査」というのがあるのです。犯罪者の処遇に関わる法務省は、被害者との接点をほとんど無くしておりましたが、唯一、恩赦の時の被害者感情調査が接点となっていたのです。30年前、40年前の事件について、犯人は立ち直ってきていて、恩赦の申請が出されていますが、被害者としていかがお考えでしょうかということをし、法務省の保護観察官、あるいは保護司さんが遺族のところに聞きに行くということがあるわけです。それは、被害者にとっては極めて外傷的な体験になることも多いのですが、それでも、法務省がその接点をきちんと持ち続けてきていたことで、その実態がわかり、その問題も見えてくるというところがあるのです。

この被害者の方は、0歳の時に実母を殺されています。加害者は、社会に復帰して成功して、刑の免除を願って恩赦を請願したわけです。更生の仕方は確かに良くて、親の会社を継いで社長にまでなった人ですが、福祉関係のボランティア団体の代表をされたりもしていました。また、結婚もしたけれど、自分には資格はないといって手術で子どもを生めないようにしたとも記しておりました。しかし、被害者遺族である女性は、保護司さんによる訪問調査に衝撃を受け、その気持ちをここに示すような手紙として、保護観察所に寄せられました。

「私は、生まれた頃に父を結核で失い、生後2カ月で母を殺され、祖母に育てられましたが、12歳の時に祖母は脳溢血で倒れました。父方の叔母の世話で高校を卒業しましたが、床につくたび涙で枕をぬらしていました。幸い親戚が手厚く世話をしてくれましたが、そのことが自分の心の重荷となり、筆舌に尽くし難い苦痛を味わいました。親族が高齢で亡くなって行くと、相談できる相手もいなくなり、母への思慕は募り、片時も母のことを忘れたことはありません。」

「恩赦については、はっきり申し上げたいと思います。私は46年間、放っておかれました。本人からも、国からも、誰からも、何の償いも受けることなく、ただ放っておかれました。本人の行為により、生活のすべてに、どれほど筆舌に尽くし難いつらい影響を受けたか、計り知れません。」

「何より、乳飲み子を残して死なざるを得なかった母の無念さを思うと絶対に許せません。母の無念を誰が代弁するのか。本人の恩赦については承服しかねます。本人に恩赦を与えなければならない必然性が理解できません。一体何のためなのか。私たちが受けた苦痛が癒やされていないのに、本人が許されるということ、また許す必要があるということが、納得できません」。

これが、被害者感情調査を受けられた被害者遺族の率直な思いです。国は、被害者とのその接点を僅かに持つてはいましたが、被害者のためには何もしてこなかったということ明らかにする結果となっています。加害者のためには何十年にも亘ってこれだけ丁寧にサポートしていたのに、です。

この時の審査では、恩赦は認められませんでした。その5年後に再度請願された恩赦の際には、保護観察官の適切な指導もあって、加害者がきちんと謝罪をし、慰謝もして、さらに遺族の方もよく考えられたうえで、一緒に保護観察官と母の墓参をされた上で、墓前で最後に「母も許してくれると思う」と言われ、恩赦に同意されたという経緯がございました。

3) 市民による社会改革への一寄与

社会的意義の第三点とは、これまでもかなり詳しく触れてきましたが、「被害者となった一般市民の視点から、国の制度や行政の在り方を見直して、その歪みを正すこと」にあります。そのような努力は、真に国民のためとなる政治・行政の実現に寄与すると考えます。巨大化した社会は、ともすればバランスを失った発展をしがちですが、市民の視点からそれを正すということは、とても大切なことだと思います。同じような意味において、犯罪被害者の視点から刑事司法と法務行政の在り方を見直して、その歪みを正す努力をすることは、刑事司法を真に国民のためのものとする上で重要なことだと私は思います。また、司法・法務の現場に犯罪被害者の視点を取り入れることは、犯罪者自身の真の更生の実現にも寄与し得るもので、そのような点からも、とても大切なことであろうと思います。

すなわち、ネットワーク活動の社会的意義の第三点は、被害者支援活動を通して、行政や司法・法務

の在り方に生じた歪みを指摘し、その改革の実現を図る運動体である点にあると考えます。

犯罪被害者等基本法の第3条には、この法の基本理念として、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ということが定められました。基本法にこれがきちんと認められたために、法務省はこれに基づいて、犯罪被害者等基本計画の中で、スライドに示すように、これだけのことを成し遂げることができたわけです。

要するに、これまで刑事司法では、加害者を中心にして、加害者を守る弁護士と、加害者を責める検察、中間に立つ裁判官という構図の中で、すべてが律されてきたわけですが、この法律の制定により、そこに被害者の立場を、尊厳にふさわしい処遇ということ、十分配慮に入れなければならないということ、ようやく法務省も考えられ、これだけの新たな施策を挙げて、実行に移されたということです。

特に6番目の項目としてあげた「刑事訴訟法の改正」により、被害者が訴訟に参加できる。あるいは、刑事裁判の結果を損害賠償請求に利用できる制度の実現という、非常に大きな改革が行われたわけです。このことは、法務省の努力によるものであると同時に、犯罪被害者遺族や、被害者支援に携わる者、我々皆で基本法制定を促した成果でもあります。この法律がなければ、法務省もこれほどの改革は不可能であったと思います。

市民の視点からの制度改革の必要性

市民の視点に立った制度改革の必要性は、犯罪被害者に直接関わる領域だけではなく、刑事司法制度の様々な領域にあると感じます。私は東京医科大学において犯罪者処遇の在り方についても研究し、制度改革に取り組んだことがありますので、そこで経験したことのいくつかを、参考までにご紹介しようと思います。

触法精神障害者再犯防止策について

この表が示すのは、精神障害の状態ですべて事件を起こしていた人（触法精神障害者）の、犯罪歴を調べたものです。私たちがかつて法務省の協力を得て行った調査で明らかにされたことですが、何度も何度も事件を繰り返して、その都度精神病院に入院し、す

ぐに退院してまた事件を起こしていた、一群の人たちがいたのです。ここに示す人は、まだ病気になる前の少年時代から非行、犯罪を繰り返し、何度目かの事件で刑務所に入っていた、34歳の時に精神病を発症したのです。発病後は、事件を起こすと、検察官はすぐに不起訴処分をして精神病院に送るようになりました。一般の病院が犯罪者の再犯を防ぐ治療などできるはずもありませんので、すぐに退院してはまた事件を起こすのです。検察官は裁判などいう面倒な手続きを省略できる、不起訴処分による精神病院への入院という制度を好んで用いる傾向があります。ところが、一般の精神病院は、手がかかったり、乱暴をしたりするような患者は、あまり長く入院させません。それで、この表に示すように、入院2カ月で出て、すぐにまた殺人未遂事件や傷害事件などを繰り返す、病気になったことで、それまで以上に、より短期間で、より危険な犯罪が繰り返されるようになる。そういうことが現実起きていたわけです。

大抵の国は、精神障害の状態ですべて事件を起こした人には、刑罰の代わりに、再び事件を起こさないで済むようなきちんとした治療を国の責任で受けさせる制度を持っていたのですが、日本にはそれがなく、国がそれを作ろうとしたときには、所謂人権派と言われる方たちが反対して阻止していたのです。

その制度的欠陥が、市民にしわ寄せされて、被害者を次々と生み出していたのです。その実態を刑事司法に関わる方々、警察官、検察官、裁判官、弁護士、医師、それぞれに知っていながら、「制度がないからやむを得ない」ということで放置し、その結果、多くの被害者が、ほかの国であれば生まれない被害者が、次々と生まれていたということになるのです。日本は、そのような意味において、行政、司法などが、このような状況に応じて柔軟に、現実に対応を変化させるということが、とても下手であります。

私たちは、これらの調査結果を公表して、制度改革の必要性を訴え続け、2003年に、心神喪失者等医療観察法が制定され、これによって新たに「医療観察制度」が作られたのです。それまでは、一般の精神科に全て送られていたのを、重大犯罪を起こした人については、裁判所を通して、特別に国が指定し、

責任を持って再犯防止も考慮した医療を行い、社会復帰への過程を保護観察所の社会復帰調整官が支えるという、従来に比べ、はるかに質の高い制度ができて、それから実際に、触法精神障害者の再犯は著しく減少したのです。

この制度を作るとき、私は各種調査結果を示してその必要性を訴えたのですが、触法精神障害者のための特別な治療施設をつくることは、精神障害者を二重に差別することになると言っていて、随分と反対する方たちがいて、私は脅迫状を送られるようなこともあったのですが、ようやく20年ぐらいかけて、これが実現したものです。

性犯罪者再犯防止策検討の経緯

性犯罪の再犯防止策についても、同じような問題がありました。私は30数年前、初めて精神鑑定の助手を務めたのが、ここに示す事例の鑑定でした。強姦、強制わいせつなどの性犯罪を何度も繰り返し、刑務所に入っても、出るとすぐまた同所の犯行を繰り返していました。精神遅滞者で、責任能力も完全とは言えない人でしたので、裁判では刑も軽減され、刑務所もすぐに出てきてしまいます。

このようなとき、刑期も短いので、刑務所の職員は皆、この人は出たらまた必ずやるだろうと思いつつながら、刑務所から送り出すわけです。同様に、逮捕・捜査に関わった警察官や検察官も、出てきたらまたやるだろうと思っていて、それがじきに現実のこととなるわけです。諸外国で取り入れられている再犯防止策を講じることなく、被害者が増え続けるという、不幸な状況が、この国にはあるのです。

本来、強姦であれ、強制わいせつであれ、刑罰は重く、刑期の上限はかなり長く定められている上、繰り返す人には累犯加重も可能なので、その長い刑期を生かして使えば、本人に十分な治療的教育を受けさせたり、改心して更生するまでに必要な時間を充分とったりすることもできるはずなのですが、裁判官の多くは先例に倣い、ごく軽い刑で出所を許すし、検察官の求刑もそれに倣って、軽くされているのです。「法の下での平等」の精神が強調され、先例よりも重くはしないということで、繰り返すということが起きる。本来であれば、強制わいせつは当時に5年、短期間で続けられれば刑期を5割増しにでき

る制度もあるので、刑期はもっと長くしてよいはずなのに、先例に倣って短期とされ、その結果、犯行が何度も繰り返されていたのです。

この事例も、強制わいせつを繰り返した事例で、比較的最近の例なのですが、被害者はたいい子どもで、全部で100人ぐらいいもなります。トラック運送の仕事しながら、全国各地で被害を生んでいた。それでも、みな、懲役1年ぐらい。これが相場なのだということです。そして、出てはすぐ繰り返すようなことをやってきた。

職業裁判官はこの判決に疑問を感じないのかもしれませんが、私は、所謂専門家よりも、むしろ素人の方が、あるいは裁判員のほうが、これはおかしいと思うだろうと私は思います。このような人たちの犯行で被害者がさらに生まれることを、あまり配慮しない刑事司法、あるいは法務の実態があります。奈良で生じた幼女誘拐殺人事件があって、国民の批判が高まり、私も提言をいたしました。ようやく国も制度を改革し、少し刑務所での教育ができるようになったということでもあります。司法・法務行政の仕組みを市民の視点から点検し、見直すことは、それが本来の使命を果たすために必要なことであると思います。

犯罪被害者等基本計画の検討

犯罪被害者施策への行政の取り組みの問題に戻りますが、現在、基本計画の見直しが進んでいます。私も検討会の座長をしていて、批判もしつらい立場にはありますが、思うところを述べさせていただきます。

犯罪被害者等基本計画が定められて、行政のあらゆる領域において、いろいろな成果が表れてきていることは確かですが、領域によっては、遅れが目立っていたり、施策の拡充や見直しが必要と思われる点もあります。

その原因の一つは、施策の多くが行政の縦割りの構造の中で決定されて、その間にあるものが見落とされたり無視されたりする。被害者自身、あるいは被害者援助者の視点から見ると当然必要とされるような施策であっても、彼ら行政側の立場から見ると、自分たちの責任範囲ではないという、そういうところがたくさんあるのです。

被害者にとって必要な支援を、国、地方公共団体、

民間支援団体等が協力し、どのようにして十分に提供するか、という視点から施策を見なければならないと思うのですが、官僚組織というのはそういう柔軟な対応が苦手な上、民間団体に対する国の財政的支援に制約が多いことから、円滑な連携ができないのです。

そういう行政の硬直した姿勢の在り方が問題と感じられた具体例を挙げてみます。司法支援を例に取ってみますと、民間団体は、もう10年も前から被害者支援の一環として、被害者遺族の警察、検察、裁判所等への付き添い業務をしていますし、それは国の基本計画の一環として位置づけられてもおりますが、この活動に国の財政的支援はほとんどありません。ところが、今回の基本計画では、司法支援に関して、被害者参加人のための弁護士活動の経費として年間数十億円の予算がついているのです。民間団体の付き添い支援には一銭もお金がかからないし、裁判所内での被害者支援の充実も容易にはできないのに、弁護士業務となると、それが被害者にどこまで役立つかどうかもわからないような段階で、多額の予算がつくのです。一方で、裁判の傍聴のため遠隔地から駆けつけなければならない、お金に困っている遺族の交通費も国からは出されないという状況があるのです。官尊民卑といいますか、こういう感覚が、やはり正されなければならないのだと思います。なお、裁判に参加する場合の被害者の旅費については、今回ようやく、法務省でも検討が始まることになりました。ささやかな一歩ですが、将来につながる重要な施策と思います。

民間団体への国による財政的支援が遅れています。せっかく、警察予算や地方交付税として予算が付いた場合でも、実際にはその一部しか民間団体には届かない。お役所の決まりというのは効率が悪くて、もっと国民中心、被害者中心、支援中心に見て考えて頂けないだろうかというのが、私の願いであります。予算の効率性を上げるという視点からも、厳しい検証が必要であろうと思います。

最後に示すのは、全国被害者支援ネットワークの目指すものです。「いつでも、どこでも、等しく、必要な支援サービスを」提供できるような団体に、ぜひなりたいと思います。地域における支援の中核的な拠点となる。援助スタッフとして、できるだけ適

性を有する優れた人材を確保する。研修して育った方には、ぜひ辞めないで続けて頂きたいと思っています。研修を充実して、支援サービスの質的向上を図ることも大切です。そして、国の基本計画が作られた今では、それぞれに地方公共団体も、被害者支援に責任を有しておりますので、一緒に連携して進めることで支援活動の充実を図ることも大切です。このような活動を、私たちは犯罪被害者の方々、被害者団体と手を携えて進めてきましたし、これからも皆さん、頑張っ続けていただきたいと思います。

10月2日(土)

基調講演2

被害者の声

甘楽 奈穂美 (公益社団法人被害者支援都民センター自助グループメンバー)

こんにちは。きょうは貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。この時間を利用して皆様にお伝えしたいことは、たくさんあります。できれば順を追ってお話したいのですが、私は今現在、事件から9年経っておりますが、原稿が書けない状態です。なぜ原稿が書けないかと申しますと、一番最初に「平成13年6月、主人を殺人、刺殺」そのところで手が止まってしまうんです。

刺身包丁2本でメッタ刺しにされた主人をこの目で見て、内臓が飛び出しているのを押さえ込もうと思っていたのを、震える手で、「私の手で触ってはいけない。お医者さんが治してくれるから」。飛び出した腸を救急車の中で、どのくらいの時間だか。もうその時点で、私はすべての感覚が麻痺しております。だから、15分経ったのか、10分経ったのか、もっとそれ以上だったのか。普段だったら一生見なくていいものを、私はこの目に焼きついております。

そんな状態が次から次へと、頭の中に映像がパッパッパッパッと浮かんでくると、ボールペン、鉛筆、シャープペン、持っている手が震えてきて、原稿用紙の上には涙がこぼれて、それ以上、書くことができません。9年経った今でも、もう一度会いたいという。貴重な声を届ける、その原稿さえも書けない状態です。こうして言葉にすることが、今現在、私ができる精いっぱいのことです。つたないお話ですが、最後まで聞いて頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

話が前後してしまいましたが、平成13年の6月、主人は仕事に殺されました。加害者は犯行当時40歳。裁判の中で知ったんですが、大学入学1週間不登校になり、家庭内暴力、いわゆるニート、引きこもり。加害者の親も心配をして、病院に連れていったりとかしたらしいんですが、最終的には加害者の両親も出て、とても人が住めるような状態ではな

いところに、加害者はずっと引きこもっておりました。

私たち夫婦は、その加害者宅の隣で自動車修理会社を経営しております、24時間、主人と2人、べったり一緒でした。

加害者は、隣の元父親が経営していたタクシー会社の、それこそ事務室、その電話でタクシーを配車する一坪もないようなところ、そこに寝泊まりしていたようです。

結婚した時すぐに主人に、「隣にちょっと変なやつがいるから気をつけろよ」とは言われていましたが、その時点では、特に私も真実味を感じることもなく、ただ、ちょうどオウムの事件が騒がれていた時、男性ですが、腰の近くまで長い髪をたらし、真夏なのに黒のジャンパー、白のズボン、それに素足にサンダル、そういう姿を2、3回見かけて、「あ、主人が言う通り、怖い」というふうに思っておりました。

実際、事件に遭うまで、結婚生活の中で、加害者に会ったのはほんの数回です。その時にも、会うたび主人に「きょう、すれ違ったよ」とか、「大丈夫だったか?」と言われて、「うん。ただすれ違っただけけど」。そんな会話をしたのを今でも覚えております。

そんな加害者がなぜ主人を殺そうと思ったのか。事件の翌日に加害者の潜んでいた元タクシー会社の敷地も、私たち夫婦が経営していた自動車会社の敷地も借地でした。ただ、その借地はとても大きな地主さんの持ち物で、地主さん含め、その土地を管理していた管理会社、また、自営業ですので、商工会議所、青年会議所、法人会、その辺りも主人は商売をやっている人間の一人として参加しておりました。すべての、大家さん、管理会社、その辺、主人とつながっていたために、みんながグルになって追い出

そうしていると感じていたそうです。

加害者の親は、自分たちは病気を抱えて、母親、父親それぞれ療養施設に入っていたので、40 すぎた息子をそのまま置いておいてもしょうがない。

裁判でわかっていたんですが、私たちが営業を終えて自宅に着いた途端、駐車場をウロウロしていたりとか、それこそ、私たちはすぐ真横でしたんですが、後ろに住んでいらした一軒家の方たちは、そのタクシー会社に面した雨戸さえも開けられなかった。実際私は仕事を手伝っていた時に、その家の雨戸が開いているか閉まっているか、確認したこともありませんでした。まさか、そこに人がいるとも思っていなかったです。

刑事さんが加害者の部屋を現場検証したところ、近くに 24 時間の牛丼屋さんがありましたので、結局、話をしなくても、自動販売機でお弁当、牛丼を一つ、それを黙ってカウンターに出すと、袋に入れて、食べ物はすぐ簡単に手に入るんですね。また、近くに 24 時間のコンビニエンスストアもありますし、今、黙ってお金だけ払って、一言も会話しないで買い物ができる。それも夜中の 2 時、3 時、朝方。そんな時間だったら、店員さんもわざわざ話しかけないでしょうし、見た目からして話しかけられないと思います。

そんなような状況で、そこにまさか住んでいたこともわからないですし、年に数回、水道の検針の方が、「水道を使っているみたいなんですけど、隣、いらっしゃいますか」「いえ、営業時間で見かけたことはありません」そういうふうに話しておりました。

加害者は裁判では、一方的に自分のことを主張しておりましたし、通院歴があるということだけで、裁判証拠には、その時には多分、うつ病ぐらいのことで大きな病名はついておりませんでした。

だけでも、「やられる前にやってしまう」。たったその一言だけ話をして、国選弁護人がついたんですが、裁判の時には自分の名前とか住所ぐらいしか言えず、あとは数回、裁判があったんですが、裁判のところに座っていて、自分のことを裁かれているのに、あらぬ方向を見たりとか、全然人ごとのように。私が泣きながらにらみつけていても、目が合っても、私のことを認識しているのか認識していないのか、わからないような状態でした。

そんな中、ずっと弁護士は精神鑑定を求め、精神薄弱、無罪をずっと主張しておりました。大切な命が亡くなっているのに無罪になってしまう。とてもとても、居たたまれませんでした。

検察側とか、一生懸命頑張ってもらって、二度、精神鑑定が入り、責任能力あり、なしが出ました。最終的には医師の法廷での証言により責任能力を問うことができ、それでも精神鑑定が入ったということで求刑は 10 年でした。

交通犯罪から比べたら、とても重いかもしれませんが。同じ大切な命を失っているのですから、年数には関係ないですけども、でも、一番最初、検事さんのお話では、「求刑 8 年で、6 年か 5 年を覚悟してください」と言われました。

で、実際、検事さんが頑張ってもらって、上の方と相談して頂き、求刑 10 年。裁判は最高裁までいきましたけれども、8 年で確定しました。今年の 11 月、満期を迎えて出てきます。犯行当時 40 歳だったので、加害者は 50 代で出てくると思います。

その間に私ができたのは、加害者処遇状況を使って、加害者が更生をしているのか、今どんなところにいるのか、それを知るためにその制度ができた時も、それを利用することさえも、ためらわれた自分がおりました。私がこんなに苦しんでいるのに、もし規則正しい生活をして.....。

裁判の時には、弁護士の指導があったのかわからないですが、一度も謝罪の言葉もなかったですし、「やられる前にやっただけだ。俺は悪くない」その言葉が繰り返されましたので、反省の言葉も謝罪の言葉も何もなく、父親も法廷に立った時は「とにかく治療してくれ」の一点張りでした。

今わかっている状態では、喜連川の社会促進センターに入っていて、何をしているのかはわかりません。

ただ、国が 8 年という刑期を決めて、11 月に出てきた時に、人生をやり直す可能性はあります。これから不幸にしても、そういう犯罪に入ってしまった人たちを助けようという人たちも、そういうことに力を向けているグループも、実際この世の中にはたくさんおられます。保護司さんとか、何とか更生して、新たな人生を歩んで行ってほしい、人生をやり直してほしい、そういう思いで、自分のできることを頑

張っていらっしやる。それは私も、被害者遺族になる前は理解できておりました。

ただ、今現在、私は主人を亡くしてから、仕事も失い、住むところも、長男で実家はあったんですが、新婚ということもあり、2、3年は別居してしましようということで、実家から5分も経たないアパートに2人で暮らしておりました。そこで事件が起きてからは、1カ月間は仕事もありましたので、自分の実家、主人の実家、行き来しておりました。

でも、実家では親の目があって泣けないんです。自分が一人になる場所がないんです。会社では、主人がいなくなったところを私が一生懸命カバーしなくちゃいけないし、家では親が悲しんでいるのに、それ以上、私が弱いところを見せられない。限界は1カ月でした。1カ月後には、自分自身で地元の不動産屋さんを回って新しいアパートを探しました。

その時に1軒目の不動産屋さんで、仕事場にも近くて実家にも近くて、ちょうどいいかなと思ったところ、その不動産さんはアットホームな事務所で、年配の方だとかいらして、多分、事件ではなくて普通の引っ越しでしたら、そういう事務所で、近所に何がりますよ、病院はここですよとか、そういう情報とかも事細やかに教えてくださるような不動産屋さんでしたが、たまたま事件発生後1カ月経つか経たないかの時でしたので、名字も変わっておりますし、新聞、テレビ、各メディアで大々的に報道されていたので、「もしかしたら、あなたが亡くされた奥様？ それで家を探しているの？」そこまで突っ込まれて聞かれました。

最終的には同じ部屋なんですが、別の大手の管理会社で、単身向けの、それこそ従業員も20代で、新聞を読んでいるか、読んでないかわからないような、たんと事務をこなすような手続きをしてくれる、そちらのところで、まるっきり同じ部屋を借りました。

私は2軒の不動産屋さんを回って、もし私が被害者遺族でなかったら、最初の不動産屋さんで契約して、近所には、病院だったらここが近いわよ、ここだったらここがいいわよとか、そういうきめ細やかな情報を得られたかもしれません。ただ、被害者遺族ということだけで、そういう言葉が二次被害になりました。

また、仕事も、主人とよく2人で、主人が、将来的にはこういうふうにしたい、ああいうふうにしたいというのを聞いておりましたので、弟の代になった時に、実の弟なんですが、「俺は兄貴のようににはできない。俺ができることをする」と言われて、ほんとに些細なことなんですが、主人が一生懸命考えて、「俺、こういうふうにしようと思う」と言って従業員に広めた規則だったり、ほんの些細なルールが、ことごとく「俺にはできないから、これはやめよう」。

そういうのをずっと見てきて、私は自分から仕事も辞めました。続けられなかったんです。主人がせっかく築き上げたものが、同じ兄弟によって、できないという理由だけで次々と壊されていく。船長が変わったら、いろんなことが変わるというのはわかっていたんですけども。

実際、もしこれが主人が病気で、いろんな、もう最後の最後まで手を尽くして看取って、主人が「じゃあ、あとは仕事はあいつに頼むな」そういうのを残してくれていたなら、私もそのまま、その主人の言葉通り、遺言通り、仕事を続けられたと思います。

ただ、仕事に突然に奪われた命は、何の言葉もなく、残されたのは主人の走り書きのメモとか、主人が営業の方と話していたことを頼りに、主人がやろうとしていたことを私が、その期末まで全部すべてをやりました。ちょう12月が決算で、6月の末に事件に遭いましたので、残り半年。辞めてしまおうと思ったことは一度や二度ではありませんでした。ただ、仕事が大好きだった主人のために、この期末だけはやり抜こう。年間通して主人が立てた計画もありましたので、これだけは私の腕で何とか、私ができる範囲のものはやり抜こうと思ってやりました。

その後は、ずっと家に引きこもろうとしておりました。その間にも、先ほどお話ししたように、裁判では精神鑑定が入っていたので、時間がたくさんあり、日々うちの中でじっとしているような状況になりそうになった時に、地元の警察署の方と、裁判所に付き添いをしていた県警の方、その方に都民センターを紹介して頂きました。

ちょうど私が事件に遭った時は、県の被害者支援センターが設立予定で準備段階でしたので、その当時、とても事件・事故が多発している県ですので「これ以上は手が回らない。都民センターという場所が

あるんだけど行って見ない？」とお誘いを受けて、訳もわからぬまま伺いました。自助グループというところに入れて頂き、同じような、大切な命を失った方たちにお会いして、最初は自分の話をすることもつらいし、また、聞くのも大変つらかったです。

ただ、私の中では、同じ年の6月の8日に大阪の池田小学校の事件がありまして、その時に朝のニュースを見ながら、主人に「こんなやつ、死刑にしまえ」と言われて、「そうだね」。主人は正義感の強い人だったので、すごく怒っていて、テレビに向かって文句を言っていて、「まあ、まあ、まあ」みたいな感じで、私は事件に遭うまでの普通の日常生活の一コマとして送っておりました。まさか20日後に、主人を同じように包丁で刺されて亡くすとは思ってもいなかったです。

また、主人が亡くなった後、主人が残した唯一のメモとか、いろんな手がかりを必死に集めながら仕事に向かっている時に、9月の11日、アメリカで同時多発テロが起きました。その時は一人で、お風呂上がりでテレビをつけた時に、変わり果てた映像を見て「このまま世界が滅んでしまえばいい」そういうふうに思いました。

でも、時間が経って、同じアメリカでも、ビルの中にいらっしやった方、飛行機に乗っていらっしやった方、助けにいった警察、消防署の方、いろんな方たちが同じような被害に遭っていて、「ああ、私だけじゃないんだ。こんなに一気に大勢の命が奪われてしまう。その奥には、たくさんの被害者遺族がいるんだ」そういうことがわかった時に、私一人が泣いていてもしょうがない。

何年か後にニューヨークへ行くことがあり、グラウンド・ゼロへ実際に行ってきました。多分、私は被害者遺族でなかったら、観光気分で行っていたかもしれません。バスから降りて、そこの現場を見た時に自然と涙がこぼれました。そんな中で復興に向けて黙々と作業が行われて、壁のところには、亡くなった方に向けたメッセージとか、ぬいぐるみとか、いろいろ置いてあって、中には団体で、観光の一環として来ている者もありました。同じ場所に立っていても、これだけ受け止める感覚が違うんだなということを思い知らされました。

今、事件から9年経っておりますが、どこか、自

分は性格が曲がってしまった、そんなふうに思う時が時々あります。それは、怖いものが一切ないということです。何が怖い。一番怖いのは、自分が生きていることです。よく、事件・事故直後に「こんな不幸なことがあったら、私は生きていかれないわ」。私も主人と一緒にいけるんだったら、主人のそばに、一緒にすぐに行きたいです。でも、不幸にして、志半ばにして失われた命に対して私ができることは、主人がやり残したことをすべてやって、少しでも主人の希望をかなえ、そしたら私も主人のそばに行こうと思いました。

ただ、9年経って、残された者がこんなに悲しい思いをする。こんな地獄のような日々を送らなくちゃいけない。そういうふうに思った時に、自殺することもできません。

今、自助グループの人たちにも、いろいろ支えて頂いております。都民センターの方たちにも、毎月のように支えて頂いております。そういう方たちの気持ちを考えると、命を絶つことは簡単ですが、自分自身が残されて、主人一人を失っただけでも、こんなに地獄のような日々を送っていて、生きていることさえ怖い。深夜に道を歩いていても怖いとも感じません。今、高い、13階のマンションに住んでおられて、震度3とか4の地震を経験しますが、このまま壊れてしまえとさえ思ってしまうこともあります。

また、主人を失ったことによって、主人がいた時は、世界中が敵になっても主人が守ってくれる、そういうふうに思っておりました。でも、今は、その守ってくれる人がいない。そしたら、世界中の人が敵になって私を殺したかったら八つ裂きにされてもいい。火だるまになってもいい。そういうふうにさえ思ってしまう自分がおります。

多分、9年経った今でもこういうふうに思っているということは、一生このまま、私は主人のそばに行くまで、そういう思いを抱きながら生活していかなくちゃいけないと思います。

本来ならば私の年であれば、新しい仕事を見つけて社会に少しでも役に立ちたい年ではありますが、今現在、主人の遺族年金をもらって、それが唯一、いまだに主人に養ってもらっている、そういう思いから、働くこともできません。

また、自営業でしたので、最終職歴に会社の名前を書いた時に、事件からもう9年経っておりますので、事実上、実務の仕事からは9年も離れておりません。経理の仕事をしていましたから、その道に進むこともできますけれども、実際、事件に遭った時は給料計算をしており、とても経理の仕事ということも、自分から進んでやりたいとも思わなくなりました。

実際、事件から数年経った時、友達に「面接とかなくて、事件のこととかすべてわかっているから、仕事してみない？」と言われたんですが、その条件の中に給料計算があったので、「給料計算だけは、どうしてもできないから無理」「コンピューターでやるだけだから簡単だよ」。実際私もコンピューターで給料計算しておりました。ソフトは違うかもしれないですけど、その計算をやっている最中に、主人が県道の上で、刺身包丁2本で馬乗りになってメッタ刺しにされていることを思うと、とても仕事はできません。

今は月1回、私自身も心療内科に通っております。最初は、仕事を毎日続けていく上で眠れない日々があり、何の気なしに、結婚してからずっとかかりつけであった内科の先生のところに行き、微量の睡眠導入剤から始まり最終的には睡眠薬を処方されておりました。

その後、内科ではもう効かなくなってしまい、市内に3カ所、精神病院があったんですが、紹介状を書いてもらい、1軒は加害者が通っていたのでさすがに通えずに、もう1軒、紹介して頂いた市内の病院に通いました。

その時に一番つらかったのは、待合室で加害者と同じような人たちが、付き添いの人に付き添われて、同じ待合室で、狭い空間で待っていることでした。裁判で何回も何回も、自分が裁かれているのに人ごとのように、あらぬ方向を見たりとか、挙動不審な態度を取っている加害者を見て苦しめられてきた私にとって、自分の治療なのに、その場にいられない。

また、対応する医師のほうも原因はわかっております。今のような社会の歪みの中で、何が原因がわからなくて、うつになっている人とは違います。明らかに、殺人による主人の喪失によって気分障害、うつの状態にあるという診断書が出ておりますので、

普通に車を運転して行って、「眠れていますか」。そういう質問にも、普通に患者自身が答えている。ある時から「薬は足りていますか。いつも通り2週間でいいですか」。5分診療。

その前後には、会計まで、処方される薬まで、加害者と似たような人たちと同じ空間にいる、その苦痛に耐え切れず、今は少し離れた別の医者に通っております。今現在も、薬事法で出される睡眠薬を3錠ほど飲んでおります。通常ですと2週間に1回通って2週間が限度ですが、今診て頂いている診療内科のお医者さんは、県の犯罪被害者（支援センター）の理事にもなっている先生ですので、理由もわかっておりますし、もう8年近くも飲んでいるお薬ですので、4週間分とか頂いております。それでも、「もう通院やめてもいいよ」というふうには言われておりません。

私も私で、通常ですと飲んで30分ほどで効く薬なのですが、今の季節、暑さが一段落して、空気が冷たくなって月がすごく綺麗になった時に、よく残業して主人と2人で帰った時に、「月がきょう綺麗だね」って2人で見上げて見ていた時もありました。そういうことを思い出すと眠れなくなる時もあります。そんな時に、9年経った今、主人のことを懐かしく思う時、または、「なぜ月は変わらず空にあるのに、私の横には主人がいないの?」。そういうふうにする悲しさ。

今までは、寝相が悪くて布団とか蹴っ飛ばしていたけれども、主人が知らぬ間にそっとかけて、寒い思いをしないで済んだことがありました。一人になった時に、寒さで目が覚めて自分で布団をかけ直す。そんなことをしている時に「私は何してんだらう」。

でも、自分から死ぬこともできない。本当に生き地獄です。これは私が亡くなるまで、ずっと続く。私が主人のところまで、これだけ頑張ったんだからと言って褒めてもらおう。そこまで持っていかなくちゃいけないものです。

それに加えて、加害者は11月に出てきて、もしかしたら人生をやり直すかもしれない。加害者の境遇に同情した人と新しい家庭を築くかもしれない。加害者には未来が待っております。でも、私には仕事をやる勇気もない。気力もない。希望もない。被害者と加害者。たった一つの事件で、人生をこんなに

も大きく狂わせてしまう。でも、片方には、加害者には、やり直すチャンスがある。

特に、交通犯罪なんかの方のお話を伺いますと、大切な命を失って、裁判では「一生かけて償います」そういうふうには言っておきながら、2、3年服役した後に、「また運転手じゃないと、ドライバーじゃないと、自分にはほかにできる仕事がないから」。

また裁判の中では、会社の方とか家族の方が、刑期を終えるのを待っている。加害者には待っている人がいて、やり直せる人生があって、希望があって、夢があって、未来があって、すべてを手に入れられるんです。

ただ、残された被害者遺族は、どんなに待っても帰ってきてはくれません。自分たちが亡くなった大切な方のところに行くまでは、戻ってきてはくれないんです。こっちから行かなくちゃいけないんです。それが何年かかるか、予定もつきません。

ただ、加害者のほうには、あと何カ月、何年で出所できる。それは国も社会もすべてが認めて、罪を償ったことになる。

加害者処遇状況は、今のところ5月と11月に来ます。今は主人の遺族年金で暮らしておりますので、本当に、自分で気をつけてない限り、日々の曜日、日付さえ忘れてしまうことがあります。去年は5月の加害者処遇状況を見て、「あ、今年の11月に出てきちゃう」。1年、勘違いしておりました。今年が平成21年なのか、22年なのか、それさえも忘れていたような状況でした。

それで、毎月、自助グループに行った時に、出てきて、どうしよう。でも、どうすることもできないです。加害者が私に対してどういうふうにいるのかもわからないですし、私にできることは何もありません。でも、現実では社会に戻ってくる。今まで9年間、事件が起きてから、同じ日本という国の中で、同じ限られたエリアで、ごく近隣のところで、同じようなところで、同じ時間を過ごしてきました。ただ、それが囲まれて監視された場所から自由になる世界になる、その矛盾。

私は、ずっとこのまま主人のもとに行くまで変わらない生活を送るでしょう。加害者が出所してきて、一番最初に何をやるのかわかりません。どんな未来があるのかわかりません。ただ、向こうには希望が

あります。こちらには希望がありません。

そんな、9年経っても希望が見つけれられないような状況で、日々支えてくださるのが都民センターであったり、自助グループのメンバーです。ただ、それにつながるためには、ある日突然、一本の電話。

私の場合は事件現場がすぐそばでしたので、その場ですべて居合わせて認識しておりますが、いつどのような形で被害者遺族になるかわかりません。また、被害者本人であれば、病院に運ばれたりとか、警察に行ったりとか、いろいろ事件当初はパニックになると思います。ただ、被害者遺族の場合は、警察に呼ばれたり、病院に行ったり。

私自身は、後にPTSDの治療で、30分間、記憶がないことがわかりました。それは、どうしても思い出せない30分です。ただ、お医者さんのお話だと、「思い出せない記憶であれば、それは相当のショックを受けて自分の体がそれに反応して記憶を消しているものだから、無理に思い出さなくていいよ」という言葉で救われております。

私の経験から言いますと、事件後に救急車に乗って病院へ行き、その後に警察へ行って、すぐに事情聴取が始まりました。主人とは、まだ体温のぬくもりのある手を握りながら一緒に救急車に乗って、病院で引き離され、後に再会した時にはもう冷たくなっておりました。事件があったのは午後の3時半ぐらい。事情聴取を終えて帰ったのが10時なのか、11時なのか、わかりませんでした。夜になっておりました。

主人の実家に戻って、その後、会社に行ったんですが、もうその時点では、親戚、知人、すべての者が家に集まっておりました。会社のほうにも従業員が何人か残っており、夕方のニュースで一報を知ったお客様数名から、花束とか、何かいろいろ届いたりもしておりました。翌日、通常業務に入りながらも、いろんな人が出入りしている現実でした。

そんな中、被害者遺族は警察に行っただけではなく、その後に葬儀を出さなくちゃいけないんです。私の場合は、主人が商工会議所とかいろんなところに入っていたので、その辺は先輩後輩の絶妙なプレーで、私をわずらわすことなく、すべて事を運んでくださいました。

でも、被害者遺族の中では、病院で霊安室を出た

ところで、もう葬儀社の方が待っていた。ただでさえ霊安室で変わり果てた大切な家族を見た後に、想像もしてないショックを受けている状態で、廊下に出てすぐ葬儀社の方が待っていて「どうなさいますか」。

中には、有無を言わず、被害者遺族の場合は、いきなりそんなような形で他人がどんどん土足で入ってくる時もあります。でも、その時点では、やらなくてはいけないことがたくさんあるし、自分自身が、先ほども申したように、全身がパニックになっているので、よくわかっておりません。

私自身も主人のところに駆けつけた時に、両ひざにアスファルトで500円玉大のすり傷をつくっておりました。もう6月の末で暑かったので、事情聴取を終えて実家に戻り、シャワーを浴びて、その時に、すり傷ですので、当然痛みを感じていいはずですが。でも、私とその痛みを感じたのは、主人が白い棺に収まって検視から戻ってきて、実家の畳の間に通された時に、主人の棺に抱きつこうと思ってひざまずいた時に、そこで痛みを初めて感じました。両ひざを立てた時に、自分の体の重みで「痛い」って。主人に抱きつく前に、初めてそこで感覚が戻りました。

そんなように、痛みさえも飛んでしまうそんな状況で、親戚、兄弟、親、知人、いろんな者が入り乱れて、そこに被害者支援の方が入っていくのは大変なことだと思います。ただ、私のように、裁判中、早い時期にセンターの方たちが手を差し伸べてくれたおかげで、今現在、自分ができていることをやっているという、ここまで思えるようになった。

ここまで導いてくださったセンターの皆様たちに、すごく感謝しているし、早い段階でセンターにつながることの大きな意義を身をもって体験しておりますので、これから不幸なことですけれども、被害者がなくなるとは思えません。早い段階でセンターにつながり適切な助けを受けていたら、その後その方の生き方が少しでも楽になるようになると思います。

実際、自分自身が後で不動産屋さんを回った時に、つらい思いをしたこととかそういうのも、七回忌、三回忌、そういうのを過ぎてから徐々に「ああ、そういういば、あの時ああいうふうに言われたんだな」。そういうふうには、そのぐらい時間が経ってから思い出してやることです。

ただ、その頃には、ほんとに近くにいた友人とか実の親とかには、そういうことは言えません。そういう人たちは、三回忌、七回忌は「もう」の時間なんです。もう三回忌、もう七回忌。でも、私自身では、事件は思い出せばすぐきのうのこのことのようにあり、頭の中では映像をすぐに再生することが可能であり、「まだ」の世界です。三回忌、七回忌でもそんな状況なのに、それだけ自分の置かれてしまった状況を把握するのに時間がかかるということです。

せっかくセンターの方が、いち早く事件・事故を察して被害宅に伺っても、私の場合は一人だったので、私一人の決断でセンターの方の助けを求めることができました。ただ、それが家族の中の一人を失った場合、家族の中でも意見が分かれると思います。中には、ほんとに助けてほしいと思う家族。中には、世間体があるから、仕事があるから、そんな関係ない、なんでそんなのが役に立つのか。むげに断られてしまうかもしれません。

家族の中でも、悲しみの表現の仕方、事件・事故の受け取りの違い。そういうことでセンターの皆様は大変苦勞されると思うし、すごくつらい思いをされると思います。ただ、時間がかかっても、直後から助けを求めている被害者もいるかと思っています。

私のように一人で決断できれば、すぐに差し伸べて頂いた手にすがりつくことができます。ただ、差し伸べてられていても、その手が見えない場合もあります。いろんな意味で感覚が麻痺しているので、とてもじゃないけど、その手が目の前にぶら下がっていても見えない。涙で曇っていて見えない。自分の気持ち、感覚、すべてが狂っていて見えない。でも、あきらめずに手を差し伸べ続けてください。いざ本本当に霧が晴れていくように、その事件・事故を、自分の人生の中で起こったことを現実にして……。

最初は私も夢だと思いました。目の前で血だらけになった主人を見て、冷たくなった主人を見て、変わり果てて小さな骨つぼに入った主人を見て、すべての一通りの作業、儀式を終えても、戻ってきてくれるんじゃないか。

実際、私は主人に駆け寄った時に、ぬくもりのある手首に触れて、脈がないことを確認し、すぐに主人の父親と弟を呼びました。それでも救急車の中で

搬送される病院を聞きながら、「ああ、あそこの病院だったら家も近いし、会社も近いし、通院できる。看病できる」。脈がないのを確認しながら、そんなことを救急車の中で思っていました。

でも、後でよくよく考えれば、頸動脈も切られておりましたし、男性隊員の方2人が、「気管を確保するのが難しいです。処置するのが難しいです」と一生懸命やってくださっていることを思い出して、それを私は主人のお腹辺りで主人の手を握り締めながら聞いておりました。

また、数年後に治療を受けた時に、そういえば女性の看護師さんが2人、同乗していたんですが、あまりにも悲惨な状況で、運転席の後ろで棒立ちしている姿も思い出されてきました。それも事件から経って、瞬時にその場面は頭の記憶の中に入っているんですが、実際自分が思い出されたのは数年後でした。それも、医療の力を借りて思い出されたことです。

そんなふうに、いろんなことで一瞬に見ていることなのですが、あまりにも悲惨な出来事で、ちょっと前までは呼べば答えてくれた大切な家族が、一瞬にして自分の目の前からいなくなる。その衝撃は、自分が多分、人生の中で受けるであろう一番の苦痛だと思っています。

そんなような状況の中で、自分に何が必要か、何をやらなくちゃいけないか、考える頭も思考能力も止まっております。実際私も、時間の感覚もないですし、体の感覚もないですし、食欲も落ちました。無理やり栄養ドリンクを飲まされた記憶がありますが、すべての機能が停止した状況で、何をしたらいいのか。

ただ、事件後、一人にしてくれる場所はありませんでした。ずっとずっと誰かがそばにいて、きっと、あまりのことで周りは、このまま後追い自殺するのではないかというふうに思っていたと思います。まだその件に関しては友達とも話してないですし、親とも面と向かって話していません。

ただ、言えるのは、今、残された者がこんなにつらいということは、それぞれ持っている寿命をちゃんと全うして生きていくということが、順番通りに親が亡くなって、子が亡くなって、年齢とともに自然死を望む。仮に、不幸にして病気になったとして

も、今の医療の中で最善の手を尽くして、思い残すことなく見送れるのが一番の最高だと思います。

ただ、このように、今の社会、何が起きるかわかりません。不幸にして、ある日突然、被害者になってしまった。被害者自身もつらいと思います。また、被害者遺族になった場合は、裁判では死人に口なしなので、本当に裁判自体が、そこでしか加害者を裁いてもらえないですが、それさえも言葉によっては二次被害になります。

また、未解決事件もたくさんあります。その場合は、大切な命を亡くした現実是不変なものに、その憎む相手、怒りがわく対象さえも思いつかないのです。私の場合は加害者をちゃんとこの目で見て、憎むべき対象があります。ただ、未解決の方は、私のように、ここの場所で亡くなったというのを認識していればいいのですが、死体遺棄とかで発見された場合は、どこで絶命したのかもわからず、どこに見舞ったらいいいのかわからない被害者遺族もたくさんおります。

そういう遺族たちは、いろんなやり場のない思い、そういうのを抱えて、でも、本当にごくごく身近な人たちには「まだ」「もう」の時間の差があり、これ以上迷惑かけたくないという理由から、空元気になったり、あとは、被害者遺族であることを隠すために、話せない状況であったり、自分を偽って生活している者もいると思います。

そこで最後の頼りになるのがセンターの方たちなので、これからも、せっかくこういう志でこの道を選んでくださったことに感謝申し上げますし、遺族として、これからいろんな遺族が出てきて、どんなに頑張っても報われない時もあると思うんですが、傷つくことも多いと思いますが、あきらめないで、次に不幸にして被害者になってしまう人たちを一人でも多く救って頂きたいと思います。

また、今はほとんど女性、主婦の方が発言する場所とか自助グループとかは出来上がっておりますが、残された兄弟、子どもたち同士の関係、または、事件直後、仕事に打ち込んでいて、実際、定年退職で家にいるようになった時に仏壇と向き合って、初めて事件と向き合わなくちゃいけなくなった男性方。

本当に、悲しみ、事件の受け取り方、男女別、年齢別、いろいろパターンはあると思います。同じ事

件でも、それにかかわった性別、受けた時の年齢、それによって支援が大変なことも十分わかっております。

ただども、そんな困難なことなんですが、皆様の力がない限り、被害者遺族が顔を上げて生きていくことはできません。どうかこれからも、大変なお仕

事ですが、私たち被害者遺族を助けてください。

本当に、とりとめのないお話になってしまいましたが、こういう時間を与えて頂き、お話を聞いて頂き、最後までありがとうございました。これからも皆さん、よろしく願いいたします。

10月2日(土) 13:30~16:30

分科会 I-1

生活支援に必要な地域の社会資源との連携

公開分科会・支援員対象

【進行】 森田ひろみ(社団法人いばらき被害者支援センター事務局次長)

【発表・進行】 宮井久美子(社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長)

「民間団体と他機関との連携(事例)」

【発表】 中村俊二(宇治市総務部次長 兼 総務課長)

「行政における被害者支援(被害者支援条例制定について)」

朝比奈ミカ(千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長)

「社会福祉制度と被害者支援」

森田: 皆様、お時間となりましたので、I-1の分科会を始めたいと思います。皆さん、どうもこんにちは。お昼休みの後の、ちょっと睡魔が襲いそうな時間ですけれども、1時半から4時半までお時間を頂いて、皆さんと一緒に勉強していきたいと思えます。

まず、ちょっと見えにくいかもしれませんが、きょうの進行の流れをご説明したいと思います。13時半から13時35分までプログラムの概要説明、講師紹介を行います。13時35分から40分間、宇治市役所の中村様から「行政における被害者支援」ということで、お話を頂きます。続き、14時15分から14時55分の40分間、「がじゅまる」センター長 朝比奈様から「社会福祉制度と被害者支援」ということで、お話を頂きます。この後20分間、休憩を取ります。いつもより多めなんですけれども、朝から皆さん再三言われております通り、トイレの数が少ないということで、ちょっとお時間をいつもより取らせて頂いております。それが終わってから、15時15分から40分間、京都の宮井さんから「民間団体と他機関との連携」ということで事例のお話を頂きます。その後、35分間、それぞれお話しして頂いた3人の方から補足説明を頂き、質疑応答としたいと思います。ですので、もし質問等がございましたら、最後の35分間に、まとめて受け付けたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

名前を名乗るのが遅くなりました。いばらき被害者支援センターで支援を行っております森田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

この分科会は、皆さんにお配りしましたこれに書

いてあると思うんですけれども、日常生活支援を必要とする被害者に、どう対応していけばいいのか。そのためには現在ある社会資源について学ぶ必要があります。このプログラムでは、行政、社会福祉、私ども民間団体、それぞれの立場の3人の講師の方々から、被害者支援条例、社会福祉制度、社会福祉制度を利用した支援の事例について、お話をさせて頂きます。

まず、講師のご紹介をさせて頂きたいと思えます。宇治市総務部次長兼総務課長の中村様です。次に、千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長の朝比奈様です。京都の支援センターの事務局長でいらっしゃいます宮井様です。きょうは3人の方からお話を伺いたいと思えます。では、中村様から、どうぞよろしくお願い致します。

行政における被害者支援(被害者支援条例制定について)

宇治市総務部次長 兼 総務課長 中村 俊二
京都の宇治からまいりました、今紹介させて頂きました中村と申します。私は市役所に入りまして、すでに40数年。生活保護のケースワーカーも10年ほど経験し、国民健康保険で保険制度に携わり一昨年IT推進課から、総務課に配属となりました。そして昨年4月から、今日お話しさせていただく犯罪被害者等支援条例制定に関わらせていただきましたが、それ以前はIT推進課というところで、住民基本台帳であるとか国民健康保険であるといった、コンピュータシステムの開発や保守といった、まったく畑違いの業務をしておりました。

今日も、まだまだ学習が必要とのことで、朝一番から参加させて頂きまして、いろいろお話をいろいろ伺いました。甘楽さんのお話を聞かせていただきましたが、犯罪被害者の方の話聞くのは3回目ですけれど、いつ聞いても、不条理といますか、言葉が出てこない。ただただ、不条理だと、何も言えない自分を毎回感じています。ということで、言い訳ですけれど、うまく話せるか不安いっぱいですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて今年の6月に京都府の犯罪被害者支援連絡協議会総会におきまして、犯罪被害者等支援条例制定の、宇治市の取り組みを紹介させていただきました。そして本日は、なんと東京まで来てこのような話をさせてもらうことがとても不思議でありまして、去年の今時分ですと、犯罪被害者支援、何のこと？みたいな、そういう自分でした。

それから、条例施行が間近となりますと、新聞を見る自分が、ちょっと違ってくるんです。事件がないだろうなあ、犯罪被害者の方が出ていませんように、そういう目で新聞を見るようになりました。役所の中にも、そういうことを感じるようなセクションが、必要ではないかなあと、私はこのところ感じています。

きょう頂いているテーマが「生活支援に必要な地域の社会資源との連携」ということで、結構難しいお題でして、「地域における社会資源の種として」というサブタイトルをつけさせてもらいました。この思ひは、それぞれの自治体に条例ができて、地域にある社会資源が、それぞれ連携できるような、また新たに利用できるような資源として作り上げる、そのための種となればいいのでは、そんな思ひでサブタイトルをつけさせて頂きました。ということで、本論に入っていきます。

宇治市から来ましたので、簡単に宇治市について紹介させていただきます。人口は20万人弱です。京都府の中には、ご存じの通り、京都市がありまして、その南側に宇治市は隣接しております。なぜ宇治という名前がついたのか、それは京都の「うち」ということで「うち」ということになったようです。

京都の端で、風光明媚な土地柄であり、平安の時

代から貴族の別荘地として栄えたところでもあります。一度来ていただき、世界遺産の平等院やお茶の文化に接していただければと思ひます。

宇治市は先ほども説明させていただいた通り、京都の南部に位置しております。宇治市の1年前に犯罪被害者等支援条例を制定した久御山町が宇治市の南側に隣接しております。関西で大きな動きを作られたみなさんご存知の摂津市さんが、大阪府の東部に位置しており、3つの自治体はそれなりに近い位置関係となっております。

それでは宇治市の犯罪被害者等支援条例制定への経過なりを簡単に、お話しさせていただきます。全国的には、午前中のご講演にもありましたが、三菱重工の爆破事件など、様々なきっかけがあったかと思ひますが、宇治市の場合は、平成15年12月に宇治小学校事件がございました。どのような事件かと申しますと、平成13年6月に、皆様もよくご存じの池田小学校の事件がありました。この事件とほぼ同じような形態で、お二人のお子さんが怪我をされるという事件でした。

これがひとつのきっかけで、宇治市安全・安心まちづくり条例を平成16年3月に制定しました。

しかし平成17年12月には、再び子どもが犠牲となった神明小学校児童殺害事件が発生しました。ご存じだと思いますが、塾の先生が、教え子を殺害したという大変痛ましい事件ですが、これも宇治市で起こった事件です。

宇治市での条例制定への経緯

- 平成15年12月 宇治小学校事件
- 平成16年 3月 宇治市安全・安心まちづくり条例制定
- 平成16年12月 犯罪被害者基本法制定
- 平成17年12月 神明小学校児童殺害事件
- 犯罪被害者等基本計画策定
- 平成18年 3月 宇治市防犯推進計画策定
- 平成21年 1月 宇治市犯罪被害者等支援条例制定を求める請願が全会一致で採択
- 平成21年12月 宇治市犯罪被害者等支援条例策定検討委員会設置
- 平成22年 1月 条例策定検討委員会から提言を受ける
- 平成22年 4月 宇治市犯罪被害者等支援条例施行

このような背景の中で宇治市として宇治市安全・安心まちづくり条例でも決められている防犯推進計画を策定することとなり、その防犯推進計画の中に犯罪被害者支援を取り組むことが明記されておりました。

その後変化なく時間が経過しましたが、平成 21 年 1 月市議会に犯罪被害者支援に関する条例の制定を求める請願が、提出され、全会一致で採択されました。ここまで来ましたら、早急に対応することが大きな行政課題ともなり、平成 21 年 12 月に策定に向けて検討委員会を立ち上げ、平成 22 年の 1 月に提言を受けて、平成 22 年 4 月から犯罪被害者等支援条例を施行しております。

条例をつくるに当たって昨年からの経過を詳しく説明させて頂きますと、まず私が平成 21 年 4 月に IT 推進課から異動して、すぐに京都府警さんのほうから積極的な働きかけがありました。条例をつくってくれという話はされませんでしたけれど、犯罪被害者への支援について、しっかりと考えてもらえないだろうかという話を本当積極的にされました。

そして、周りを見回しますと、先ほど紹介させていただいた摂津市が平成 20 年 7 月に施行し、隣接している久御山町が平成 21 年 4 月から施行されている、という状況がありました。そして、市議会では請願が採択されているということで、ここはしっかりと捉えて考えていかなければとの気持ちをもちました。

当時犯罪被害者支援は条例制定だけではなく、すでに策定している「安全・安心まちづくり条例」の拡充など、他にもやり方があるけれども理事者のほうからも、市民にわかりやすくするためには条例をつくることが一番、という話がありまして条例制定を目指して進むことになりました。

これまでも述べていますように、宇治市では「宇治市安全・安心まちづくり条例」をすでに制定しておりまして、私の所属する総務課が、市全体の防犯という観点での安全・安心のまちづくりを進めていくことになっております。ここに立ち返って、犯罪被害者支援を位置づけて考えていくこととしました。

そして、大変ありがたいことに身近に先達がおられ、たまたまですけれども、宇治市の福祉事務所に相談員として嘱託職員として在職されている、犯罪被害に遭われた方がおられ、その方が京都府の犯罪被害者のサポートチームの嘱託職員もされているということで、いろいろ相談にも乗っ

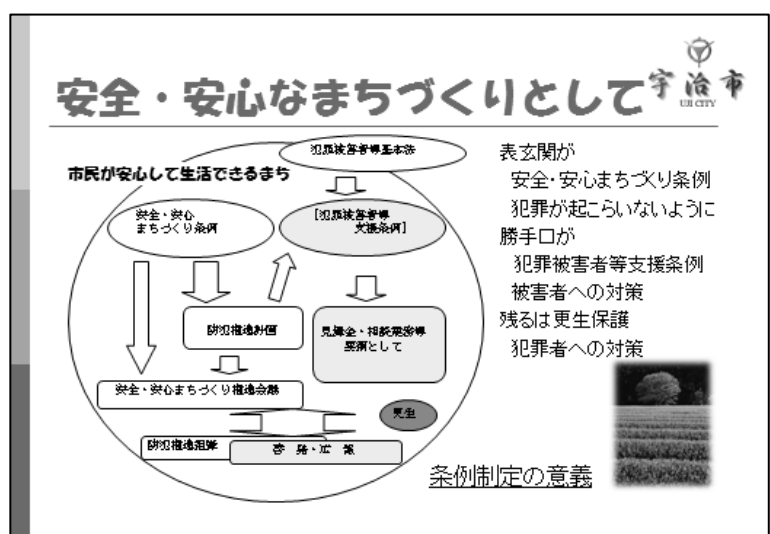
て頂きましたし、条例制定まで本当に助けていただきました。感謝しております。

そして気がつくと、9 月でした。目標としては平成 22 年 4 月からということで半年しかなく、まわりからは心配いただく声も聞く中、私自身も本当にできるのかなという不安をずっと持ちながら、取りあえず「ちゃっちゃっ」と作ろうと、軽く作ってしまえ、そんなノリといたしますか、そんな気持ちでございました。

そしてまずは、イメージ作りが大事だと、安全・安心まちづくり条例のもとで市民が安心して生活できるまちづくり、そして防犯推進計画があり安全・安心まちづくり推進会議といった重要な組織も存在する。

安全・安心まちづくり条例というのは、犯罪を起こさないために、ということで組み立てられていた。今回頂いたお題は、万が一、犯罪に遭った時どうするのか、ここが抜けていたと感じました。ここを補うものが、犯罪被害者等支援条例ではないか、それをしっかりと位置づけ、制度化し見舞金等の施策を積み上げて行こうということになりました。

ひとつの家に例えて犯罪を起こさないために、表玄関が安全・安心まちづくり条例で、万が一、犯罪に遭った時どうするのかというのを、勝手口として犯罪被害者等支援条例。どちらもしっかり戸締りをして、初めて安全・安心に暮らせるという想定で進めることにしました。



ただ、更生保護というものの位置づけが、まだ課題として残っていると思っております。このような考え方をもち、外に向けて動きだしました。

まずお世話になったのが同志社大学でございます。 論をさせて頂くことになりました。

ご存じだと思いますが、犯罪被害者の中では大家と言われている大谷實先生がおられます。映画でも『衝動殺人 息子よ』の中の教授としても登場され、加藤剛さんが演じていられたとか。

その大谷先生が、宇治市民なんです。宇治におられますので、相談させてもらう中、奥村正雄先生を紹介いただきました。奥村先生は大谷先生の右腕として最前線の各方面でご活躍され、国の委員会の役職にも就任されておられます。ということで奥村先生にいろいろと相談させていただきました。

相談に行った時は、条例制定するについての委員会の立ち上げは想定しておりませんでした。ただ、先生のお話を聞く中で、制度の在り方やもっと広い角度からは、大谷先生も語られていた法教育の重要性とか規範意識だとか、できるだけ多様な人たちから意見を聞き、訴えることが必要と考えるようになります。先生がおっしゃるように検討委員会を立ち上げることになりました。

法教育の重要性と言われましても、なかなか難しい話でありましたが、犯罪を適切に理解して、解決への方向性の理解、そういったものを、しっかりと素養として身につける。このような事を進める教育的な施策の推進が、生命・身体・自由の尊重、そういうことを自覚させるための重要なポイントになる。それが規範意識の向上になるという話もされまして、頑張っってやっていきましょうということで、委員会をつくることになりました。

委員会をつくるに当たっても、いろいろ相談もさせて頂きました。ポイントが、犯罪被害者の家族の方を入れておくこと、これは京都府警の方からも提案いただきました。

あと、宇治市の安全・安心のまちづくりに奮闘いただいている、まちづくり推進会議の委員さん、弁護士会、今日もお世話になっています犯罪被害者支援センターの宮井さんも入っていただきました。それから、地域の規範意識を高める必要性から、教育の場が重要であるとの認識から学校の校長会から、警察署長さん等も入って頂くという構成の中で、議

検討委員会の設置へ



□ 宇治市犯罪被害者等支援条例策定検討委員会

役職	所 属
委員長	学識経験者（奥村同志社大学教授）
副委員長	宇治市安全・安心まちづくり推進会議委員 宇治市防犯協会会長
委員	犯罪被害者家族
委員	京都弁護士会犯罪被害者支援委員会会長
委員	京都犯罪被害者支援センター事務局長
委員	宇治地区保護司会会長
委員	宇治警察署長
委員	中学校校長会
委員	宇治市総務部長

関係団体から
被害者にも
教育関係者も



そして、提言を頂きました。提言の中で実際に条例の中に組み込まれたものでいきますと、今施行されている条例と見比べて、突出しているものはありません。ただ、法教育について、規範意識というもの地域の中にしっかり根差していく必要性のところが先進的であると思います。

まずは、相談できる部署をつくること。それから、見舞金。他の自治体の条例とほぼ一緒だと思いますが、遺族の方については30万円、傷害全治1カ月以上は10万円。そして、住居の提供ということで、市営住宅を利用し、万が一、住宅が必要になった場合につきましては、犯罪被害者の方への一時使用を認めていこうという内容です。

当初の事務局案では、住居の提供は入っていませんでした。災害における一時使用において、市営住宅を利用することは市営住宅の運営要綱に明記はされていましたが、犯罪被害者支援の条例化が具体的になるまでは、犯罪被害者への拡大について、市営住宅の所管課の空気は重かったです。委員会におきましても、犯罪被害に遭われた時に住居の問題は大きいと議論がされておりまして、少し困っていました。

しかし、いよいよ条例になってくるということになってきますと、市営住宅所管課も前向きに対応してくれて、とんとん拍子で住居の提供については市営住宅の運用の要綱を改正することとなりました。条例化することの効果を感じました。

また、地域を含めた規範意識を根付かせる教育活動の実施というのは、これまでも学校でそれなりに

進められており、学校と地域がひとつになり、地域をしっかりと支えるようなしくみづくりをさらに推進するという意味で明記しました。しかし、まだまだ課題は大きいと思っています。これからも法教育や規範意識の向上を忘れないためにも、しっかり明記することは必要ではないかと考えています。

続きまして、残念ながら課題にとどまっているのが、次に説明するものです。公判に出廷するための旅費の補助など、経済的支援を必要とするケースの対応。犯給法で認められても、それまでにかなり時間を要する。その間の、何がしか経済的な援助や貸付の制度。

また、福祉的要素である家族介護等、相談も含めて対応できるような、具体的な行政施策の支援が必要だと課題もいただきました。

その課題は、施行後5年をめどに見直すことの提言をいただきまして、行政としては、結構な課題となりますが、しっかりと受け止め5年をめどに見直すことといたしました。5年間を待つのではなくできることをやっていきたいと思っています。

条例ができましたが、実際の事務につきましては、条例の精神や主旨に基づきそれぞれ要綱というものを作ることになります。条例では、相談窓口をつくりますとしか明記しておりませんが、要綱の中で、総務課に設置することが示されており、それが私の所属する総務課でございます。

また、いつも話題になります、二次被害を出さないことについても示されています。

見舞金についても、支給要綱を作り見舞金額や具体的な手続きについて定められています。

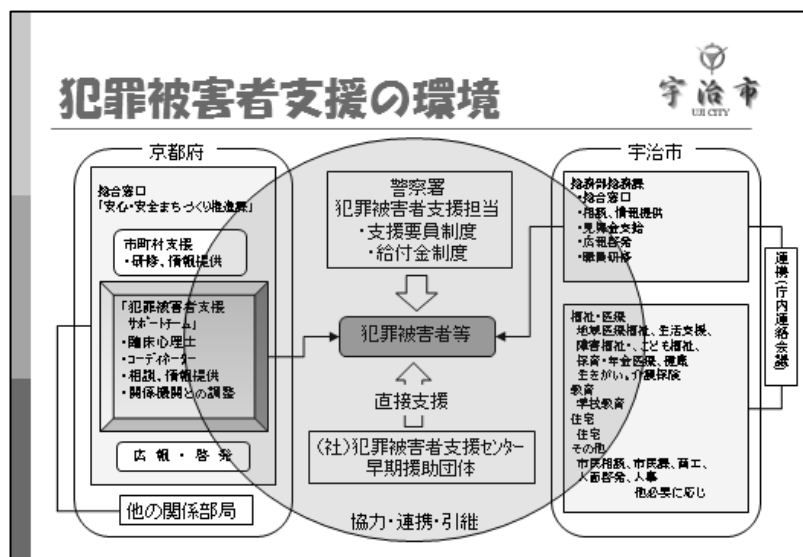
市営住宅についても、もともと市営住宅の一時使用というものについて要綱がありました。その中に、犯罪被害者の方への一時使用の許可について、対象者を拡大していくということで盛り込んで、万が一の時のために備えるという内容にしております。

この様に、委員会として本当によく議論して頂きまして、中身の濃い提言書を頂きましたが、なんと

も超過密日程でございまして、そのことでお叱りも受けました。平成21年10月1日に京都府警さんと協議。先ほどは9月からと言っておりましたが、実際には京都府警さんと10月になってから、何とかしてやっていきたいといった話をしまして、説明させていただいたように、同志社大学の先生を紹介してもらって、先生と話をし、1回目の検討会議が12月17日で、2回目が1月14日で、1月28日に3回目の検討委員会をして、その場で市長への提言を持っていくということで進めていただきました。

ただ、この間委員さんと直接お会いし、説明や意見交換を行ったりしていますから、結構中身は濃くなったと思っています。その中で特にありがたかったのは、奥村先生にかなり無理をお願いし、夜の9時ぐらいから打ち合わせをしてもらったりしたこともありました。奥村先生には、本当に申し訳なく、感謝しております。奥村先生は、今年度は京都市での条例化を目指しての委員会の座長になれる話があると聞いています。

そして宇治市がつくり上げた犯罪被害者支援の環境を図式化しました。犯罪被害者が真ん中にあり、基本的にはまずは警察がきっかけになる。そしてサポートとして犯罪被害者支援センターがあり、京都府が専門性、宇治市が身近な存在といったそれぞれの役割を果たすために、必要な環境を作ることが求められると考えています。



宇治市のこれからの姿を説明させていただきますと、窓口や全体の所管は総務課です。全庁的には福祉・医療・教育・住宅といったそれぞれ関連する分

野で庁内連絡会を立ち上げて、情報共有や研修を進めていこうと考えています。

そして、条例施行後の話をさせていただきます。事件がありませんようにと新聞を見ていますと、早速4月9日に、内縁の妻とその子どもたちが被害者を監禁して電気コードで縛って窒息死させた。8月にも、建設業を営んでいる一族の実質経営者が、会社からの帰宅途中に射殺されるという事件がありました。

やっぱりこうなると、あたふたしてしまうんですね。どうしよう、どうしようということで。この二つ事件ですが、実は想定外でした。私たちは、もっともっと一方的で、被害者の方と加害者の方がはっきり切り分けられるということ、想定しておりました。しかし実際にある事件は、中途半端と言うとおかしいですけども、男性が監禁されたというのは、内縁で家族内での事件であった。それから、次の事件も、仕事の関係で一方的ではないのではないかと。

現在のところ市のほうに相談には来られていません。ただ、府警とはずっと連絡を取っておりまして、頂ける情報は頂きながら、動く時は動くという連携は取っています。

この新聞を見て私は、断る理由を最初考えてしまいました。だめだなあと思うんですが、もっと素直に受け入れて、それを素直に消化するということ、訓練する必要があると感じています。

施行後講演会も行いました。少年被害者家族の会の代表をされている、武るり子さんをお迎えし講演会を開催いたしました。地域の見守り隊と呼ばれる防犯推進組織を対象とし、そこに組織されている方々に聞いていただきました。防犯活動を日常的に頑張っている皆さんに聞いていただきました。残念ながら参加者は少なかったんですが、参加いただいた皆さんの感想はとてもよく、それぞれの学校でもやりたいという話も出ておりました。

そんな中で私の印象に残った中のいくつかを紹介させていただきます。子どもがバイクを盗んだり、喧嘩したりする。ただそれを、処分も受けさせないで大目に見るような社会、これが凶悪犯罪を許すような社会につながっていく。だから、地域で、学校で、犯罪の種となるような事を許さない。そんな地

域が必要だと武さんは話されておられました。これが、法教育とか規範意識の向上ということなのかなと私は感じたりもしています。

それから、何かあった時に助けてと言える地域づくりをする必要があるともお話されています。そして助けての言葉をしっかり受け止められるような地域や役所が必要なんだと感じました。

最後に武さんが、何に救われたかという、日頃の暮らしの中でつながっていた地域、それにすぐく助けられたと話されていました。このような地域をつくるのが役所の仕事ではないかと、武さんの話を聞いて私は思いました。

さて、では市役所で何ができるのか。条例が出来て、役所の中で「あなたが相談員。これから頼むで」と言われても、期待に応えられるようなことはできないと思います。相談の中に入り込んでなんて、いろんなケースがあり背景があり制度がある。申し訳ないが、やれることをしっかりやろう。背伸びしないでおこう。

これは、検討委員会の中に弁護士の先生もおられたんですが。その弁護士の先生も何回もそういう話をされていました。積極性はいいが、入り込むのは危険。しっかり聞いて、たんたんとして処理をするという話をされましたけど、まさしくそうではないかと思っています。

ただ、一つ大事なことは、相手の方と同じ目線で、しっかり聞く。そして、しっかり付き添うということ、市役所での手続きなど簡単なことは、これはしっかり徹底する。

それと、専門性が必要な時は、しっかりした専門家がいらっしゃいます。京都の場合は、宮井さんが事務局長をされている犯罪被害者支援センターという素晴らしいサポートチームがあります。そこにしっかり任せる。その様なつながりをしっかりつくっていくことが、今の宇治市の市役所としての役割ではないかと思っています。

今日も犯罪被害者の方が言っておられましたけれども、サポートチームや、支援センターの存在は、とても大事だと思いますし、素晴らしい体制がある。ただ、体制があるからということではなくて、それに学んで経験をつないでいくことも、市としてしっかり位置づけて連携していかななくてはならないので

はないかと思っています。

そして、私たちの施策や活動が地域の資源として、核として、地域を巻き込んで展開できることを目指してやっていくことが、とても大事ではないかと、この間いろいろ経験させて頂いて思っているところです。

最後に宇治市の場合、条例を策定し施行しましたが、条例そのものは、先進的な条例でも何でもないと思っています。条例を策定したことに、そして作った経験に、とても大きな意義があるのではないかとと思っています。

犯罪被害者支援の旗を掲げる、小さくてもいいから旗を掲げて、止まらないこと。毎年毎年、少しでも、前に進むような、そのような体制をしっかり作ることが重要ではないか、私たちの役割ではないか。期間が短くて、「ちゃっちゃっちゃっ」と作ったからという言い訳もありますが、そういうことが実は大事ではないかと思ったりもしています。

私自身、思います、去年の4月まで、全くこのような活動をされていることも知りませんし、法律上のことも実は知りませんでした。私のような人々はたくさんおられるのではないかと思います。まずは広く知ってもらうことが、私たちの一番大きな仕事ではないかと思っています。

いろいろ、こういうことで仕事をさせて頂いて勉強した中に、英国の被害者憲章というのが目に留まりましたので紹介させていただきます。「あなたがどのように取り扱われようと、被った被害を取り戻すことはできません。けれど、犯罪の後の手続きが、犯罪により被った傷をより悪くさせることがないようにすること、これを私たちは目指しています」と宣言しています。まさしく、この通りだと思っています。

私は条例を制定することをゴールと思い進めてきました。そしてもうゴールに着いたはずですが、でも、いやいや、スタートラインに立ったということでした。頑張ります。

また、宇治市として、この条例を制定するに当たって、摂津市さん、そして久御山町さんが制定されました。私たちもそれに続けということで、まあ何とか制定しました。それは、ほかの自治体も続いてくればいいなあと、宇治市だけではなくてという

思いを、委員会の皆さんも持たれていました。

ということで報告です。宇治市の横にあります城陽市が、10月1日から施行されています。そして、先ほど少し紹介いたしましたが、京都市が、来年度には制定・施行ということになるのではないかと思います。京都市は政令指定都市なので、大きなインパクトがあるのではないかと思います。

宇治市が摂津市とか久御山町が頑張ってくれたことを引き継いだということで、一つの役割を果たしたのかなというふうに思っていることを報告させて頂いて、私からの報告にさせて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

森田： 中村様、どうもありがとうございます。宇治市の条例をつくるに当たって、初めから、出来上がってから、今後についてまでお話し頂きました。とてもわかりやすいお話、ありがとうございました。

各県でもいろいろ動きがあると思います。茨城のほうでも一つ、センターがかかわって条例ができたんですけども、やはり支援センターが、地域に条例をつくらないかと投げかけて、条例をつくる中に入って、より良い被害者支援ができるよう、働きかけていくことも大事ではないかと思いました。本当に中村様、どうもありがとうございました。

では引き続き、今度は社会福祉制度ということで、朝比奈様からお話しして頂きたいと思います。では朝比奈様、どうぞよろしく願いいたします。

「社会福祉制度と被害者支援」

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」
センター長 朝比奈 ミカ

皆さん、こんにちは。ご紹介を頂きました、千葉からまいりました朝比奈と申します。冒頭のところで若干の自己紹介ですが、私自身は長く東京都社会福祉協議会というところで仕事をしておりまして、今の仕事に就いたのは平成16年になります。もう6年目ということです。

この中核地域生活支援センターという事業は、全国的には他にないセンターです。

福祉の制度というのは、対象別に相談窓口が設けられているのが通常で、児童とか、65歳以上が高齢

者とか、障害者手帳があれば障害者とか、生活困窮であれば生活保護といった形です。ただ、一方で、このような相談窓口の仕組みの中で、縦割りで、どこに行ったらわからないとか、どこにも引っかからないとか、そういうご相談も多々あります。

千葉県の中核地域生活支援センターは県内に 13カ所ございますが、これは対象を限定しないで幅広く生活相談に乗るということで、千葉県が県独自の事業として実施をしてくれているものです。

と申しましても職員は 5、6 人。先ほど宇治が人口 20 万人弱というお話でしたが、私が仕事をしておりますのは、千葉県の中で市川市と浦安市という、一番東京に近いところ。全県 600 万人の人口で、この市川、浦安両市で 60 万人です。職員は 5、6 人ぐらいしかいませんので、そんなにたくさんのご相談に乗れるという状況ではない。ただ、中核で対応しないと、もしかしたら受け皿がないだろうと思われるご相談には積極的に取り組もうということで、ご相談に乗ってきております。

その関係で、いろいろ対策法ができますと、地域連携を呼びかけられるということがございます。例えば、今まででいえば多重債務、自殺予防、引きこもり、ホームレス。

それから、この問題の被害者支援です。実際、犯罪被害者というキーワードで私たちのご相談でかわった例としては事故遺族というのがございます。交通事故の被害者の方。

それから、食中毒の事故というのもございました。

それからあと、刑事事件に発展したものでは、準強制わいせつに遭った子どもさんのご家庭。先ほど中村さんから、地域をつくらないと、というお話がありました。このご家庭は、地域の誹謗中傷に耐えられずに転居を余儀なくされるということがございました。

それからあと、児童虐待に遭った子どもさん。18 歳になりますと、児童相談所の管轄から外れてしまいます。ただ、18 歳になった時点で親の虐待が止まるわけではありません。19 歳の女性が虐待を受け続けた。母親から逃げたいといったご相談ですとか、DV の被害者の方も、女性サポートセンター等のシェルターを出たその後の生活再建などで、ご相談に乗ってきたということがございます。

そういう相談に乗ってきた中で、私たちが具体的に各種制度をどういうふうにご利用しながら、なかなかうまくいかないこともございますが、生活再建につなげていく取り組みをしてきたかということから、今回このテーマでご報告をさせて頂きたいと思いません。

I. 日本の社会保障の体系

まず大枠で、多少堅い話になりますけれども、日本の社会保障というのは、福祉も超えて所得保障も含み、医療も含めというふうにご理解を頂ければいいと思います。大きくは、この三つを押さえて頂ければいいのかなと。

一つは所得保障。これは現金の給付です。内容的には、生活保護の制度があり、それから年金の制度があり、それから各種手当というのがございます。大枠で言いますと、生活保護と年金は国の制度で、手当も一部、国の制度がございまして、加えて都道府県、市町村のレベルで、その地域独自の手当制度を持っていることも多くございます。

それから、二つ目が医療、現物給付。これは健康保険に代表されるように、保険証を持って受診をすれば、一部の負担を払うことで医療がそのまま受けられるというものです。ただ、入り口のところで大きく分かれていて、労災事故等の場合には健康保険の適用を受けられないということもございます。

あとは介護や福祉のサービス。これも現物の給付です。介護保険は、ご承知のように、第 1 号被保険者は 65 歳以上の方ですけれども、一部の特定疾患については、40 歳を過ぎた方についても介護のサービスが受けられる。それから、障害者福祉のサービスです。

ざっとこのような形で体系が整えられていますけれども、その中で、きょうは特に生活保護の制度、それから障害者の制度について取り上げて説明をさせて頂きたいと思いません。

先ほど中村さんが自己紹介の中で、生活保護ワーカーを長くされていたと。その後、国保の窓口も担当しましたというお話で、中村さんの前で私が話すのは大変おこがましく恥ずかしく、本当は中村さんが、そのままお話いただければいいじゃないかと私としては思うんですが、後半の質疑のところは一緒に受けて頂くということで、よろしく願いいたし

ます。

II. 生活保護について

(1) 概要

まず生活保護の制度です。生活保護というのは国の制度です。生活保護の実施機関であるところには生活保護手帳というのが国から配られて、一種のマニュアルのようなものをご理解頂ければいいんですけれども、それに基づきまして、実施機関は基本的には各市です。町村部は、実施体制が全国で多少違いがあるかと思えますけれども、県が実施機関になるという定めになっています。

憲法に定められた生存権に基づき、最低限度の生活を保障する制度というふうに説明をしておりますけれども、民主党政権になったあとに当時の長妻厚生労働大臣でしたか、日本の生活保護が、低所得の方々の一定程度しか救っていない。生活保護の最低基準より低位の水準で生活している方もたくさんいらっしゃるというような調査結果を発表していましたけれども、国際的にもそのような指摘はなされています。

① 申請保護の原則

ただ一方で、生活保護というのは申請保護が原則です。一部、例えば道端に倒れていたなんていう方については、ご自分で申請をすることがかないませんので、行政の方が職権で保護をすることもありますがけれども、基本的には本人の申請です。ご家族が代わって申請することも認められています。

② 補足性の原理

それから2点目、生活保護は補足性の原理ということが原則になっています。これは、活用できる資産、例えば預貯金であったり、生命保険であったり、不動産であったりです。生命保険などは申請時に調査をされて、保有していれば解約を指導されます。

あと、働く能力です。日本の法律は、64歳までの国民には働きなさいということを行います。ただ、働くことができない、または、働いて十分な収入を受けることができない状態というふうに認められれば——、具体的には、障害の状態や疾病の状態などがそれに当たります。そうした場合には稼働能力なしということで、生活保護の申請が認められます。

それからもう一点が、扶養義務者による扶養です。これは以前よりはだいぶ緩やかになってきておりま

すけれども、民法上定められた扶養義務者については、その扶養関係を確認するという手続きも行われます。

それからあと、生活保護以外の法律や制度を使えないか。例えば、障害者年金が取れないのかとか、他法優先と言います。それからあと、健康保険に加入をしていた最中に病気で休業して給料がなくなるという場合には、健康保険の傷病手当金などの手続きを先に進めてくださいといったようなことも指導を受けます。そういういろいろな事柄を活用しても、なお困窮状態にある場合に生活保護が適用されるということです。

ただ、よく誤解がありますが、持ち家に住んでいるなら生活保護を受けられないかということ、必ずしも一律そういう適用にはなっておりません。例えば、私どもでご相談を受けた例では、持ち家、それから土地も自分の名義になっている。ただ、担保がついていたり、債務などで、処分をしても、いくばくか残るか残らないか、場合によっては債務が残ってしまうかもしれない。それからあと、例えば、家には住んでいるけれども、手持ち金が200円しかないというような、その時の困窮状態によって判断されることとなりますので、持ち家があるからということでイコールあきらめるのではなく、困窮状態を具体的にどのように伝えていくかということ、丁寧に取り組んでいく必要があると思います。

③ 世帯単位の原則

それからあと、世帯単位の原則です。これは、生活保護は現と一緒に住んでいる世帯を単位として認められるということです。ですから、収入があるのであれば、世帯全員の収入を明らかにして申請をする必要がある。私たちがご相談に乗っていた例では、子どもさんに自立を促して、残った高齢のご家族で生活保護の申請を進めたことなどもございます。例外的に、同居のままでも世帯分離が認められることもあります。これは極めて少ない例とご理解を頂いたほうがいいかもしれません。

(2) 生活保護の内容

生活保護の中身ですけれども、資料にあります幾つかの区分で、それごとに金額が設定されていて、生活保護を受けることとなります。その金額は、全国の市町村単位でその地域の物価水準に合わせて国

が決められている 6 段階に分かれて設定をされています。ですから、東京に住んでいる方と北海道の根室に住んでいる方では、生活保護を受ける金額が違ってくるということです。

Ⅱ. 生活保護について ②

- (2)生活保護の内容(種類)(金額は、全国の市町村単位で6段階に分かれて設定されている)
- ①生活扶助(生活費。具体的には、食費、衣料品費、日用品費、光熱水費など)
 - ②教育扶助(世帯の子どもが義務教育を受けるために必要な費用)
 - ③住宅扶助(家賃や地代を支払うために必要な費用。ただし、家賃の基準額が定められている)
 - ④医療扶助(原則として国民健康保険と同等の内容の医療。指定医療機関で受けられ、医療機関名が記された医療券で受診する)
 - ⑤その他、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

2010.10.2 障害者支援税制研究会

4

それから、4 番の医療扶助ですけれども、基本的には国民健康保険に加入されている方と同等の内容の医療が認められます。指定医療機関で受けられて、これについては医療券という形で、毎月一回受診をする病院で医療を受ける旨の書類がご本人に手渡されて、それを持って受診をすると、負担なしに受診ができるというものです。ただ、保険外の適用になるものについては、原則としては認められないということもあります。

指定医療機関は、ほぼ、おおむね、大体どこの病院も該当するというふうに理解頂いて構わないと思います。中には手続きをしていない医療機関もありますけれども、この手続き自体は事務的に済みますので、それについても病院などご相談しながら進められるのがよいのかなと思います。

(3) 相談のポイント (申請は住民票のある市町村が原則)

生活保護の申請なり相談なりが必要になった時、住民票のある市町村に、まず出向くことになります。そこで現在の生活困窮状態を具体的に伝えていく。先ほど宇治市の条例でも、付き添いとか同行とか、一人にしないというお話があって、私たちの相談活動でも、このことは非常に重視をしています。

福祉の相談に行くと、プライベートなことをつぶさに聞かれるということがございます。それは、その事情を細かに判断する必要がある、対象になるかどうかを判断する必要があるという必要性に沿ったものなんですけれども、必ずしも聞く側が、諸般の事情を承知して聞いているとは限らないということ

があります。

それからあと、窓口は複数以上に分かれて歩かねばならないということもございますので、相談される方については、同じことを何回も繰り返し答えなければならないという負担を強いることになります。

私たちが具体的に、その負担を軽減するために取り組んでいる工夫といたしましては、相談の過程で聞き取った内容を、ご本人の了解を頂いて、大体 A4 一枚程度の紙にまとめます。相談に出歩くところ、具体的には役所であったり、受診をする医療機関、主治医の先生であったり相談室であったり、そういうところに、もちろんこれは個人情報ですから、ご本人、ご家族の了解を得た上で、その紙をまず読んで頂いて、その上で不十分なところを追加で質問して頂くという形を取っています。これについては、一つ、ご本人、ご家族の負担を軽減する役割を果たすことにはなるのかなと思います。

生活保護の場合には、まず現在の困窮状態です。例えば、手持ちの現金はいくらなのか。ご家族の関係がどうなっているのか。ご本人名義の資産があるのか、ないのか。それからあと、働けない状況があれば、その理由です。病気や障害の状態。それから、受診をしていなくても、健康状態を伝えて、受診の必要が差し迫っているということも含めて、具体的に伝えるということが重要なポイントになります。

収入がある場合でも生活保護が認められます。それは、家族の構成によって細かい計算式がありまして、例えば、お父さんが 50 代、お母さんが障害者手帳を持っている。何歳の子どもが何人いるというような形で、家族構成や具体的な年代の別に必要な生活費の基準というのが定められていて、その家族の生活費であれば最低いくらという計算式を生活保護の担当課のほうで計算しまして、その金額よりもその世帯の収入が下回っていれば生活保護を認めるということになりますので、とにかく一切切をきちんと説明して判断を仰ぐということが非常に重要になると思います。

収入がある場合には不足分が生活費として支給をされることにはなりますが、ここで重要なのは、やはり医療がきちんと受けられるということだと思います。ですから、生活保護上の金額としては、結果、非常に少ないものでも、医療費が負担なく受けられ

るということで、丁寧に相談を進めていかれることをお勧めいたします。

病院に入院中の場合、または通院されている場合などは、かかりつけの病院に相談室があれば、その相談員さんも地域の福祉制度のことをある程度ご存じで、役所とも一定のパイプを持っていますので、ここと連携することも極めて重要になるかと思いません。

Ⅲ. 障害者福祉について～認定

次に障害の制度についてです。障害者と一般に言われますけれども、日本の国の中での法律では、障害者の定義というのが明確にあるということではないんです。逆に言うと、障害者であるということは、法律上、障害者手帳を持っているというふうにご理解を頂くほうがいいかもしれません。

障害認定というのは、障害者手帳を取得する、障害者としての証明を受ける手続きということになりますが、基本的に窓口は市町村になります。身体障害者に該当する方は身体障害者手帳。これについては一回取れば更新はない。それから、知的障害に該当する方は、自治体によって呼び名が違いますが、国の制度では療育手帳。東京都などでは愛の手帳。どこかの県は、みどりの手帳というような、ちょっと違う言い方だったと思います。

ただ、知的障害者であるということの証明には、二十歳前にその状態にあったということが必要になるんです。例えば、頭部を打撲して脳に損傷が起きて、その結果、短期記憶や判断能力が欠落してしまった。著しく低下してしまって、知的障害のような状態になったといっても、知的障害者の手帳が取れるわけではありません。その辺りについても、現在の状況で、どの手帳に該当するのかということ、市町村の担当者や主治医の先生とご相談をされるのがよろしいかなというふうに思います。

それからあと、精神障害の方を対象とした精神保健福祉手帳があります。この療育手帳と精神保健福祉手帳の手帳については有効期間があって更新をしていきます。ですから、一回取れば一生その手帳が使えるというわけではありません。

この手帳は、障害認定ということで、単純に制度の適用を受けられるということだけではなくて、身分証明の代わりにもなります。例えば、NHKの受診

料とか、交通費の割引とか、博物館や美術館に入ったりする時の割引とか、この手帳の提示を認められることが多々あるかと思います。ですので、そのことについても押さえておいてください。

その後、国のレベルでは発達障害者支援法という—、例えば ADHD とかアスペルガー症候群といったような診断がついた人たちのことを、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが。この方たちの福祉を増進させる法律が成立しておりますけれども、発達障害者に特有の手帳制度があるわけではなくて、国の制度の中では、知的遅れがあれば知的障害者の手帳を取り、知的遅れがない場合には精神障害者の手帳を取るということになっています。

それから、先ほど申し上げました脳外傷の方、高次脳機能障害、失語症、いろいろな、部分的に若干重なるところもありますけれども、この方の場合には、主治医の先生とご相談ですけれども、多くの場合は精神保健福祉手帳を取ることが多くなっていると思います。それ以外の機能的な麻痺がある場合には身体障害者の手帳が認められることもございます。

Ⅲ. 障害者福祉について～所得保障

障害者については、その障害が故に、自立に十分な経済的な収入を得られない状態になるということ、を前提に、所得保障の制度もあります。一つは障害基礎年金。これは1級、2級の2段階です。

これについては、身体、知的、精神、いずれの障害の方々についても申請をすることができますし、手帳を持っているということが必ずしも年金申請の条件にはなっていませんので、手帳は持っていないけれども年金を取っているという方もいらっしゃいます。

判断の基準も異なりますので、年金の申請が可能かどうかということについては、その時の状態も含めて、市町村の年金担当窓口にご相談に行ってください。

精神の方の場合には、精神科の初診がいつだったかということが、年金申請の要件を判断する上で極めて重要な情報になります。非常に複雑ですので詳細を説明することは避けましても、初診日がいつかということについては確認をした上で、ご相談に出向かれたほうがよろしいかと思えます。

それから、受傷した時、発病した時に、厚生年金

に加入をされていた方、共済年金に加入をされていた方については障害厚生年金の申請に該当します。年金事務所が窓口です。

それからあと、手当については様々ございますけれども、これについても非常に複雑で、市町村ごとに異なるという状況もございます。いずれについても、手帳とは別の審査基準があるということもありますので、そこも含めて市町村の窓口に、まずはその照会をする、問い合わせをすることが大切かなと思っています。

Ⅲ. 障害者福祉について～医療費助成

それから、医療費の助成です。これは三つぐらいになるかなと思って書き出してみましたけれども、障害者自立支援法という法律の中に定められている自立支援医療。これは、例えば通常3割負担のところを1割負担になるという制度ですけれども、幾つか種類が分かれています。これについては主治医の先生の診断書が必要になりますので、まずは、かかりつけの先生と相談をすることからかなというふうに思います。

それから、それ以外は重度心身障害者（児）医療費助成や、難病関係の医療費助成があります。この中で言うと、難病関係については、市町村でも必ずしも把握が十分ではないということもあり、都道府県に難病相談窓口も設置されています。難病は、場合によっては、まだ治療方法が確立されていないということで、医療費助成という形ではなく、治療を研究事業として助成をしているような仕組みもありますので、なかなか短時間でコンパクトに説明をすることが難しいということがございます。

ただ、私たちが今までご相談に乗ってきた中でも、先ほど、交通事故被害のご家族の相談にも乗りましたと申し上げましたが、その方はご主人を事故で亡くされて、事故が起きてから6年ぐらい経ってから私たちの相談窓口にたどり着いたんですけれども、子どもさんの心的外傷（PTSD）ですとか様々な問題が重なりまして、それで、お母様が難病を発症されたんです。

難病については原因がまだ不明のものも様々ありますけれども、間違いなく一つ言えるのは、ストレスは人間の免疫力を下げるということです。犯罪被害に遭われた方々が、大きなストレスを抱えた状態

で、苦痛を強いられた状態にある。そういう時に様々な健康悪化を招くということで、難病関係についても、そういうものがあるということだけ念頭に置いて頂くことは大切かなというふうに思います。

それからあとは、具体的な福祉のサービスということになりますけれども、障害者自立支援法という法律は、市町村が実施主体になった法律としてございます。これは国の法律として存在するんですけども、全国一律で提供されるサービスと、市町村ごとに独自のサービスという二段階構えになっています。

民主党政権がマニフェストで、障害者自立支援法の廃止と新法の制定ということをやりたいましたので、今、制度改革が進行中です。ここで一番ポイントになっているのが、障害というものの捉え方を変えていこうということです。今までの私たちの国の法律では、機能的な麻痺があるとか、IQが低いとか、そういうことをもって障害者という認定にしてきましたが、例えば、先ほど申し上げましたように、犯罪被害に遭われた方が抑うつ状態が強くなり、生活困難に陥るといことも障害として認めていくべきではないかという議論がございまして。

そういう意味で今、制度改革が進行中で、新しい法律の姿は23～24年ぐらいになったら見えてくるかなというふうには思いますが、基本的には今、障害者自立支援法という法律が中心になって整えられているということをご理解ください。

Ⅲ. 障害者福祉について～活用の仕方

具体的に、障害者自立支援法をどうやって使っていくかということについて、ご説明をいたします。生活保護と同様、各種制度や助成は全部、申請です。ただ、ご本人ではなく、ご家族が代わって申請できるというふうになっております。ですから、ご相談に当たられる場合、まず基本情報として、支援センターなどでも、各市町村の障害福祉のしおりとか手帳とかハンドブックとか、いろいろな言い方をされていますが、一般の市民の方々向けに冊子などが配布されておりますので、そういったものも手元に置いておかれる必要があると思います。

それからもう一つ、市町村に直接問い合わせることももちろんですが、身近にいろいろな事業所があるかと思います。例えば、作業所のようなところ。

それから、入所施設のようなところ、ヘルパー派遣事業所のようなところ。そういうところが身近にありましたら、そこの職員をつかまえて、具体的な事柄について質問してみるというのも一つかと思えます。その辺りも、地域で横につながる連携ということを積極的に進めて頂いたらいいかなと思っております。

ご本人が申請することが難しい場合、誰が申請するか、相談をするのかということですが、ご家族がいればご家族が代わってやることになるかと思うんですけども、例えば、身寄りがない場合とか、先ほどの事故被害のご家族の場合は母子家庭で、ご実家は遠方に離れていて、いずれのご実家も介護が必要な状況で、とても相談や手伝いを頼める状況になりません。となると難病を発症したお母様が、すべてのことをやらなければならないということになります。ですから、そこについてサポートしていくことが非常に重要になるということは、先ほど申し上げた通りです。同行支援です。

医療受診についても、同行は非常に大事になるかなというふうに思います。抑うつが強かったり、それからあと、極端に対人恐怖を抱いてしまったりしている状態の方というのは、コミュニケーションがなかなかスムーズではなくなります。

その母子家庭のお母さんも、子どもさんの学校、通院先、あちこちでクレーム扱いをされているという状況がございました。お母さんとしては一生懸命話をするんですけども、話の要領が得ない。何を言いたいのかが相手に伝わらない。一方で、先生が何気なくお話をされた一言に引っかかってしまって、大事な内容を聞き落としてしまう。先生は私の気持ちをわかってくれなかったといった事態になります。

先ほど中村さんがおっしゃった、不条理な事態に陥ってしまった方は、なぜとか、どうしてとか、そういう思いに日々さいなまれていて、非常に人との信頼関係を回復していくことが難しい状態にもあります。その時に、ご本人の立場で、ご本人の目線でサポートすることは非常に有効なかなというふうにも思います。

障害のサービスを使って生活の立て直しを図るといった場合に、ここでは二つの観点をご紹介します。

た。資料には載せませんでしたが、もう一つ、宿泊ということを入れてもいいのかもしれない。

一つは、日中の過ごし方と必要な支援。働くことが難しくなった場合に家で過ごす時間が多くなるわけですが、閉じこもりぎみの生活というのは多くの場合、様々な弊害をもたらします。ある方は、抑うつ状態を強める。ある方は、生活が不規則になって昼夜逆転の状態になってしまいます。様々ございます。日中をどういうふうにご過ごすのか。そこに、ご家族以外の誰かのサポートを入れるのかという観点。それから、出かけて居場所をつくる。そういうような観点から日中の過ごし方を考えてみることも、一つ、重要です。

それからもう一点が日常生活の支援です。家事や外出、送迎、役所や金融機関の手続きなどが滞りなくできているのか。そこに支障が起きているとすれば、具体的にどんな手だてがあるのか。その辺りを、ゆっくりじっくりと、ご本人、ご家族とお話ししながら明らかにする作業というのが、相談の前段階で必要になってくるのかなというふうに思います。

IV. 財産管理、手続の支援

役所や金融機関の手続きの支援ということをお願いしましたが、脳外傷などを負われた場合に、判断能力が低下をすることも多々ございます。そういった際に、金銭管理とか財産管理、役所や金融機関の手続きなどをサポートする制度も整えられています。一つが民法で定められた成年後見という制度です。これは、家庭裁判所に申し立てをして後見人をつけて、その方がご本人の希望を聞きながら、ご本人に代わって様々な手続き、契約などを進めていくというものです。

成年後見制度というのは非常に重たい制度なんです。手続きも大変だし、申請も決定も時間がかかりますし、例えば、ご家族以外の第三者の専門家などを後見人に選任した場合には、費用などを支払っていくということもあります。

そこまではいかないけれども、ちょっとした金銭管理や手続きなどの手伝いが必要な方を対象に、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業という、金銭管理などの支援を行っています。この辺りについても、その方がお住まいの市役所や社会福祉協議会などにお問い合わせをしてみてください。

V. その人の状態をどう理解するか

福祉の制度というのは、その方の生活を立て直したり、維持をしたり、さらには可能性を広げていく。長く続いていく人生を支えていくために使っていく、活用していく制度になります。

その活用を考える前提として、その人の状態を、まずどのように理解をするか。ここを丁寧にしておく作業が重要になると思います。サポートをする方は、まず日常生活の様子を、ご本人、ご家族から聞き取るということです。

これは、私はよく時間軸に沿って聞いていくということをお勧めしています。障害や病気の程度にもよりますが、人間というのは一般的には朝起きて夜寝る。朝起きる時には、身支度から始まり洗顔をし、食事の準備があって食事を取ってなど、もろもろ、私たちが日常生活の中で何げなくやっけてきていること一つ一つができなくなるというのが障害です。それを、じゃあどうしたらいいのかということ丁寧に拾い上げて、そこの不十分なところ、障害されているところを制度やサービスで埋め込んでいくというような作業になっていくかと思います。

あと、平日と休日の過ごし方。例えば、休日になると、お父さんが仕事が休みでお家にいるから、その部分はサポートが得られるとか、一番上のお姉ちゃんが、もうだいぶ大きくなってきてので手伝ってくれるとか、そういうことも含めて丁寧に丁寧にお話を聞いて頂けるとありがたいかなというふうに思います。

それからあと、先ほど京都の方で、地域に助けられたというふうなお話がありましたけれども、もう一点、私たちは日常的に、別に福祉の窓口にご相談しなくても、例えば家族であったり、親戚であったり、昔からの友人であったり、ご近所さんであったり、フォーマル、インフォーマルなレベルでいろいろな人の意見を聞きながら、生活全体を成り立たせているということがあるかと思います。どんなに障害や病気の状態が重くても、この関係が豊かであれば、何とか生活が成り立っていくということもあるんです。

一方で、障害や病気であるが故に地域での孤立ということが起こりやすいということもあります。収入が不足をすると、たくさんお仕事をするというこ

とがあります。私が知っている母子家庭のお母さんはダブルワークどころか、トリプルワークです。お昼働き、夜働き、土日に働いていました。

そうするとどういう事態になるかということ、ぎりぎり生活費は得られるんですけども、近所の人と話すということがなくなる。昔なじみの友達に会うということができなくなる。時間が奪われてしまいます。そのことによって、ちょっとしたレベルでの生活トラブルに対処ができなくなって、どんどんトラブルが大きくなっていくということがあります。孤立というのは生活困難をつくり出すというふうに思います。そこをどう豊かに広げていくかということも、私たちサポートする側の役割なのかなと思います。

私の話は、時間になりましたので、以上にさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

森田： 朝比奈様、どうもありがとうございました。具体的に制度の説明をして頂いただけでなく、センターとして、支援する者としてのかかわり方、どうしていけばいいかということをおアドバイス頂きました。朝比奈様、どうもありがとうございました。

ほぼ予定通り、順調に事は進んでおりますので、少し時間はあるんですけども、15時15分まで休憩を取りたいと思います。皆様、順番に並んでトイレをご利用くださいませ。よろしくお願ひいたします。

【休憩】

森田： 皆様、お隣の方はいらっしゃいますでしょうか。20分間強の休憩でしたけれども、お手洗い等、速やかにお済みでございませうか。ちょっとお休みして頂いたところで後半に移りたいと思います。

後半は、京都の支援センターの方で行われた実際の事例ということになります。一応ここは公開をされている分科会ではありますが、皆さん、事例を実際お話することになりますので、簡単なメモだけ取って頂くのはいいんですけども、守秘義務の方を守って頂きたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

では宮井さん、お願ひいたします。

民間団体と他機関との連携（事例）

京都犯罪被害者支援センター 宮井 久美子

皆様、こんにちは。大勢の方の前でお話しするのが本当に苦手ですが。私どもの京都犯罪被害者支援センターでの社会資源との連携というような話でお話しさせていただきます。

まず、私どものセンターの紹介からさせていただきます。平成10年5月27日に任意団体として設立いたしました。先ほど中村さんのお話に出ました大谷實理事長のもと、この指とまれという形で皆を集めてくださりまして設立いたしました。阪神・淡路の震災の時に救助活動をしたようなメンバーが集まりまして、臨床心理士であるとか、精神科医であるとか、あるいは法律の専門家であるとか、皆が集まって民間の団体として設立したものです。先ほどお話に出ました奥村理事は、現在もちろん理事ではございませんが、運営委員長として日々、本当に遅くまで開かれる会合に、いつも熱心につき合ってもらっております。

平成12年に社団法人京都犯罪被害者支援センターとして誕生いたしました。平成15年に、忘れもしません、10月17日でしたけれども、犯罪被害者等早期援助団体として認可を頂きました。平成17年1月25日に特定公益増進法人の許可を頂きまして、現在は公益社団の申請のために奮闘してもらっております。

現状は、8月31日現在で電話相談が348件。一月約70件ぐらいの電話相談です。電話相談は月曜から金曜まで、午後1時から6時まで、相談員2名ないし3名に入ってもらって、すべてボランティアの方なのですが、設立以来ずっと電話相談を続けてくださるとか、大体6年、7年、皆さん経験された方が新しい方と一緒に電話相談を担当してもらって、いろいろコーチしながらお話を進めてもらっています。

面接相談は、今年に入りましてから8月31日現在で80件でした。昨年は95件でしたが、この中にはカウンセリングも含まれております。それから、直接支援は170件です。昨年の年間を通じては325件でした。

それから、支援員は、相談員としてすべて総称しておりますが、36名です。研修生が10名。これは12期生としておりますが、毎年ボランティアの募集

をいたしまして、約1年半、研修を続けて頂いて、電話相談に入ってもらいます。

私どもでは、皆さんいろいろなやり方をされていると思いますけれども、毎月月末近くに、担当者の日時を書いた空白の表を電話相談室に貼っておきますと、皆それぞれ自分の好きなどころへ名前を入れておいてくださって、そして、1週間ぐらいで大体、表が埋まってしまうので、毎日3人ないし4人に来て頂くという形になっております。

私どもが他機関との連携ということで、特に直接支援を始めましてからは、私どもだけでできることは極めて少なく、やはり京都弁護士会、そして検察、その他、例えば病院であるとか、医療機関であるとか、クリニックであるとか、様々な機関と連携して、お世話になりながら支援を進めております。今回は特に福祉への連携ということで、お話をさせて頂きたいと思っております。

それと、京都弁護士会には、どこの弁護士会にもおありだと思いますが、犯罪被害者支援委員会というところに——、何人ぐらいいらっしゃるのかな。全員で京都弁護士会は400人ほどいらっしゃると聞いておりますが、その1割程度が登録されておまして、実際に私どもがお世話になるのは年間24、5名ぐらいの弁護士さんです。

必要な時に、どういう事案でということをお断りしての窓口にはファックスいたしますと、二つの事務所から、それぞれ弁護士さんがお2人担当して下さりまして、まず被害者面接をいたします。その後、委任される時は、その先生に委任して頂く。あるいは、お互い何となく合わないという時でしたら、また違う弁護士さんをお願いするというような形で進めております。

そのほか、私どもの理事の中に弁護士さんが2人いらっしゃりまして、理事の弁護士さんにご相談する場合がありますが、私どもは、理事であるとか、専門委員という専門家の集団をチームとしてつくって頂いております。そこには医師とか臨床心理士とか弁護士さんがいてくださるんですが、それは、私どもが実際に支援をしております時に、どうかなと思うことを、やはり専門家にちょっとお電話をして教えて頂く。それでお話を進めていくというような形にしておりますが、私どもにかかわって頂いて

いる弁護士さんには委任しないということを原則にしております。ややこしくなりますので。

ですから、実際に直接支援としてかかわって頂く弁護士さんは、被害者支援委員会の弁護士さんが主に担当していただきます。順番になっているらしいので、どなたに当たるのかよくわかりませんが、年に一回きちんと交流の場をつくって頂いて、綺麗でない意見交換をいたしますので、大体は面識がありまして、お話は滞りなくいくようになっております。

【ケース1】

まず最初のケースをお話いたします。これはSさんという45歳の男性でした。この人は、Uという加害者が経営する喫茶店で勤務しておりました。いろいろ調理を担当していたらしいのですが、ある時期からUは「営業成績が悪い」などと言って、だんだん飲食店が今、非常に不景気になってきておりますが、それに合わせてと思います。日常的に八つ当たり的に暴行を加えるようになってしまいました。

Sさんは独身で気が弱く、清潔な感じの人ですが、Uからの暴力に対しても、恐怖心が強く、揚げ句の果てにカードで借金をさせられて、傷害の度合いも次第にエスカレートして、とうとう遠方にいる、これは唯一の肉親なんですけど、いとこ宅に身を隠しました。実は歩行も困難なほど足を傷めておりまして、ようやく逃げ延びたわけです。

そのいとこさんがびっくりして被害届を出された。警察から、その被害届が出た後、当センターを紹介されました。早速、所轄の署へ面接に行きましたところ、Sさんの希望として、まず自己破産のために弁護士を紹介してほしい。それから、生活保護の申請をしたい。それから、精神的にとても、半分うつ状態のような感じでしたので、カウンセリングを受けたい。こういうご依頼がありました。

まず弁護士さんにご相談しようと思ひまして、弁護士会の被害者支援委員会に申し込みました。2名の弁護士さんと、まず面接をしました。その面接に行く時も、ほんとに大変でした。何しろ、かなり体格のいい人なんですけど、2人で付き添ったんですけど、杖をついてよちよち歩かれるような状態になりまして、ほんとにお気の毒でした。

弁護士さんと、その状況についてお話をしました

ところ、本人が話されたんですが、もう数百万円に近いカードローンの借金があったらしいです。いろんなところで借りてられて、そういうことになったらしいです。よくそんなカードを持っていたなと思ひましたら、その人は、その喫茶店で働く前は会社員をしていられたらしいです。その会社が不況になって、少し働く時間が少なくなった時に、いつも行きつけの店から、うちで働いてみないかという誘いがあったので、そこで働くようになった。会社員をしていた時のカードをしっかりと何枚も持っていた。「今から思うと、そのカード目当てに働かないかという誘いがかかったのではないかなと思ひている」と、後でそう言われていました。

弁護士さんのお話によりまして、相手が全くお金がないということが明白になるまで、被害届が出ている以上、賠償金が取れるということになりますと、お金は全く無一文ではないということなので、自己破産はできないと。だから、相手が逮捕されて、本当にお金がないということが、資産がないということが明々白々になるまでは、自己破産というのはできませんよと言われてました。それで、相手が逮捕されるまで待つことになりました。

それから、生活保護の申請はできますと。ただし、確認が必要なので、役所の人が見に行った時に、そこに住んでいないと生活保護は認められませんよということでした。ところが、加害者は住まいをわかっているわけですから、非常に怖くて住めない。

非常に難しい状況になってまいりましたが、まず居住地の区役所の保護課にセンターとして、Sさんが被害者であって、現在、非常に困った状況にあるということ。それから、体が不自由で、あまり自由に歩き回れない。また、働けないことなどをよくよく説明して、そして、当日一度申請に行く時に、どういう書類が必要であるかということを探ねました。そして、大変な状態でしたけれども、一緒にSさんに付き添って、その区の保護課に出かけました。

そうしますと、やはり非常に丁寧に対応してもらえまして、「わかりました。生活保護は電話でも聞いておりましたから、なるべく申請に応じるようにいたしましょう」ということで、非常によくわかってくださりまして、「ただ、住居の確認だけは行かなければならないので、必要なら、すぐに110番するよ

うにしたらいいから、ご自宅にいてください」ということで、いったん自宅に帰ってもらうことになりました。

自宅にちょっと住む間でも、相手を早く逮捕してもらわないと怖くてしょうがないというので、検察の供述調書を検察庁に取ってもらうのも、きちんと呼び出しの日に出かけるようにして、その月、そういうことも私どもに依頼されました。

支援員の人が2人でお迎えにいて地下鉄に乗って、そしてタクシーで検察庁まで送って行って、また帰りは私どもから迎えにいて、そして自宅のほうまで付き添って送っていくということをしていましたが、皆さんご承知のように、検察庁の供述調書というのは本当に長い時間がかかります。それで、幸いなことに私どものセンターは検察庁のすぐ近くなんです。ですから、途中で交代しながら付き添いができますので、それは非常に立地条件としてメリットがあります。

ちなみに、裁判所も非常に近いんです。だから、どんなに長い事件でも、ちゃんと傍聴ができますので、本当にその点は恵まれているなと思っておりません。

ようやく調書も取り終えて、長いこと待っていました。ようやく、相手は逮捕されました。逮捕されて、いろんなことが明々白々になりまして、ようやく自己破産ができました。

その後、今度は、住居が知られていたら怖いということで、犯罪被害者用の入居というのか、市営住宅の申し込みと府営住宅の申し込み、両方いたしましたら、なかなかこれがまた競争が激しくて、しかも、私が申し込みをした時に痛感いたしましたのは、単身者に限るという条件がついているのが多いのです。ところが、被害に遭った人というのは大抵、結果として単身が多いのです。

それともう一つは、エレベーターがついている住居が少なく、足が不自由になって、体のどこかが悪くなった方は、どんなに交通の便が良くても、5階建てでエレベーターなしでは、とても住めませんので、随分とじりじりしながら、新しい建物ができるまで待つてられました。それで、実は昨年、ほんとに運良く、いい住まいに当たられまして転居されたわけです。

自己破産もでき、そして、ちゃんと生活保護も受けられるようになって、また体が治ったら……。先ほど朝比奈さんもおっしゃっておいしかったですけれど、生活保護の申請が通りましたら医療が受けられるので、怪我の治療に今、精を出していられて、ちゃんと回復したら働きたいというふうな意欲を持っておられます。

この方は季節のご挨拶もハガキでよこしてくださる方なので、一時はほんとにうつつつしていられて、言葉もはっきり出ないような方でしたけれど、この頃はお電話すると、ちゃんと近況の報告をしてくださるし、非常に明るくなってこられました。

私どもは、必ずしばらく経つとお電話するんですけど、大変喜ばれます。自分から電話してこられるというのは、よくよくのことだにありませんが、こちらからお尋ねすると、とても、「いやあ、お電話したいと思っていました」というようなことが必ず返ってまいりますので、暇を見つけてはお電話をしたりしております。

【ケース2】

また、Tさんの場合、これは38歳の女性です。強姦されたという訴えで、ご夫婦で住んでられる知り合いに、遊びにこないかと言われて出かけたところ、奥さんが留守でひどい目に遭った。逃げて帰りながら、夜でしたが、警察に届け出たが、それは合意の上ではないかということで、なかなか届けを受け付けてくれないということになって、本人は、ほんとにだんだん落ち込んでこられまして、そして、抑うつ状態がひどくなってきたんです。どうも様子がおかしいようになってこられましたので。

ただ、この方は、私どものセンターからは随分遠い、府下の北部にお住まいでした。「出てこられますか」と言って「こちらから行きましょうか」と言っても、やっぱり「そちらへ行きます」と言ってやって来られる。お目にかかりながら、電話相談もかけて頂きながら、とにかく話し相手を絶えず絶えずしたり、それから、お話を何回も聞くということを繰り返していますうちに、だんだんとわかってきたことは、子どもの頃から大変な虐待を受けていたということが次第にわかってまいりました。

お仕事のほうも、事件のために夜眠れなくなって、会社に行ってもらえたんですが、行けなくなった。仕

事をとうとう失職されてしまった。抑うつ状態で神経科を受診したいんだけど、医療費が払えない。生活保護を何とか申請したいということでした。

それで、彼女が住んでおります市の保護課に、ちょっと遠いのでなかなか行けないんですが、電話で何度も事情を話して、そして、こういう方が行ったら申請を受け付けてほしいということをお願いしました。

たまたまその市で、時々、私どもはイベントをしますので、よく知っていてくださったわけです。それもよかったので、とにかく生活保護の申請に行けるのもちょっと時間がかかるし、本人が出向いていくのも時間がかかるし、それと、申請してからでも少し時間がかかるみたいだけど、それまでに何とか医療を受けられるような、生活保護の申請を受け付けましたよという証明をもらったら、医療費を生活保護のように無料にもらえるということを知りましたので、その手続きをしてくださいとお願ひしました。

そうしたら、市のほうから彼女の自宅へ行ってくれたらしいです。その報告を聞きまして、お医者さんを紹介して、なおかつカウンセリングを受診できるような手続きをいたしました。

その頃から、車の運転もだんだんとできるようになりまして、生活保護が受けられて、そして、受診ができるようになった。治療を始めたところ、精神科のお医者さんと非常に信頼関係ができて、次第に仕事への意欲が出てきました。再びまた働きたいと言いだしまして、危ないなと思っていたんですけど、働きに行くことになりました。ところが、やっぱり1週間ほどすると疲れ切ってしまうと、続かないんですね。またカウンセリングを継続しました。

私どもは京都府から、委託事業として、カウンセリング制度がありまして、1人10回まではカウンセリングを受けてもらえるという制度を持っております。実際、10回のカウンセリングのうち、5、6回でやめられる方が多いんですが、なぜかといいますと、恐らく、自分の過去の記憶が、5回目ぐらいになりますと非常に深く出てくるんだと思います。それを乗り越えられた方は10回続きまして大変いい結果が出ているんです。

彼女の場合も4、5回受けた段階で、ちょっと落ち込んでしまいました。それで、もう一度カウンセリングを受けたらということをお話しして、ようやく今、意欲がまた再び出てきて、「自分でいろんなことができるようになった。もう一度働きたい」と言っております。

【ケース3】

また、これはちょっと特異なケースではないかと思うんですけども、精神障害を持つ人が隣の人をバットで殴ってしまったというケースがありました。これは双方から私どもに相談がありまして。私どもはやはり、あくまでも被害者の立場に立つのであって、双方の仲介をするような役目をするわけではありません。

困ったなと思ひまして、保健所へ相談に行こうかなと思ひておりました時に、加害者のドクターからのお誘いかけがありまして、カンファレンスを行うことになりました。そこには、結局、被害者を守るために、まず加害者である人に落ち着いて暮らしてもらうのが一番だということになりまして、保健所と医療機関、そして近所の民生委員の方、町内会長と作業所。

作業所は、加害者が日頃、お昼、暇にしているもたら具合が悪い。やっぱりお昼に行くところがあつたらいいのではないかとということで、作業所にお昼は行ってもらおうと。そして、日常生活を過ごして、お昼に加害者がどこにいるかということがはっきりわかると、被害者が安心して暮らせるのではないかとということになりました。

障害者自立支援センターという組織がありまして、その職員が非常に気の長い、よくできた人なんです。その人が、これだけのメンバーを皆集めまして、そして、ケースカンファレンスを何回もしました。私どもの支援員と私も行きましたが、合計8人ぐらいでした。

ただ、そういうことをしておりますよということは、非常に双方の安心感になりました。

私どもはやはり、障害者自立支援センターであるとか、あるいは家庭総合支援センターであるとか、いろいろな社会資源でありますそういう機能を持っておりますところにどういふ人がいるかということ、日頃からよく、機会があるごとに、おつき合い

をすることにしております。

このセンターのこの方をお願いしたらいいとか、あるいは、社会福祉協議会の誰々さんが非常に私どもに対して理解を示してくださっているから、この人を通じてどこかにつないで頂こうとか。やはり人と人との関係みたいなことがありますので、きっと私どもは、これから宇治に何かありましたら、中村さんをお願いするというような形で、少しずつ進めていっております。

組織も非常に大事ですけど、こういう組織がありますからそこへ行ってください、というような紹介の仕方は決してしておりません。例えば、ちょっと遠いところの弁護士さんをお願いしなければならない時でも、その地域の弁護士事務所に片っ端から電話するんです。そして、どなたにお願いしようかなと思う時に、電話に出られた対応を聞いて、そして、一番いい職員が対応してくださるところをお願いするというように。「どうも対応が悪いから、あそこはきっと行き届いてないんだろう」とか言いながら、こちらもやっぱりちゃんと、値踏みと言ったらおかしいんですけど、あんまり愛想の悪いところにはお願いしないことにして、とにかく、いろいろこちらも逆にリサーチしながら進めております。

とにかく、一人の被害者の方がおいでになったら、その方に対してできることが何かないかと。できなくても、何か探し出せないだろうかということで、一人の被害者を見たら、あっちからも、こっちからも試す眺めつ、うーん、何かできることはないかな。私どもではこれだけしかできないけれど、どこかの機関で助けてもらえないかなと、ぐるぐる被害者の周りを回りながら、これどうしたらいいだろうか。

【ケース4】

全く余談になりますが、あるすごい強姦の被害に遭われた女性の方がありまして、聞くのも恐ろしいような被害に遭われたんです。それで、その女性は全く外へ出ない。自分の髪の毛を自分でぐちゃぐちゃに切ってしまう、外に出ないということで家の中にもってられるという状況を聞きました。

でも、何とかできることはないかなと思いついて裁判所に出かけたところ、お母さんが何ともいえない、しおれた様子でおられたんです。私たちは何か、本人をサポートするとばかり頭にありますがけれど

も、そうではなくてお母さんのサポートをしたって、それがいつか彼女本人に届くというふうに思いましたので、すぐに検察庁のほうに問い合わせまして、担当の検察官のお名前を聞きまして、そして、その検察官の紹介でお母さんにお会いしました。

私どもはこういうセンターのこういう者ですけども、何とかお手伝いしたい、何かお役に立つことはないかということをお願いしたところ、お母さんはすごく喜ばれまして、何かできること、自分ではわからないと。だけど何とかしてほしいと言われたので、弁護士さんのご紹介をしました。そして、被害者参加制度を使って頂いて、弁護士さんに被害者参加をして頂いて、私どもは、お母さんに国からの費用で裁判をして頂くことにして。もちろん本人の名前で申し込みますが、本人は被害に遭って家に閉じこもっている以上、全く収入はないわけですから、被害者参加制度は十分に使って頂けるということで、本人は全く出廷しないまま裁判をしていてもらいました。

だんだんと時間が経つにつれて、お母さんが随分と、弁護士さんや私たち、何回もお電話したり、お話ししたりしているうちに元気を取り戻してこられて、お母さんが元気になってこられました。そして、「お嬢さんはどうですか？」と聞きましたら、お母さんが娘の話の聞いたり、「娘は非常に態度がかたくなだったけれど、母親がゆったりするようになってきたら、娘がちょっとずつ物を言うようになってきました」と。「部屋に閉じこもらなくなりました」と。やっぱり、お母さんの態度が家の中を変えていかれたんですね。それで、ほんとに、だいぶ良くなってきたという報告を聞いております。

ほんとに私ども、直接本人でなくても、周りから、外堀から埋めていくことも大変必要なのではないかなと思いつながら、いろんな方法をとにかくやってみる。ただ、立ち入り過ぎないように、二次被害を与えないようにする。それから、ほんとに創意工夫をめぐらせて、何とか被害者の方をサポートしていきたいというふうに今考えております。

今、センターの支援員の方々も随分と経験を積んだ方が増えてまいりましたので、その経験がやはり役立つ。これはもう、ほんとに一つずつ、全く同じケースというのはありませんけれど、少しずつ違い

ますけれども、ただ経験というのは大変大事なことで、それぞれの方々に自信を持って、自信を持ち過ぎずに、ほどほどで、被害者に接して頂くという、その距離の取り方みたいな感覚を少しずつ身につけて頂きながら、被害のサポートに努めていております。どれだけうまくいくかわかりませんし。ただ、皆さん本当に一生懸命、モチベーションはすごく高いので、やり過ぎないように、そっと支援を進めていきたいなと思っております。

どうもありがとうございました。

森田： 宮井さん、どうもありがとうございました。実際、京都のほうで行われた具体的な支援の例を挙げて頂き、お話しして頂きました。

やはりセンターでできることは限りがあります。ですが、私どもはいろんな、常日頃から情報を集めることによって、こういった場ではこういった支援ができる、こういった機関を超えた制度があるということ、ご紹介することができますし、仲立ちをすることもできます。そういったことも大事な支援ではないかと思えます。

あと、お話の中で、電話の対応で決めるというのがありましたけれども、逆に言えば、私どもも電話の対応によって評価されるということですので、皆さん、電話に出る時には猫を二重、三重、四重にかぶって、そつがない対応をして頂けたらと思います。

では、きょうは3人の方にお話しして頂きましたが、皆さんお待ちかねの質疑応答の前に、もし3人の方に補足説明がございましたらして頂いた上で質疑応答に入りたいと思います。

では、3人の方、補足説明はないということですので、質疑応答タイムに入りたいと思います。何かご質問なさいたい……。もう既に手を挙げて頂き、ありがとうございます。

【質疑応答】

A: 宇治の中村さんにお尋ねいたしたいと思います。

先ほどのご説明の中で「提言書そして条例」という項目の中に「住居の提供等」という項目がありまして、とてもこれは私もいいことだなと、きっと被害者にとっては大きな救いになるんじゃないかというふうに、お聞きいたしておりました。

その中で一つお尋ねいたしたいことは、これは緊急避難的に市営住宅を一時的に犯罪被害者へ貸し出す制度の拡大だと思うんですが、この場合は、例えば被害者が、現に自分が今住んでおられる家やアパートも当然あると思いますが、そういう方もこの制度の対象に当然入るのでしょうか。あと場合によっては、自分の身を危険から守るための、例えば先ほど京都の方のご説明にもありましたけれど、加害者がまだ捕まってないということによって、常に自分の心の中で強迫感を覚えていると。ですから、今の家に自分が住むことが非常に不安で仕方ない。あるいはDVで、自分が今住んでいる家に主人と一緒にはいられないという、そのシェルターの部分も含めて、そういうのはすぐ迅速に対応して頂けるものなのでしょうか。

それと、期間については、あくまでも一時的なものとしてのことなのか、あるいは、ある一定条件が満たされるまでのことまでお考えになっていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

中村： 今のご質問にお答えさせていただきます。緊急避難になるかどうかです。緊急避難処置として、一定の期間ということとさせていただきます。その期間ですけれど、通常3カ月。特に事情のある場合は6カ月までということで、その間、緊急避難的に市営住宅を利用してもらっていいということになっています。

どういう時に対象になるのかということですが、まず犯罪被害者等支援条例に該当する方。それはどうやって決めるかといいますと、警察とも相談する中で決めていこうということにしています。具体的には、決めておりません。ケースバイケースですから、その時の話の中で決めていこうということとやっています。警察とのやりとりでも、個人情報の問題であるとか、実はすごく課題があります。その課題を今の時点で一つ一つやっても全然前に進まないの、出てきた時に、そのケースに一番いい対応は何なのかということ警察とも協議しながら、その中で、主として、この方は犯罪被害者の対象になる方だということになりましたら、もうそれで条件は整ったということで、いろんなケースがあると思いますけれども、市営住宅の緊急避難とし

て利用して頂いたらいいというようなことで考えております。

A: ありがとうございます。これからも、被害者等の安心感を少しでも回復するために頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

B: 中核地域生活支援センター「がじゅまる」の方にお尋ねしたいんですけど、先ほどちょっと触れられたところに…。

僕が把握している事件の概要というのは、千葉県内のある小学校の女兒が準強制わいせつに遭って、そのまま千葉地裁で争われたのですが、犯行の事実は裁判所として認定できるんだけれども、知的障害がある被害者の供述が一転、二転、三転するから、客観的に証拠として採用されないということで無罪になってしまったんですね。

僕は長野の支援センターなんですけれども、長野の地裁の裁判官が千葉地裁で担当した事件なので、裁判は直接は聞かなかつたけれども、千葉の地元新聞とか、加害者側の弁護士から書面を通じて分かったことですが、被害女兒の氏名は全部、多分、法廷で読まれた通りに判決要旨に載っているんです。

小学生の女の子が性的被害に遭って裁判を起こしてしまうと、その人の実名が遠く離れた長野の人にまで知られてしまう。近所でもマスコミを通じて実名が分かってしまう可能性もありますし、一つには、被害者の権利を擁護するという意味では非常に大きなテーマを抱えていると思うんです。

それともう一つは、裁判所で、知的障害のある子どもの供述が認められなかったということは、供述の聞き方の問題だと思います。障がい者制度改革の中で、私が知的障害者のサポーター制度の創設を提案しており、今これから検討される課題にはなっているんですけども。

そういった人たちの支援には、恐らく中核支援センターでも一度かかわったんです。かかわっていないとすれば、別の事件なのかもしれないですけども。そういう人たちの被害者支援というものは、恐らく千葉のセンターでも扱っていないし、また私たちのセンターでも、そういうものが扱えるような力量はないので、どうしていったらいいのかなと思っ

て、ちょっとお聞きしたいんですけど。

朝比奈: ありがとうございます。たくさんいろいろな点が含まれていたかと思うんですけども、被害者の方のプライバシーにかかわることはこの場で言及することはできませんので、ご理解ください。

個別具体的な事件の問題にあまり入らないほうがいいかもしれませんが、直接的にはその事件に「がじゅまる」の立場でも接点を持ちました。長期にわたる取り組みになりましたので、最終的には支える会というようなネットワークができて、刑事では無罪だったんですが、民事で、かなり踏み込んだ判決を得られたという評価に現在ではなっています。

一方で、積み残した課題は様々にございまして、マスコミ等の取り扱いだけではなくて、当時、事件は現地でかなり話題になりましたし、いろいろ、教育をめぐる考え方のぶつかり合いなどもあって、そういう中に被害者の方々が巻き込まれてしまったという懸念もあります。

それからあと、ご指摘のありました、知的障害の方々の供述の信用性ということについては、歴史的に見ると、被害に遭うと信じてもらえない。加害行為が疑われると誘導的にされてしまうということで、あまたの冤罪もここにかかわっては非常に多くあります。

今回の事件も、被害児童は知的障害がある。それからあと、子どもである。二重苦というふうに弁護団は表現をしていましたけれども。刑事の最終的な判決も、恐らくやっているだろうけれども、日時が特定できないから、現行の刑事手続上は無罪だというような判決の要旨だったということです。

ご指摘がありました、障がい者制度改革を進める内閣府の参与で入られた、東さんという車椅子の当事者は弁護士さんでもありますし、この問題については一番造詣が深いと言ってもいい方です。

全国的に見ると、問題意識のある弁護士さんのネットワークができつつありますし、今回の事件も、かなりキャリアのある方々が総力を挙げて取り組んできたということもあります。

中には、ほかの事件でかかわった例では、知的障害のある成人の女性ですが、実刑判決を勝ち取って、加害者は受刑したという例もございますので、私た

ちとしては、一つ一つ事例を重ねていき、また、その制度改革についても声を上げていく必要があるのではないかなというふうに考えているところです。そんなところでよろしいでしょうか。

C: すみません。お聞き、一つしたいことがあるんですが、私は二男を7年半前に犯罪に巻き込まれて失った者です。

それで、被害直後からずっと病気がちなんです、結局、夫のほうは6年経つか経たないでガンの宣告を受けました。

私のほうも、一度はすごくひどい子宮体ガンを疑われまして、入院、検査という、全身麻酔で、それはきついものでした。あと2回も胃ガンの疑いがあるということで、それも詳しく検査されまして、ほとんどガンの一歩手前というところで、ピロリに冒されていたんですが、それも強い副作用のある薬を1週間ほど、絶対忘れないように飲んでくださいということで、それは辛うじて治しました。

でも、あとまだ複数、私も夫のほうも病気を背負っているんです。私どもは、事件を境に、病気とは縁の切れない不健康な体になってしまっています。

ずっと常々思っているんですが、私どもにIDカードというものを作って頂けたらと思うんですよね。それには全部、こういうふうな事件の犯罪被害を受けた遺族であるということとか、自分個人の病歴とか、どういった病気になった、どういった治療を現在も受けている。それも一つではない。複数いろんな病院にもかかっています。薬もこういったものももらっているということ、一人一人情報を登録してほしいのです。

サリンのような大きな事件で、それもやっとな頃になって、被害者が給付金を受けることができました。それは皆さんご存じの大きな事件なんですよ。でも、事件は大きくても小さくても、失ったものは、やっぱり代わりはないです。小さいから見逃してもいい、大きいのは大事に扱わなければいけない、歴史上残るものだから、という、そういう片づけ方は、とても私は許せなくて。小さな県に住んでいて、小さな町の片隅で起こったかもしれないですけども、私たちの人生は、それでも一変しました。

もう生きる希望も何もなくなって、ずっとふさぎ

込んでいた時に、たまたま2008年の2月に、光市の本村さんにお会いすることがあったんですね。彼は言われました。偶然、私の亡くなった息子と本村さんは同じ大学を出ていたということが、その時わかりまして、それで個人的にいろいろ話したら、「それは、あなたの持っている怒りのマグマを活動のエネルギーに変えなさい」って言われたんですね。その時、私も初めて目からウロコが落ちまして。

それまでは、うつで、ふさぎ込んで、やっぱりずっと閉じこもりの、そういう状態だったんですが、こんなことでは亡くなった息子にも申し訳ないし、社会を変える何の力にもならない。社会のお荷物になるだけだと思って。でも、自分も病気がちですし、100%は行動できませんが、なるべく社会活動に力を入れるようにして、今日まで来たつもりなんですね。

でも、一番残念なのは、もう昨日から、今日から、ずっと言われておりますが、人権といって、それはもうほとんど加害者のほうの人権なんですね。私ども被害者の人権というのは、本当にもう隅のほうに押しやられております。そのために悔しい思いをどれだけしたことか。そういうまた悔しい思いが、なぜ助けてあげられなかったんだということで、また自分を責める材料になっていきます。

私どもにもそういうIDカードがあって、例えば原爆手帳や身体障害者手帳みたいに、常にそういうものがあればなということで、ずっと思っておりましたので、何とかできないものでしょうか。県の方に言ったら、お金がすごくこれはかかるんだと。でも、加害者のほうにあれだけお金をかけているのに、なぜ私たちのほうには何もかけてもらえないんですかと言って、私もそういうことで何回か突っかかっていきましたけれども、問題はそのままになっておまして、うやむやになっております。

これは都道府県単位ではどうしようもないことですので、国を挙げて、そういうことを考えて頂く、そういう機会になればなと思って、ちょっと申し上げたいと思いました。以上です。

森田: ありがとうございます。大きい話です。で、逆に、今のお言葉を皆さん持って帰って、条例の中に組み込むということは、とても大変なことだと思うんですけども、せめて、たらい回しになら

ないように、いろんなところで同じ話をしなくてもいいような制度だけでもできないかと、もし条例の話で、民間団体がそこに加わることができたら、一言言って頂けたら、ここでご発言して頂いた意義があると思います。

C: 条例というのは、でも、その地方、地方で違いますでしょう。ですから、アメリカなんか、州が違うとほとんど国が違うぐらい、ひどく違う場合もあるわけですね。

私が言っているのは、同じ日本国民ですから、日本の片隅で起きたことと、東京の霞が関でサリンをまかれて、そこで被害に遭った方と、私どもが違うということは、おかしいと思うんですね。私どもは今まで税金も滞納せずに、真面目にやってきた国民のつもりでおります。ですから、やっぱりそういう、皆さんが納得できるレベルで平等な住民サービスというか。

自分たちは何も悪くなくて、ここまで来ているわけです。病気もしたくないのに、病気のほうが向こうから来るわけです。私たちの体というのは免疫体がほとんどありませんので、ガンになる可能性がとても大きいんですよ。そういうのは、もう医師にも言われています。だから、ガンにならないように、ならないようにと思って神経質に生活もしております。注意もしております。でも、なってしまうたら、ガン細胞はもう増える一方で、抑えることはできませんのでね。

だから、その辺で、私たちの命がなくならないうちに、早くそういうのを法制度というか、ちゃんとしたものシステムを構築して頂きたいなと思って申し上げるものです。

官井: 今のお話を伺って、本当に、よく言ってくださったなと思っております。私どもが支援させて頂いている被害者の方も、大きな事件に遭われますと、あと女性の方ですと乳ガンになられたりとか、本当にガンの発生率は高いので、それはちょっとやはり大変なことだなと思って、感じ入っております。

京都市もちょうど今、条例をつくる最中になっておまして、今年度中にはつくり上げて、条例としてやっていきたいなと思っているんですけれど、条

例に際しまして被害者のニーズ調査をしたんです。そして、15項目の質問をして、記入欄の中に、やはり同じような、被害者になってみて本当にわかったけれども、加害者の処罰が軽いとか、極端なあれですと、今の法律で加害者が守られ過ぎているという記述が非常に多くて、本当に皆さん怒ってられるなということは親身によくわかっておりますので、何かそういうことで生かしていけるようなことがあれば、私たちも、ちょっと離れてはおりますけれども、いいかなと思っております。どうぞ、お大切にお過ごしください。

D: 京都被害者支援センターの宮井さんにお伺いいたします。

先ほど、センターの現状の中でご説明がございましたけれども、研修生として毎年募集して、1年間教育して、それから電話相談に出ていると。ベテランと相いれましてですね。そういうご説明がございましたけれども、研修、特にトレーニングとは、どういうふうに行っているか、ちょっとお伺いしたいんですが。

官井: まず公募いたしまして、新聞等で募集いたしまして、被害者支援にかかわってくださいということで。それから面接をして、作文を書いてもらいまして。募集要項の中に……。それで応募の動機のようなことで大体800字ぐらい書いて頂いて、そして面接をしまして、それから研修に入ります。

まず、初期の事前研修という、ちょっと言葉が変なんですけれど、それを大体10コマ程度、1時間半の研修を3カ月程度いたしまして、その後、約1年間、月2回程度、研修をいたします。それで大体約1年間ですね。その後、ロールプレイとかをして頂いて、最後にもう一度面接して……。

その前に、最初の3カ月ぐらいの研修が終わった後、面接をして、やっぱりこんなことはやってられないと言って辞める人もありますし、ぜひ続けたいという方もありますので、一段ずつ面接をして、きちんとご意志を確認した上で進めていきます。

それで、結局1年半、やっぱりかかりますね。それで、その後、認定式をいたしまして、実際に電話相談に入ってもらいます。電話相談に最初入って頂

いた時は、しばらくは様子見というのか、先輩の方のそばで聞いて頂いて、実際には取って頂きません。過去の記録とか、そういうものをしっかりと見てもらって、そして、かかわって頂きます。

直接支援は、ある程度、電話相談の経験を積んでから。ちょっとその点では全国ネットワークとやり方が違うんですけど、やはり二次被害を起こさないようにという私どもの考え方で、電話相談の経験を積んでから直接支援に入って頂くということにしております。

直接支援についてはマンツーマンのような形で、しばらくそばについて頂いて、ほんとにそばについているだけで、先輩の様子を見るという形で進めております。だから、本当に時間がかかります。

D: その時、指導者は専門家ですか。

宮井: 私は今コーディネーターをしておりますが、私とか補佐が交互にやって、そして、そうです。指導者は専門家です。やっぱり専門家の方にいろいろ。大抵それが内々なんですけど、理事とか専門委員とか、ここのセンターのメンバーがっております。たまに外部から研修に来て頂くこともありますが。

D: 電話相談の場合、質問者の内容を聞き落とすとか、そういうことがあるかと思うんですが、録音はしていないのですか。

宮井: はい。録音は最初の1年間ぐらいしたんですけど、理事に専門家が一人おり、絶対してはいけないということで、相手の承諾を得ない限り録音してはいけないということで、しておりません。

E: 京都の宮井さんにお伺いしたいんですが。

先ほど伺っていますと、いろいろな社会資源と良好な関係を持たれて、うまく利用されているなど思ってお聞きしてはいたけど、特にお聞きしたいのは検察庁との関係です。

私どもは、今のところ全く検察庁等との行き来がございませんですし、裁判の傍聴なんかに行きますと、この被害者にはこういう支援が必要なんじゃないかなと、担当の検察官を通じて話ができれば、

なんて思うこともあるんですけど、先ほど宮井さんがおっしゃるには、検察官とも非常に良好な関係を持っておられるようですので、その辺を具体的にお聞きしたいと思いました。

宮井: 被害者参加制度になりましてからは、やはり検察官と密接な関係を持っておりませんと、非常に不自由になります。

それで、もちろんいろんな催しに、例えばフォーラムをする時に検察官に来て頂くとか、あるいは検察庁はホットラインというのを持ってられますから、ホットラインを通じていろんなことをお聞きしているうちに、だいぶ親しくなりました。

そして、ほんとに検察官のほうから、いろんなご依頼が舞い込んでくるようになりました。例えば、子どもさんが証人になるような時、ビデオリンクで証言されるような時に付き添いを頼まれたりとか、それから、これは支援員が必要と検察が判断された時は、直々に支援センターまで被害者の方を連れていらして依頼されることもあります。それから、司法修習生の研修の時に私どもがお話伺ったり、それから、弁護士会の研修生が私どものほうにおいてになったりとか、いろんな具体的なことでご依頼がありますので。

それから、こちらからも支援員の研修の時に検察庁へ見学に行かせて頂いたり、あるいは、お話に来て頂いたりとか、そんなことをしておりますうちに、だんだんと親近感が出てまいりまして、よかったです思っております。

最近では、優先傍聴席なんかも検察庁から取って頂くようになっております。

森田: まだまだご質問はあるかと思っておりますけれども、お時間となりましたので、今日の分科会はこれで終わりにしたいと思います。最後に、今日は3人の方にお話しして頂きました。中村様、朝比奈様、そして京都の宮井さんに、もう一度皆さん、拍手をして頂きたいと思っております。ありがとうございます。あと、長期にわたり、皆さん、お話を聞いて頂き、貴重なお話やご質問を頂き、ありがとうございます。私のほうからも拍手を差し上げたいと思っております。ありがとうございます。

10月2日(土) 13:30~16:30

分科会 I - 3

関係機関との連携の開拓と強化

相談員対象

- 【進行】 大場精子(社団法人みやぎ被害者支援センター事務局長)
藤田きよ子(社団法人千葉犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員)
- 【事例発表】 高橋加代子(社団法人みやぎ被害者支援センター専任相談員)
金谷祐子(社団法人千葉犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員)

大場: 声が出なくなったらおしまいということなので、声を皆さん、いろいろフロアからたくさんのお聞きしたいと思いますので、十分声を上げて頂きたいと思いません。

私、みやぎ被害者支援センターの大場と申します。全国ネットワークの支援活動委員、昔で言うと研修担当委員というものをやっております。きょうは大役でありますけれども、3時間という与えられた時間を皆さんと一緒に研修をしてまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。そして、私の右隣の方は、千葉犯罪被害者支援センターの藤田さんです。

藤田: 皆様こんにちは。ただ今紹介がありましたように、うちのセンターの事務局長のピンチヒッターということで、今日はここに座らせて頂きます。ということですので、本日は大場さんを頼りにさせて頂くことになりそうですが、皆様よろしく願いいたします。

大場: それでは、きょう発表頂きますお二人の方をご紹介いたします。みやぎ被害者支援センターの高橋加代子さんです。千葉犯罪被害者支援センターの金谷祐子さんです。お二人、現在センターでどんな活動をしているか、どんなかわり方を持っているかということで、自己紹介を簡単にさせて頂ければありがたいかなと思いますので、高橋さんからどうぞ。

高橋: それではまた私からも改めまして、皆さん、こんにちは。みやぎ被害者支援センターの高橋と申します。私はセンターで専任相談員と直接支援員をしております。専任相談員という名称は、みやぎ独自のものだと思いますが、何をしているかといいますと、電話相談員のサポートと、それから、犯罪被害相談の面接を受理するというお役目を担っております。みやぎでは専任相談員は8名指定されて

おります。電話相談員は19名です。

今日は、私どもが最近扱いました、関係機関と連携をして取り扱っている事例を、これから紹介いたします。私自身も、きょうは会場の皆さんと一緒に勉強していきたいという気持ちで参加しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

金谷: 皆様こんにちは。千葉犯罪被害者支援センターで犯罪相談員として活動しております金谷と申します。直接支援員と電話相談員として支援活動のほうに携わって7年目を迎えております。きょうは、ご一緒に勉強したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大場: ありがとうございます。それでは、きょうのタイムスケジュール等について、大まかなご説明を申し上げます。留意事項もありますので、その辺は十分に耳に頭に入れて頂きたいと思えます。

今回取り上げられておりますテーマは「関係機関との連携の開拓と強化」となっております。これまでも関係機関との連携強化につきましては、研修会が開催されるごとに毎回討議されてまいりました。しかし、現状を見た時、少数の特定の関係機関や団体との連携に終始していなかったらどうかと懸念されることもあったのではないのでしょうか。

そこで今回は、被害者等の視点に立った、被害者等のニーズに的確に応えるために、関係機関の持つ専門性・機能を見つけて、独りよがりではない総合的な支援が迅速かつ適正に機能できるように、今まで以上に関係機関等との連携が強固なものになればと考えております。

これから、ちょっと大事なことを申し上げます。この分科会は、各センターで被害者支援にかかわっておられる皆さんのほか、警察、関係機関等の方々も多く参加されております。それで公開となっております。公開と申しまして

も、日頃から被害者支援に携わっておられる方がほとんどと思われませんが、きょうのお二人には、事例を通して「関係機関との連携の開拓と強化」をテーマに、それぞれ発表頂くことになっております。

事例につきましては、あらかじめデフォルメ、変形をして引用して頂くようお願いしておりますが、会場からの質問や意見などが白熱いたしますと、つい答える側も事実をポツと話したくなるんです。これは皆さん、ご経験があると思えますが。

私どもコーディネーターも発表者も十分配慮はいたしますが、この会場が公開だとはいっても、万が一、秘匿な部分が出てくる場合には、皆さんも大きな観点から、秘密を守る、秘密の保持ということは、その前提で、この仕事をして頂いているわけですから、それを念頭に置いて最後までおつき合いを頂きたいと思えます。お約束して頂けますでしょうか。手を挙げてください。ありがとうございます。

それから、みやぎでは先ほど申し上げましたけれども、事例をデフォルメした部分を、きょうお配りしております。これはお持ち帰り頂いても結構でございます。処分して頂いても結構です。かなりの変形をいたしておりますので、事実に基づいてしておりますが、そういうことでお願いいたします。

それでは、これから発表に入らせて頂きます。普通、発表は、そちらのテーブルで、私が座っているような状態でして頂くと思いましたが、プレゼンテーションの勉強ということもございますので、センターテーブルを用意しましたので、ここで、まずそれでは、みやぎの高橋さんから 30 分以内で、時間はきちんとプレゼンテーションは決めて頂きたいと思えます。

高橋： それでは、みやぎの高橋から 30 分以内で、時間厳守で発表を始めさせていただきます。

会場の皆さん、実は、きのうのフォーラム、そして午前中の「被害者の声」をお聞きし、私自身、ちょっと気持ちが重くなっているというか、代理被害とは言いませんけれども、あまりにも厳しい被害者の声をお聞きしたので、実は気持ちがちょっと沈んでおります。

しかし、今からのこの研修は、事例の中身、被害者の思いというよりは、関係機関との連携に向けて、いかに支援を充実させるかという前向きな研修である、こういう支援ができるんだという研修だということで、少し気持ちを切

り替えて進めていきたいと思えます。お互いに充実した時間を持ちたいものだなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

皆さんのところに、みやぎのほうから資料をお渡ししております。お目通しください。事例の前に、みやぎのセンターの取り扱い状況、件数で恐縮ですが、参考までにそこに入れさせて頂きました。去年 1 年間、平成 21 年中に取り扱いました件数です。全体では 302 件扱いました。その内訳は、そこに書いてあります通り、電話相談が 184 件、来所・面接相談が 14 件、直接支援が 104 件となっております。中身は、そこに書いてある通りです（下表）。

直接支援	104件	34.4%	裁判所、警察、病院、市町村行政窓口、弁護士等への付添支援。うち弁護士への付添支援は10件(9.6%)
相談のみ(助言)	90件	29.8%	受容・精神的ケア
関係機関紹介	47件	15.6%	電話番号等を教示する
関係機関引継	40件	13.2%	相談者の了解を得た上で、口頭又は文書で情報を提供し引き継ぐ
来所・面接	14件	4.6%	精神的ケア・受容・関係機関引き継ぎ
問い合わせ回答	7件	2.3%	回答打ち切り

特徴としては、直接支援が全体の約 3 割を占めています。また、関係機関への引き継ぎ・紹介も、全体の約 3 割に及んでいます。

宮城県も最近は殺人などの大きな事件が増加しており、それに伴って、県警からの情報提供も年々増えている現状にあります。その中から本日は、関係機関と連携し支援活動を行っている事例をご紹介します。

資料 2 をご覧ください。この事件の事件名は殺人事件です。娘さんを自宅で殺された殺人事件に対する直接支援を行いました。事件の概要などは、そこに書いてある通りです。大場さんから説明されたように、この事実はデフォルメされておりますから、犯罪事実そのものではありません。

被害者は A 子さん (20 歳)。自宅の寝室において、朝方、元交際相手の工具 B 男 (21 歳) に襲われて、刺身包丁で胸部を刺され、1 時間後に搬送先の病院で死亡が確認されたという殺人事件です。この被害者の A さんはアルバイトをしながら、かなり病弱の母親とともに、それから、頭はしっかりしていますが、歩行困難な母方のおばあさん

とともに生活しておりました。お母さんは 47 歳。おばあさんは 75 歳です。

支援の端緒は警察からの情報提供です。支援の要請者は、直接的な被害者遺族である母親です。支援の要請は生活支援で、お通夜、葬儀、家事支援などです。二つ目は、警察、検察、病院などへの付き添い支援をお願いしたい。3 番目は、弁護士への法律相談の付き添いをお願いしたいということでした。裁判の被害者参加制度を見込んでのことだと思います。

この家族の参考情報は下の通りです。父親は 10 年前に海難事故で亡くなっております。祖父も数年前に病死しております。祖母は犬を 1 匹、外で飼っています。かなり吠える犬でした。経済状態は、現時点では中流。母親も祖母も遺族年金を受給しているということでした。相談者と祖母は、実は家事能力がないんですね。ご飯の用意をすることができない。体調が悪いということもありますが、ほとんど食事はコンビニ弁当でした。そのほかは、亡くなった娘さんが家事を受け持っていたという、こういう家庭の状況でした。自宅は持ち家です。

この事件の加害者は、事件発生の数時間後に地元警察署で逮捕されています。裁判はまだ開始されておられません。さらに、この家庭には援助してくれる親族はおりません。

それでは、事件発生から被害者遺族に対する生活支援などを、関係機関と連携して、このように行っているという状況をお話しします。事例から見た関係機関との連携ですが、連携に至った経緯ですけれども、センターとしての支援は、事件発生当日に県警から情報提供があり、翌日には県警の支援担当者とともに家庭訪問を行い、2 日後の通夜、3 日後の告別式に参列するなどの、いわゆる危機介入の支援を行いました。

これできつかったのは、現場が自宅であるということです。それから、私どもも告別式に参列しましたが、マスコミが殺到して大変でした。葬儀が終わった後で、しばらく遺族は別の場所で生活したほうがいいのかという考えも出ましたが、地元のホテル、旅館からは全部断られました。少し離れた地域のホテルも探したんですが、最終的には費用のことで、経済的にちょっと対応できないということになりまして、苦渋の選択で、夕方遅く、葬儀が終わってから自宅に戻ったということでした。

私どもも一緒に自宅に戻りましたが、驚いたんですね。自宅は、ゴミ屋敷とは言いませんけれども、玄関から、ものすごくゴミが散乱しておりました。家の中もその通りで

す。自宅には、玄関先に血痕がまだ点々としておりました。今から葬儀社が来て仏間に祭壇を飾るということになったんですが、そこも布団とか洗濯物が散乱していて、とても葬儀社の方が入れる状況ではなかったので、お母さんと、それから、おばあさんの依頼を受けて、私どもがお掃除をしたり、リビングのところで、もう疲れてグッタリしているお二人を横に、お部屋を片づけるなどの支援を早速開始しました。

実は、この被支援者の自宅は、センターの所在地から、仙台から約 60 キロ、車で 1 時間 30 分ほど離れている地域でしたが、幸い地元にも私どもの支援員が 2 名、居住しておりましたので、事務局において早速、支援計画を立てて、その 2 名を中心に支援活動を開始いたしました。一番最初は、2 週間を目安に始まりました。地元居住のこの支援員 2 名を中心に生活支援を開始しましたが、支援の過程で、とても 2 週間では足りないということで、最終的には 1 カ月という期間を選定し、そこのお宅に通ったり、様々な支援を行いました。

具体的には、体の不自由な母親と祖母の食べ物ですね。食事、食材などを中心とした生活物資の買い物です。それから、母親と祖母が、体が病弱ですから病院に通っているんですね。その病院への付き添い。それから、銀行、郵便局などの金融機関への付き添い。各種公共料金などの支払いの付き添い。さらに、市役所などへ各種手続きの付き添いもありました。そのほかにも、犬の餌、犬の世話、家庭ゴミを集積所に運ぶというゴミ捨てということもありました。

いろいろ考えて、買い物も 1 回では終わらなくて、あれも足りない、これも足りないということになって効率的にやれないということで、実は大学ノートを準備して頂いて、必要なものをそこに書いておいてください、明日それを見て一気に買いますからということで、買い物のリストアップをしてもらって、効率的に買い物の支援なども行いました。この被害者遺族に対する直接支援は、家事支援を含め、現在まで合計 34 回行っております。

それから、支援の中で特に配慮した支援は、病院に通っていると言いましたね。その病院に通院している、付き添った際に、実は病院の待合室で被害者の名前が呼ばれるわけですね。ちょっと変わった名字であったことから、ほかの待合室の患者さんが、あの事件の関係者かしらということで、好奇心目で注目されることを懸念しまして、事前に病院側に、被害者の了解を得た上で、被害者の名前を呼ば

ずに別のところから診察室に入れて頂くよう、そういう配慮をしてもらうように依頼をしました。二次被害防止の意味もありました。

それからもう一つ、来るべき裁判に備えて弁護士紹介の依頼を受けましたので、弁護士事務所への付き添い支援も行いました。その中で、体の弱い母親が弁護士事務所に来ることが困難である時は、弁護士から出張してもらって、地元の警察署の会議室をお借りして、弁護士から説明を受けて頂くという連携も取りました。

このように病院や弁護士との連携を取り、支援を続けていく中で、半月も過ぎた頃に、この家庭の問題点がだんだん明確になってきました。そうした経緯から、この家庭には、福祉を中心とする関係機関の総合的な支援が必要だと判断し、県警に提案して、地元の市役所の関係課と総合的な支援の連携会議を開催することにしました。

支援会議が早速始まったわけですが、開催については、場所は地元の警察署の会議室をお借りしました。この会議に参加したメンバーは、支援センターからは事務局長、支援室長、それから、私も含め支援員など5名でした。県警の被害者支援室から3名、地元の警察署から支援係1名。それから、行政の市役所の関係部門から7名、出席して頂きました。

関係部門は、市民のあらゆる相談の窓口である市民相談センターの所長、家庭相談員1名。保健師2名、これは健康推進課の方です。病弱な母親と祖母の健康面に対応して頂くということです。それから、生活保護課からも1名。将来、経済的に困窮した場合ということで出席して頂きました。それから、家事のできない遺族にホームヘルパーも必要ではないかということで、介護保険課から担当職員の方1名。合わせて16名で、この支援会議を開きました。

協議した内容は、県警から、能動的、機能的に、とにかく対応して頂きたいという挨拶がありまして、センターからは、被害者支援について、地方公共団体の責務についてという説明をさせて頂き、加えて、お互いの秘密の保持を担保としていくことを確認し合いました。

この家庭の支援にかかわる問題として、被害者遺族の生活支援でありますけれども、生活面で、とにかく将来、生活保護の対象となる家庭かどうか。それから、介護認定の件で、介護保険の適用はどうか。生活支援を、どこの部門が、どこまでできるかということを具体的に話し合いました。

その席で、保健師の方からこんな話が出ました。実は、

地元でこの事件が発生した時に、この家庭の内情はいささかわかっていました。行政としての何かかわりをする必要があるかということも考えていたんです。しかし、以前におじいさんが寝たきりだった時に家庭訪問した時に、家族の対応が好意的でなかったのも、実はこの家庭は疎遠になっていました。このような形で支援の窓口ができるのであれば、とても行政としては幸いですというお話がありました。

それで、この支援会議の中で、今、支援が必要なのは何か、何を被害者は求めているのか、お互いの部門で何ができて何ができないのかを率直に話し合うことができました。お互いが持っている情報をその場で共有することで、支援の内容がより具体的になったことは事実です。その会議の後は、それぞれが並行して支援を行っているわけですが、地元の支援員と保健師、家庭相談員との連携は日に日に確立していき、連携も密になってきております。

被害者遺族も、温かい支援員の対応、行政の対応に絶対的な信頼を寄せて、事細かく電話などで近況を知らせてくれるようになりました。

当センターとしても、1回の支援会議にとどまらずに、その後も継続して、県警とともに市役所を訪問し、支援の経過などを話し合っているところです。

現在は、母親と祖母の介護認定とデイサービス施設の利用に向けて、手続きが進められているところです。この2人も、少しずつではありますが、家事などができるようになってきております。

続きまして、現状の課題と今後の対応ですが、関係機関の連携とは、お互いの機関の限界と限界をつなぎ合わせることでないでしょうか。ほかの機関に下駄を預けるのではなくて、機関と機関をつなぎ合わせることだというふうに理解しています。

そのためには、関係機関を知っている。そのためには、どこにどういう機関があって、何をするとところなのか、何ができるところなのかを勉強しておかなければいけません。機関と機関がフォーマルに、公式に知り合うこと。機関と機関がインフォーマルに、個人的に知り合うことも大切だと思います。「あの機関は知っている」だけではなく、「あの機関のあの担当者を知っている」ということが、後で大きな力になると思います。これは、顔の見える連携だと思います。会議が終わった時など、また、その機関に足を運んだ時など、個人的に声をかけて、「こんにちは」でも「この間はどうも」でもいいですけれども、個人的に

知り合っていくことが大きな力になると思っております。

次に、そういう連携・共同の問題点です。実は、そういう機関が世の中にあることを知らないという現実もあるんですね。そういう機関があつて何をしているか、いささかわかっているんだけれども、連携を取り合っていないという現実もあると思います。ですから、大切なのは、お互いに機関の垣根を越えて情報を共有し、こういうふうに一室に会して、被害の現状、ニーズに合った支援を、どこまでできるかということではないでしょうか。

お互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体が選択できないばかりではなくて、連携の目的について共通理解が得られずに、連携が容易に進まないといったことにもなりかねないと思います。日頃から、事例検討や情報交換などを通して担当者同士が関係を密にして、顔の見える関係を構築しておくことが重要だと思います。

幸い、今回の関係機関の連携に向けた私どもの支援会議は、県警がキーパーソン、建元になり、一堂に会し、お互いの持っている情報を共有することで、役割の分担がスムーズにできましたけれども、この先、私どもも裁判や精神的ケアに関する支援が継続して出てきますので、連携しなければならないさらなる関係機関が今後も出てくると思いますが、お互いの機関の足りないところを補い合うという考えで、いろんな機関としっかりした関係を構築していきたいと思います。

まとめに入ります。以上、お話をさせていただきました。最近では犯罪そのものが多様になっております。一つの機関だけでは、とてもじゃないけれども対応し切れません。加えて、犯罪被害者などの抱える問題は様々であります。ニーズに応じての機関・団体と連携・共同して問題に取り組むことは、とても重要です。

より緊密な連携の開拓と強化のためには、問題が複雑な場合には、とにかくアクションを起こして、お互いの情報を共有し、支援会議を開くこと。そして、犯罪被害者の状況に応じて中長期的なチームで対応していくこと。定期的なカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者の状況や今後の見通しについて、個人情報取り扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことが大切です。以上、最近、支援が開始されました事例から、関係機関と連携した活動を紹介いたしました。

最後になりますが、あらゆる支援活動においては、要請者の自己決定が大事であるということ。私どもの押しつけ

ではなく、当事者の自己決定、これを確認すること。支援する側は、くれぐれも秘密の保持に努めることを会場の皆さんと一緒に再確認し、みやぎの発表を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

大場： ありがとうございました。質問につきましては、まとめて発表頂いた後に、みやぎへの質問、千葉のセンターへの質問ということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。まず具体的な内容を聞くということが大事かと思しますので。時間は十分取っておりますので。

それでは金谷さん、よろしく願いいたします。

金谷： 続きまして、千葉の事例を紹介いたします。千葉のレジュメをお手元にご用意ください。30分ですので、ただ今から14時30分を目指して、お話を始めたいと思います。

初めに事件の概要について、続いて、事例を通して行われた関係機関との連携の開拓と強化についてお話ししたいと思います。

1. 事件概要（交通死亡ひき逃げ事故）

被害者は60代の男性で、夜遅く買い物の帰りに車にはねられ、病院に搬送後、死亡が確認されました。加害車両は逃走、約1カ月半後に逮捕されました。加害者は30代の女性で前科があり、出所直後の事故。任意保険は無加入でした。

被害者のほうは、妻が20年前に病死。家族は父親である被害者と長男、長女の3人暮らし。借家住まい。長男と長女、この2人は20代後半ですが、働いていません。長男の兄のほうをAさんと呼ばせて頂きます。Aさんは長年にわたる社会的ひきこもりでした。長女、妹のほうはBさんと呼ばせて頂きます。Bさんのほうは軽い知的障害があり、父親がパートで働きながら生活を支えていました。

当センターにつながったのはAさんからの電話でした。Aさんは警察署に置いてあった当センターのリーフレットを見て、事故から3日後にセンターへ、か細い声で「お父さんが亡くなった。どうしたらいいかわからない」と電話相談をしてきました。

この時の電話では、父親がひき逃げされたこと、自分は10年間ひきこもり状態で働いていないこと、手持ちのお金はわずかしか残っていないことという経済的不安、住宅はお父さん名義の借家なので追い出されるかもしれないと

いう住居の不安など、困っていることや不安に思っていることを次々と語りました。

当センターでは経済的支援を行っていないことを伝え、市役所の相談窓口を案内しました。それと同時に出張カウンセリングを行うことを決め、臨床心理士と相談員とで対応することにしました。カウンセリングを行う場所は、警察署の支援係長が相談室を提供してくれました。この事件は、すぐに警察提供ということでお願いして、進めていきました。

Aさんは外に出られない状況にあったので、支援係長がこの兄妹を、いつも警察車両で送迎してくれました。Aさんの社会的ひきこもりというのは精神的病理のないひきこもりでして、その特徴は対人恐怖からくる社会との断絶です。警察の支援係長が大変温かい接し方をしてくれたことと、当センターの臨床心理士によるカウンセリングにより、Aさんは人に対する信頼感を取り戻し、社会への扉が開かれることとなりました。

2. 支援経過

第1段階 生活支援（経済的支援） 初回の電話～1カ月半

第2段階 司法（刑事司法）支援 1カ月半～8カ月

第3段階 自立支援

第1段階 生活支援（経済的支援）

Aさんは、すぐにセンターが案内した市役所の相談窓口へ電話をかけ、窮状を訴えました。市役所では健康福祉センターへつなげ、精神面に問題がないかの確認と、生活支援については中核地域生活支援センターとの訪問調整を行いました。

センターでは出張カウンセリングを行いました。その中で、Aさんから二つの問題提起がありました。一つ目は経済的不安です。お父さんの銀行の通帳はあるが、暗証番号がわからない。

二つ目は手続き上の不安です。会社が事故直後の手続きと葬儀費用の立て替えをしてくれました。県民共済の生命保険については、会社が父親にかけていたものでした。証書を渡され、手続きを取るよういわれましたが、書類がたくさんあって手続きがわからないということでした。

センターは次のように対応し、不安の軽減に努めました。一つ目については、事情を説明し、今月分の給料は送金ではなく現金支給でお願いしたいと会社へ相談するように

提案しました。

二つ目の県民共済の生命保険については、Aさんの了解を得て保険会社へ連絡をし、現状を伝え、自宅訪問のお願いをしましたが、受け入れてもらえませんでした。そこで、センターが保険手続きのお手伝いをすることにしました。

カウンセリングの時に、翌日、健康福祉センターが訪問することをAさんから聞きました。Aさんの了解を得て、健康福祉センターへ連携のために連絡を入れました。健康福祉センターには当センターの紹介とAさんの状況、そして、当センターが行う支援として、県民共済の生命保険の手続きをAさんと一緒に行うことを伝えて、Aさんの支援を連携して行うことと、双方の役割を確認しました。

やがて、健康福祉センターから訪問後の報告が入りました。「今回は中核地域生活支援センターの人と2人で訪問してきました。健康福祉センターとしては、医者連れていくことも視野に入れながら、しばらく様子を見ていきたい。銀行の解約手続きや借家や光熱費等の名義変更手続きなどは、中核地域生活支援センターが行います。あした、中核地域生活支援センターが必要な書類（除籍謄本）を取りに、Aさんと出かけることになりました。県民共済の生命保険の手続きに必要な書類があれば、市役所へ取りに寄ってもいいと言っています。このことについては、直接、中核地域生活支援センターと連絡を取るように」とのことでした。

Bさんについては、社会福祉制度を一切使っていない。障害者自立支援法や年金のことですね。そういった制度を一切使っていないとのことでした。生活困窮者なので、Bさんの件も一緒に考えていくことにしました。

早速、中核地域生活支援センターへ電話を入れました。健康福祉センターの時と同様に、Aさんらの支援を連携して行うことと、双方の役割を確認し、打ち合わせを行いました。この時初めて当センターと中核地域生活支援センターがつながりました。

センターでは、事前に市役所へ相談することにしました。千葉県各市町村に被害者相談担当窓口が設置されているところは7市。これは全体の16%です。Aさんが住むところは、まだ設置されていませんでした。

センターでは県庁の担当部署、これは環境生活部生活安全課というところなのですが、そこへ連絡し、市役所のどこへつなげれば被害者支援をしてもらえるかを尋ね、連携先を紹介してもらいました。

紹介先の市の交通防犯課へ電話して、事情を説明しまし

た。そして、手続きに必要な書類について、あしたAさんが、中核地域生活支援センターと同行して受け取りに行くことを伝えました。

それから、Aさんが気にかけていることを次のように相談しました。「印鑑証明と住民票と戸籍謄本が必要だが、印鑑証明は前に妹が取り行った時、本人確認をするものがないので取れなかった。また、住民票について、果たしてあるかどうかわからない。ひきこもり状態で引越したのでわからない。健康保険のことも心配している。どうしたらいいでしょう」と聞きました。

また、Bさんの件も相談すると、交通防犯課の課長は、それぞれの担当部署を回り、現状の確認と手続きに必要なものを確認して、折り返し電話をくれました。センターでは、すぐにそのことをAさんに伝えました。

翌日、中核地域生活支援センターから「市役所の手続きはスムーズにできました。市役所のほうでは、交通防犯課の課長が関係する課の担当者を一堂に集めておいたので、1回で手続きを済ませることができました。その中には民生委員も呼ばれておりました」との報告がありました。

これは、Aさんの負担軽減になると同時にコミュニティともつながることができ、とてもいい対応をして頂きました。課長は、市民課と厚生課と福祉課、また生活支援として、コミュニティの中から民生委員にも声をかけてくれたのです。民生委員はこの後、Aさん宅を何度か訪問し、声をかけるようになりました。

当センターでは2回目の出張カウンセリングを行い、県民共済生命保険の手続きを行いました。保険金が給付されるまでに3カ月、早くも2カ月かかると言われていたので、書類を郵送した時に、センターから担当者へ直に連絡を入れ、窮状を伝えて、善処してくれるようお願いしました。そういたしましたら、1週間後にAさんから明るい声で電話がかかりました。県民共済から振り込みの通知があったとのことでした。これはAさんらに大きな安心感をもたらしました。

このように当面の経済的不安と住居の不安がなくなると、いつの間にか、Aさんの予期不安も解消されていました。少しずつ穏やかな生活を取り戻していく中で、次の段階が始まりました。

ひき逃げ事故でしたので、政府保証制度の手続きなどを問い合わせ始めた頃、犯人が逮捕されました。警察署の支援係長から逮捕に関する連絡、また、ニュースで知った中

核地域生活支援センターや健康福祉センターなど連携先から、今後についての問い合わせの電話が入りました。センターは、刑事事件の手続きの流れを説明するとともに、Aさんの心身の状況を配慮しながら、関係機関と連携して支援していくことをAさんに伝えました。

第2段階 司法（刑事司法）支援

Aさんの要望により、検察の遺族調書作成の際、付き添い支援をしました。この時は、警察署の支援係長が送迎の車両を出してくれました。その後、Aさん兄妹の送迎は、中核地域生活支援センターの方が親身になって車両でしてくれました。また、裁判所のほうに出廷する服の買い物にも同行してくれました。

Aさんは「どうしても加害者に聞きたいことがある。自分からは怖くて聞けない」と言うので被害者参加制度を利用することになりました。センターの連携弁護士を紹介し、その打ち合わせには付き添い支援を行いました。

またAさんは、意見陳述を行うと自ら申し出ました。外に一歩も出られなかったAさんが徐々に外へ出られるようになり、さらには裁判で意見陳述をするまでになったことは大きな進歩だと思いました。

公判は4回あり、毎回傍聴しました。センターは、精神的ケアの時間も考慮に入れて付き添いを行いました。意見陳述は遮へいをしてもらい、センターの臨床心理士が付き添って無事に終えることができました。センターとしても、裁判所から初めて意見陳述の付き添いが認められたケースでもありました。

刑が確定し、裁判が終了した時点で、センターは中核地域生活支援センターの担当者と今後について打ち合わせを行いました。この時初めて中核地域生活支援センターの場所があるところにセンターが出向いて、打ち合わせ会議を行いました。

第3段階 自立支援

現在、Aさんは運転免許取得を検討中であり、Bさんは療育手帳の取得のため病院へ通院中です。病院の通院には、中核地域生活支援センターが同行支援を行っています。また、Aさんについては、当初からかかわっている臨床心理士が月2回、電話でのカウンセリングを行っています。

今後、他機関引き継ぎ、Aさんは若者サポートセンター、Bさんは通院している病院のデイサービスや作業所を視野に入れながら、自立に向けての支援を継続中です。

この支援は、初めに警察署の支援係長の適切な支援があったことで、その後の支援もスムーズにいったのではと思います。警察、行政、中核地域生活支援センター、弁護士など各関係機関が、それぞれの役割を果たし、逐次、センターに結果や状況を報告してくれたおかげで、絶えずAさんの状況を把握しながら適切な支援を行うことができました。

3. 関係機関の連携の開拓

事件・事故直後の具体的な生活支援は被害者の立ち直りに欠かせません。生活支援の機関として、今回新たな連携先として、「千葉県独自の施策で、千葉県からの委託を受けて、幅広く生活支援を行っている中核地域生活支援センター」を開拓できたことは、今後の連携機関として重要な機関となり、とても心強いです。

4. 関係機関との連携の強化

強化という言葉で「関係機関との支援を、よりスムーズにつなげていくこと」と捉えるなら、この事例の行政関係の対応や保険会社の配慮などが挙げられます。センターがコーディネートして円滑に進めたことが、関係機関のより良い支援につながったと考えます。

予定の時間をだいぶ残しましたが、千葉の事例はこれで終わりです。ご清聴ありがとうございました。

大場： ありがとうございます。模範的なプレゼンテーションをして頂いて、上手なプレゼンテーションは5分前ぐらいに終わるのがよろしいというマニュアルなどございますけれども、後に会場の皆さんのお声を聞かせて頂くのには十分に、本当にいい時間配分をして頂きまして、改めてお二人に感謝をいたしたいと思います。

何かもし言い残しがありましたら。発表者の方、ございませんか。ここを話しておきたかったということがありましたら、それこそ手短にお伝えして頂ければありがたいかなと思います。

それでは、ここでセンターテーブルを変えていきたいと思えます。並列に4人並びまして、私どもも皆さんの討議の一員として加わっていきたくと思えますので、よろしくご了承頂きたいと思えます。

藤田： その間に皆さん、ただ今お話のあった事例2件に関して、隣の方とか後ろの方とか、ここがちょっと分かり

にくかったですねとか、この辺をもう少しお聞きできればよかったですとか、そんなご質問等がありましたら、ぜひこの時間に考えて、お願いします。

大場： こういうことを質問してみたいとか、こういうことはどうなんだろうかと、今、藤田さんからちょっとお話がありましたけれども、ここをもっと聞きたいとか、2時半から、その部分に入りたいと思えます。質問も含めまして、できましたら、県警さん、あるいは、ほかの団体の方も来ておりますので、発言頂く時には、所属、氏名をお話し頂ければありがたいと思えます。

まず、みやぎの、それから千葉のと。内容が生活支援の場で重複する部分もありますし、事件は違いますけれども。まず、みやぎの高橋さんのほうに、そして、その後に千葉の金谷さんのほうに。そして、関係機関等、全体的に競合する部分がたくさんありますので、それで一つにしていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、みやぎの高橋さんの事例の中から、関係機関との連携というお話をして頂きました。会場の皆さんからご質問をいただきたいと思えます。

C： 支援会議を開かれたということですがけれども、その際に市の担当者として、市民相談センターの所長などが参加されたということでした。こういった関係部署に声をかけるに当たって、どこに声をかけるのかということを選んだのは、どなたということになるのか。

また、その時に、どういった観点から選んでいったのか。専門的に、例えば医師だとか、臨床心理士とか、そういった加入というのは考えなかったのかどうか。そこをどう考えられたのかということ。これを質問したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

大場： 私、コーディネートしましたので、この件について、私からお話し申し上げます

実は、これはとても大きな複雑な事件を、今コンパクトに紹介したわけですがけれども。担当支援員、スタッフ等が大変な疲れが出て参りました。これでは駄目だ、全部共倒れになる、支援ができなくなると考えました。

幸い、県で私どもがお世話になりました精神科医の先生で、センターの顧問をして頂いている精神科医の先生に、ご相談を申し上げます。

民間の団体から県・市の人を集めるという難しさがあり、

どがキーパーソンになるかということで、こういうやり方があるからというアドバイスを受けまして、それを県警本部に相談しました。県警の支援室から関係の事件発生の市のほうに連絡し、行政で連携を取れるところを集めていただきました。

そうしましたら、いろんな問題が出てきました。大きな事件だっただけに、実はうちのほうでもかかわりたいと思って、いろいろ心配していた行政機関がありました。結局は動いてなかったんです。それで、じゃあ日程、日時ということで、とんとん拍子に連携がとれ、市と県、そこに民間団体が関わるようになりました。

ですから、民間団体が簡単にキーパーソンになれないという難しさがあります。それは知名度の問題。日頃の連携もありますけれども、あなた方が、民間の団体が、公的機関を集められるわけないでしょうというような感じがあるということも一方にはあるということです。

そういう難しさが問題点としてはありますが、県にいる精神科医の先生のお力を頂いたというのが正直なところです。そこで県警にキーパーソンになっていただき、うまく機能いたしました。

D: うちのセンターは直接支援があまりないものですから、本当に初歩的なことなんですけれど。

支援要請の中で生活支援ということで、通夜と葬儀に行かれたということが載っているんですけど、これは実際に参列のみなのか。実際にそこに行かれて、支援員の方たちがどのような役割というか、お仕事をされたのかというのを、教えて頂きたいと思います。

大場: 通夜と葬儀の支援は非常に難しいんです。

ただ、マスコミの報道対策というのは、大体、地元の警察署の支援担当とか刑事部の方がなさっているの、こういう事件の場合は、私どもが張り紙をしたりとか、申し入れするということは直接ないんですね、危機介入の時点では。

ただ被害者に寄り添うということ。遠くから支え、近くで寄り添うことも一つだと思います。ご遺族からの支援の要請があり、家族も何人か、ご親戚も何人か入るので、その人たちに、そっと、脇から、後ろから、背面から、様子を見てくれないかと。そこで体調を崩したり、いろんなことをした時の場面で対応することがあります。何もありません。水を与える時もありますし、ハンカチを与

える時もあり、ただ、背後から、側面から、そこにさりげなく。そういう状態の支援でした。その後は、片づけ等の生活支援もありました。

高橋: 実際、葬儀会場では後ろのほうに控えておりましたが、被害者の遺族であるお母さんとおばあさんは、そこにもう座ってられないくらい。特にお母さんは、もう椅子にやっとしがみついているというような状態でしたから、そこを背後から、私どもが寄り添ったり声をかけたり、「大丈夫ですか」と言ったりというようなこともありました。

それから、自宅に戻るという苦渋の選択で、夕方遅く警察の支援車両で。ブルーシートで囲って、マスコミから絵撮りされないように、かばって車両に乗せる時も、言いましたけれども、おばあさんは足が悪く、よたよたということで、私どもに体を預けて、やっとその支援車両、送迎車で自宅に送っていったということがあったんです。

そういうことで、手が幾つあっても足りないような状態で。これはデフォルメされている案件ですが、実はもっともっと大変な中身で、被害者もいっぱいおりました。ということで、支援員が何人いても足りないくらいというような状況でありました。以上です。

大場: ほかに。遠慮なく。支援の中身の知りたいことは、ご紹介できますので。お声がないようですけど、理解をして頂いたと判断してよろしいのでしょうか。もう私どものほうでは、その程度のことはこういうことで、もっといい方法がありますよということは何かございませんか。この後、千葉さんにバトンタッチをして、千葉さんのほうに移らせて頂きますけれども。ほんとに素朴な質問でよろしいと思うんですけども。では、後になって出てくるかもしれないので。

では、千葉のケースについて、ここから藤田さん、よろしく願いいたします。

藤田: それでは、千葉の事例の方ですね、皆さんから、この点が分かりにくかった……。そちらから手が挙がっておりますので、お願いします。

E: すごく不幸な事件だったんですけども、心の穴埋めはできないけれども、結果的には、ひきこもりの方が、ちゃんとひきこもりから出てこられたし、知的障害の方も、

それなりの社会サービスを受けられるようになったというので、すごくよかったな、なんて思うんですけども。

確か、支援の経過で第3段階、もう終わりのほうで長女の支援、月2回ほどセンターのほうから電話をかけてカウンセリングをしているというお話でしたけれども……。

藤田： Aさんの方ですね。

E： 支援というのはいつまで続くのかというか、長期計画とか中期計画とかありますけれども、この辺はどういうふうになっているのかな、なんていうことを、ちょっと感じました。

金谷： Aさんは事故後に、会社の方と一緒に葬儀の手続きなどをするために、10年ぶりに初めて外に出て、いろんな手続きをして疲弊した状態で、センターへ電話を掛けてきました。リーフレットの無料でカウンセリングを行うという案内を見て、「カウンセリングをお願いしたい」という要請も生活支援と一緒にありました。

今回のテーマが、「関係機関との連携」ということでしたので、精神面の話をしませんでした。支援開始から裁判が終わるまでの8ヶ月間は週1回のカウンセリングを通しながら、必要な支援を行ってきました。

外に出られるようになったといえども日常生活は、まだまだいろいろ指導を要する部分がありまして、そういう面で他機関の引き継ぎ先がうまく探せないものですから、その辺のところもあわせながら今、サポートをしております。ゆくゆくは若者サポートセンターのほうに引き継ぎたいということで支援を行っていますが、めどは、今のところまだ立ってません。とにかく引き継ぎたいという気持ちで行っております。

裁判が一段落したところで今、Aさんにはお父さんを突然亡くした悲しみ、悲嘆の反応が出てきたり、Aさんとはちょっと温度差がありますが、Bさんのほうも回避ということでいろいろ出てきておりまして、もう少し精神面のサポートが必要ではないかなと考えています。

社会的ひきこもりという特殊なケースでしたので、安全な形で人間関係の場数を踏むということと、他者から肯定的に受け入れられる経験の積み重ねが大切であると考えて支援にあたりました。他機関の人々やセンターのスタッフが対応してきたわけなんですけど、Aさんはそういう中で内的自信を少しずつつけていきました。

初めの出張カウンセリングの時は、Aさんは体が震えて止まらないという状態。視線も合わせられない。帽子、サングラス、マスクはずっと着用という、そういう状態からスタートしました。Bさんのほうも、視線を合わせない、合わせられない状況でした。それが2回目には挨拶をしてくれるようになって、3回目には笑顔も見えるようになってと、本当に少しずつ、ゆっくりゆっくりなんですけれども、信頼関係をつくっていく中で、コミュニケーションがとれるようになりました。

Aさん自身は、健康福祉センターの保健師さんが医者連れて訪問した時に、医者から「精神面は異常ないよ」という診断を受け、その一言がとても大きな自信となって、外へ出ることに向けて大きく前進できたということもあります。関係機関を含めた丁寧な支援の中でのゆっくりゆっくりした変化ということなので、これがバックしないように、せっかく始まった支援なので、自立に向けて大事に引き継いでいきたいなと思っております。

藤田： 臨床心理士と担当している相談員が3回出張カウンセリングを行いました。

うちのセンターには心理職が5人おります。月曜日から金曜日まで1人ずつ曜日を担当しております。月に2日勤務ですから、センターが月平均21日オープンしておりますと、10日は臨床心理士が常駐している特色のあるセンターでございます。そういった意味で精神面のフォローに関しては手厚いセンターと自負しております。センターでは、面接だけでなく、電話、直接支援においても、傾聴して、共感して、受容して次につなげていく支援を行っています。寄り添いながら将来に向かって一緒に歩みだす。要するに、マラソンでいう伴走者のように、被害者にとって自分達に寄り添ってくれている人たちがいるんだという気持ちになってもらえる支援を心掛けています。

他に何かございますか。

F： 何点かあります。順次、第1段階での生活支援の関係なんですけれども。

まず、健康福祉センターと相談し合っというか、役割を確認し合っ、次に中核地域生活支援センターと同じく会合を持って、双方の役割を確認していったということですけども、まず第1点は、双方の、どのような役割分担をされたのかということ。その中身の問題です。

それからもう一つ。1回で手続きを進めることができた、

福祉の関係での会議の参加者と、これを選定したのは、やっぱり県の担当者であったということによろしいんですかね。その点。

あと、この中に民生委員が入ったということなので、民生委員が入ったことの効果というか、どういうところが非常に良かったのかということをお伺いしたいんです。よろしくをお願いします。

藤田： Aさん兄妹の住んでいる地区には、健康福祉センターがあります。1回目は保健師さんが中核地域生活支援センターのスタッフと一緒に訪問してくれ、2回目はドクターと保健師さんとで訪問してくれました。

金谷： 市役所の相談窓口として厚生課をご案内しましたが、厚生課のほうにご相談をした時に、市はすぐには動けないと。でも、大変な状況であるというのは伝わったということで、市は健康福祉センターへ電話を入れました。健康福祉センターは自宅訪問ができますので、市から精神面のほうを確認してきてくださいという依頼を受け出かけたということでした。

役割分担の件ですが、生活支援では医療の面を健康福祉センターが行いました。地域における福祉は中核地域生活支援センターが行いました。窓口への同行支援や名義変更手続の補助ですね。センターは生命保険の手続補助と行政等の関係機関との連絡調整を行いました。二度三度と出向かないでいいように、必要な書類に関しては市の担当者と十分な調整を行いました。

民生委員さんの件ですけれども、全くそれまでかわりなかった民生委員でしたが、行政のほうから一応事情を聞いて、その場に来ていただきました。何かあったらいつでも相談しなさいと言いながら、ちらし寿司を持って来たりとか、手づくりのものを持って訪問してくれたということです。Bさんの具合が悪い時には、おかゆを持って来て、上がっておしゃべりしていったそうです。民政委員が入ったことで、Aさん兄妹は地域の方としっかりつながることができました。

藤田： もう一つ、どんな人が集まったかという質問ですが、環境生活部生活安全課という部署が、被害者支援を担っております。

その部署から市の交通防犯課を紹介してもらいました。市の防犯課長が、戸籍謄本や住民票を取るのに市民課の方、

国民保険証を取るのに国民健康保険課の方、福祉等の手続きには福祉関係の方、地域から民生委員、そういった関係者の方を一堂に集めてくださいました。説明、手続きをその場で一度に行ったことで、被害者の負担は軽減されたというように聞いております。

大場： それでは、ここで休憩とさせていただきます。

只今の発表で私どものほうで見てきたものもあります。この後に論議することで、できること、できないことの限界、二次被害、三次被害に及ぼすもの、秘密の問題も含めまして、広げれば広げるほど情報が広がるという問題もありますので、そんなところも見えてきておりますので、行政の方もいらっしゃるの、この休憩が終わった時間に、その辺に焦点を絞ってやっていきたいと思いますが。

[休憩]

大場： ちょうど時間になりましたので再開させていただきます。前半の事例の中の発表から、こんなところが見えてきたんじゃないかというところを私なりにちょっとお話をしたいと思いますが、どちらのケースも、できること、できないことを、きちんと伝えているということが非常に、これはできますよ、できませんよと、生活支援の中でも伝えているということが、とてもよかったのかなという感じもいたします。

また、信頼関係が千葉さんも、みやぎさんも上手に取られているということ。被害者ご遺族と支援者が、信頼関係の構築と一口に言いますが、なかなか複雑なケースほど難しいんですが、それはやはりセンターの支援員の皆さんが、たくさんの基礎的研修を積まれて、きちんと対応し、マニュアルだけにとどまらず、臨機応変に対応しているんじゃないかというのが、この両方の事例から感じられました。

被害者支援は、担当する人の非常に感性というものも大事にしなければならぬもの。一つの事例に向きあって、あらそう！と通り過ぎてしまう人。あるいは、入り過ぎないように、それでいてきちんと把握していくということが非常に大事なことも考えます。両ケースからは、人間関係が構築されたというのはいかがえているなどということ、非常に基礎研修もなされているということが感じられました。

それから、非常に大事なことは、千葉さんの場合、支援

対象者の了解を得て進めたということ。これが非常に大事なことで、被害者ご遺族の自己の意思決定を大事にしていること。支援を望まない方もおりますので。

こちらが主導権を握りますと、初めの頃はスムーズに支援ができていても、最後になって被害者ご遺族の方が、実は別の支援員に、「私は実はこのようにしてくださいと言わなかったのよ」ということの答えが返ってくる場合がありますので、必ず被害者等の意思を尊重してください。それで決定をさせて、途中繰り返しながら、「これでよろしいですね」ということを……。一方的にどんどん進めないということですね。それが非常に大事だと思います。

両方のケースから見ると、自己決定がなされているなどということで、非常によろしいなと感じました。それから、秘密の問題、どちらも……。特にみやぎの場合は、高橋のほうから随分口うるさく、私も冒頭からも申しましたけれど。

行政の方もいらしているので、後で反論頂きたいと思いますが、実は弁護士さんとお医者さん、これは完全に秘密が担保されているということが、私どもの間柄でよくわかるんです。情報提供し合って、もちろん了解のもとに情報をお互いに。弁護士さんをお願いにいったり病院に行く時は、「これだけの情報提供をしてもよろしいですか」と了解を取った上で、被害者の方を同行することになっています。

ただ、行政に不安を抱くという場合があります。私、実務的にやってきて。これは、担当職員はどんどん代わる。書類で情報を提供することはいたしていません。窓口が、みやぎの場合は、はっきりしない部分もありますので。各県どうだかわからないんですが、それがそのまま情報ということで、簡単に段階的に決裁にあげられたりして。関係する部署といっても難しいですね。

一つの情報が全部大きく、関係機関との連携を持っていくことで広げてしまう。そうすると、被害者の方の秘密の部分、触られたくない部分、入られたくない部分が出てくるということ。

キーパーソンになっているんな方と連携を取る時には、そのことを最重点に考えていかなければならないのではないかとということで、コーディネーターをする者としては非常に頭を痛めて慎重にやっております。

それから、中核センターも千葉さんの場合、非常に上手に活用して機能しているというお話がありましたけれども、活用することによって、情報がバーツと行かないだろ

うかということも考えさせられました。その辺の事前の打ち合わせの時点で、きちんとしておくべきと考えます。そうすると、人の見える窓口というものを、きちんとしておかななくてはならないということです。これが行政への私どもからのお願いでもあります。

それから、手続きの関係で安心を与えたということは良かったと思います。セーフティ・アンド・セキュリティ、いわゆる2つのSの問題で、被害者には安全な情報等を与えて安心を与えるという大原則がありますが、中核センターのこの事件を扱った人からは、安心を与えたということがケースから見えてきたのかなと。

もう一つ、今後の課題として、これはみやぎのケースも同じですが、中核センターの活用の仕方が、連携といっても頼みっぱなしでは駄目だという問題もあるのかなという。二つの事例から私なりに感じましたので。

中核センター、千葉のケースの補足は藤田さんからやって頂きますけれど、行政の方がいらしておりますので。あと、藤田さんから補足がありましたら、こちらでちょっと指名させて頂きますのでよろしく。それから、私どものケースでは司法支援センターを活用させて頂いております。そういうこともありますので、質問頂いたら、それに答えできるようになっておりますので。

では、藤田さん。

藤田：ただ今、大場さんに、両方の事例に共通する項をまとめて頂きました。その中で、中核地域生活支援センターを使うに当たっての守秘義務の問題がございました。休憩の時にも、中核地域生活支援センター、私どもは略して中核センターと呼んでいるんですけども、中核センターって何ですかと聞かれましたので、皆さんに説明させて頂こうと思います。

昨日フォーラムに参加された方は、午後開催された「地域社会における新たな試み」のパネリストの一人が、中核センターのコーディネーターであったことを覚えていらっしゃるかと思います。話の中で、私たちのセンターと連携して支援を行った事例を紹介していたかと思います。

中核センターでは、24時間365日、複数のスタッフが対応しているところです。行政の隙間を埋めるような業務をやってくださるということで、県内に13カ所あります。県の委託事業ですので、無料で行っています。当然守秘義務があります。

業務内容は、相談事業、地域総合コーディネーター事業、

権利擁護事業があります。寄り添い型の支援をめざし、生活困窮者の相談を始め、最近では交通事故などの高次脳機能障害の方の相談等、各種福祉相談を受けています。

本日も、只今の時間、第1分科会で、機能と違うコーディネーターが「生活支援に必要な地域の社会資源との連携」について話しているかと思います。今回、千葉方式ともいえる中核地域生活支援センターによる支援を紹介させて頂いておりますが、この事案で初めて連携できることになったんですね。被害者が必要としている支援を、どんな形で支援できるかと考えた時に、こちらの中核センターに行き当たったというのが実状です。今回の事案に限らず、これからも、被害の内容はそれぞれに違いますので、新しい支援が求められることと思いますが、今回の中核センターと同じように新しい連携先を開拓して、そこの連携を強化していくことになるのではないかと考えております。

先ほど、今回の事案でどのくらい直接支援や相談を受けたのかという質問もありましたので、金谷に代わります。

金谷： 1年4カ月経過した現在、総支援回数は265回でした。回数の割合は、Aさんとは38.1%、他機関とは67.0%ということで、他機関との密な連携によって支援が行われたといえます。他機関も、中核と弁護士、警察、健康福祉センター、市役所、県民共済、民間の損保、霊園、病院等いろいろありました。その中でもやはり回数が多かったのは中核との連携でした。

支援時間の割合は、Aさんと80.7%、他機関とは19.3%となっております。Aさんとの長時間のかかわりが挙げられます。内訳は、電話が47%、直接支援は23回行い、出張カウンセリングも含めると26回行いました。このパーセンテージは33.7%でした。

Aさんは、丁寧にお話を聞いて、整理をして連携のニーズ等を説明すると自分で自己決定ができるということがありましたので、繰り返し繰り返し時間をかけて支援を行いました。

藤田： ご苦労さまでした。

大場： ありがとうございます。すごい回数だと、支援回数で今驚いたんですが、うちのほうは、電話の回数は一切、記録は取っておりますけれども、データとしてはカウントしません、統計としては、それが入ったらもう大変なものなので、実際に行動を起こしたものを、実際に足を運

んだものを回数にしておりますが。

一つだけ、今、次へ進む前に、このケースで今後続くであろうという問題がありますね。

高橋： みやぎのケースは、まだ裁判が始まってないという。取りあえず生活支援ですか。被害者たちが望んでいる、緊急にやって頂きたいことということで始まった支援内容を発表したわけです。

いつまでも限りなく支援はできませんので、地元での生活支援は行政のほうに引き継いで頂くということで現在やっておりますけれども、この先、裁判が始まりますと、もう弁護士さんなり、検察庁なり、裁判所なりということで、このケースはこの先どのぐらいの期間がかかるかわかりませんが、継続されて、ほかの関係機関もどんどん増えて、支援が継続していくという内容であることをつけ加えさせて頂きました。

大場： ありがとうございます。

それでは、行政の方がちょうどおみえなので。これだけのケースを、例えば、今、各県においては、例えば、新潟さん、埼玉さん、熊本さん、静岡さん、鳥取さんということが県のほうからおいでになってはいますけれども、この中で、これだけの連携のことをお話をして、カルチャーショックになったのではないかなという心配も一つありますけれども、実際自分たちのほうで、もうやっていますよと。ただ問題点はこういうところにあると思いますよというようにのご意見など頂きたいと思います。

行政からいらしている人、お手を挙げてください。熊本さんですか。では、お2人をお願いをいたします。

G： 鳥取県のくらしの安心推進課からまいりました。

今のケースのように、事件や事件が始まって当初の対応という点で、このように連携したケースというのは、現在、鳥取県では持ち合わせておりません。

若干あるとしましては、県のほうで緊急避難場所の一時確保という補助事業がのっておりますので、そういった支援センターを補助する制度ということで、それをうまく、当初6日間だけの事業なんですけれども、そういった時に連絡が入ってきて使うとか、あるいは、それが鳥取市役所のほうを経由して入ってくるとか、そういったような連携としてはございます。

あと、今現在、行政のほうで、鳥取県のほうでかかわっ

ているのは、事件当初ではなくて年数が経った方で、生活状況の変更等もありまして、県内では数少ない方なんですけれども、殺人事件でお亡くなりになった家族の方が、おばあさんが認知症を患われると、そういったような相談を受けた時に、市の地域包括支援センターの介護のほうを行っている部署につながりまして、通常ですと、施設に入るのに3年待ちとか4年待ちとかになるようですけども、そのところを、犯罪被害者であること、本人さん自体も病院通いされている。そこに痴呆が入ってくる。ご主人も腰を患っておられるということで、介護保険施設に入る場合には、ケースの検討会議がありますので、そういったところで入りやすいアドバイスを受けて、その関係会議で、このままほうっておくと、この家庭は崩壊するということで、順番を引き上げて、すぐに入所に結びついたというような、年数を経たれた後での支援というのはありますけれども、こういった形でのところはまだないというふうな状況です。

話にも出ておりましたが、関係部署ですね。特に市町村の福祉の制度とのかかわりは非常に必要になってくるということは、業務の中で強く感じております。ですから、そういった必要がある時には、県あるいはその市町村、そういったところに早く情報を出して、関係部署としてはどこがあるかというところを相談しながら集める。それは行政が中心となって、あるいは警察が中心となって集めたほうが集めやすいだろうなというふうに思います。以上です。

大場： ありがとうございます。この6日、6泊というのは非常にうらやましい限りです。避難場所のことで、非常にいいことを聞かせて頂いたなということで。

次は熊本さん。

H： こんにちは。熊本県の交通・くらし安全課から来ました。

私ども県のほうでは、今お話が出ているような具体的な事例を取り扱う、県のほうに情報的な形で入ってくるというのは、そう多くはなくて、ほとんどないと言ったほうがいいのかと思います。

熊本の場合、全市町村に担当窓口は明確に設置がされておりまして、県としては市町村の方々に対して会議で集まって頂いて、そういった必要性であるとか、そういったことを通じて、万が一そういった事案が起きた時に、きちん

と対応していくような体制づくりに努めているという現状です。

熊本の場合、被害者支援センターさん、県警、県と、日頃から非常に連携というか、情報交換を強く持っておりまして、そういった意味では、いろんなセンターさんからのご要望とか、そういったものは日頃からお聞きしていますので。

今、二つの事例をお話し頂きましたけれど、こういった特に生活面となりますと、県の施策というより市町村、密着したいろんな福祉関連の施策を使って生活をして頂くような方向性でもっていくことになると思いますので、今後そういったこともありましたら、県としては市町村への働きかけといいますか、ご連絡を差し上げて、例えば県が呼びかけて、この二つの事例のような連携会議なり、そういったものも持てるんじゃないかなというふうに、きょうお話を聞いておりました感じたところですので、今後そういった方向も念頭に置いていきたいなと思っております。以上です。

大場： ありがとうございます。熊本さんは、非常に施策はたくさんやられているんです。センターと警察と県が、いろんなことで連携を取られていると思います。

26センターの皆さんがおりますけれども、県、行政側からすると皆さんのセンターも関係機関の一つなんです。センター自身も力をつけて頂く。それで県のほうから、こういうケースをお願いできないか、こうなればけれど、逆に相談を受けるということの努力も私どもはしていかなければならないということ、辛口で申し上げます。

次は静岡さん、お願いいたします。

I： こんにちは。静岡県のくらし交通安全課からまいりました。

今、千葉さんの研修会月1回という千葉方式を聞いて非常にカルチャーショックを覚えたということで、だいぶ進んでおられるなということですけど、静岡のほうはまだまだ、私、担当の者も悪いんですけど、まだこれから進めていくというか、まだ遅れている段階でございます。

連携のほうは、今、例えば支援センターさんのほうが中心でやられている支援講演会とか、そういったのを県警さんと静岡市さんと四者で共催いたしまして連携を深めようと。法テラスさんの講演とか、そういったものもごさいますけれど、そういう機会が情報をとということなんですけ

ど、具体的な情報に関しましては、先ほど言ったようなものは正式にはございません。

ただ、今実際扱っているケースで、具体的なことは言えませんけれど、支援センターさんのほうから、ある傷害事件で、市に通せば時間的には早くいく事案があるんですけど、情報が広がって秘密の保持の問題もありますので、県のほうを通して。

県と市というのは、私は防犯も担当しているんですけど、防犯の担当と被害者支援担当は必ずしも同じではありませんけれど、結構たまたま、その市の担当と、防犯のグッズを配ったり、普段、電話でやりとりしたりしているものですから、そういったところで関係ができていたこともあって、県を通して市にということで、遠回りになっているようなんですけど、県の担当者としては、そういった事案を知り得るといえるのかな。

まだ庁内組織とか、そういうのはしっかりできていませんので、そういったのが第一歩になって、とにかく一緒に考えるという機会が与えられるというのも、これから大切なのかなというふうに思います。以上でございます。

大場： ありがとうございます。今、三県の皆さんからお話を頂きましたが、ぜひセンターを叱咤激励して頂きまして、顔の見える連携をお互いにして頂いて、次に備えて頂きたいということ、まずこちらからお願いを申し上げ、その連携がさらに強固なものにつながっていくということ、お願いをいたしたいと思います。

それでは、法テラスさんがおいでになっているので、何かセンターに望みたいこと、行政にいろいろお願いしたいこととかあったら思い切ってお話し頂くとありがたいと思います。

J： 日本司法支援センター静岡地方事務所からまいりました。

皆様のお話を聞きまして、大変、連携の不足というものを切に感じております。現在、法テラスとしましては、犯罪被害者支援センターなどの講習会などに参加をいたしまして、連携を深めている過程であります。それと、県庁などの方とも、犯罪被害者のハンドブックの作成に関与するなどして連携を深めております。

法テラスの業務としましては、犯罪被害者のために精通弁護士を紹介するなどの手続き的な側面が多くなってしまっていて、実質的な支援という点では、やや弱みがあるかと

えておりまして、今後も実質的な支援ができる犯罪被害者支援センターや行政の方などと結束して、より充実した支援をしてまいりたいと考えております。

大場： 非常に力強いお約束を頂きまして、ありがとうございました。それでは、司法支援センターの千葉さんから、お三方が見えられておりますので、では女性の方、お願い。

K： 皆さん、初めまして。千葉地方事務所からまいりました。

今、法テラスの大まかな業務については、こちらのほうで説明して頂いたんですけども、今、千葉の中では、千葉犯罪被害者支援センターの方々と協力しながら、連携をどうやって深めていくかということで、各連携機関がそれぞれ頑張っているところを、どこか事務局をつくり上げて情報を集めた中で情報を集約して、ほかの機関とほかの機関の間の溝を埋めるような何か体制づくりができないかということを考えて、このような研修会に参加させて頂いております。

大場： それに加えて何か、つけ加えることはございませんか。遠慮がちにお話をしてらっしゃるようですので。

L： こんにちは。法テラス千葉からまいりました。いつもよく研修会などでご一緒させて頂いております、犯罪被害者支援センター、略して CVS と呼んでいるんですけども、そちらから、こちらの者（参加者 K）が研修に行かせて頂いたりとか、あとは、先日は県の方と警察の方を呼んで、法テラスの会議室でみんなで、どういうふうにしていこうかと話し合ったりとか、どんどんそういう支援が広まっています、特に、やっぱり法テラスでは、先ほど午前中の話でもありましたけれども、国の機関として予算を頂いていて、何ができるかというのを本当に考えていかなくてはいけないのではないかなと思っています。

私も今年入ったばかりでして、K もまだ入って1年ちょっととかで、私たちは官僚的な考えとかは全然ないもので、何とかそれを本当に、今あるインフラを生かして、社会に役立つような犯罪被害者支援に向けていけるようなことができればよいなと思っていますので、ほんと千葉県にかかわらず、いろんな県の方々がいらっしゃる場だと思いますので、意見交換しながら、ほんと日本全国で連携できればよいなと思って思います。よろしく申し上げます。

大場： ありがとうございます。元気を頂きました。それで、司法センターからいらしている方からお話を頂きます。

M： 私は法テラス千葉の犯罪被害者担当の副所長をしています。優秀な職員2人に支えられて、何とか副所長の体面を維持しているのかなという感じがしますけれども。

今、Kのほうからお話が合ったように、やはり連携というか、それを千葉のほうでは非常に模索しておるところでございます。

そもそも法テラスというのは、各いろんな機関の連携を図っていくということを法律上、またその下の規則でも定められていて、そういったことを本来業務としている、そういう機関なんですね。そういうところで情報か何かも相当彼らというか、持っているというところがございます。ぜひ活用して頂けたらなと。もっと力を発揮できるところがあるんじゃないかというふうに、私は常々考えております。

それからあと、単純に手続きだけ、例えば、被害者参加における日弁連の援助事業としての弁護士報酬を支払う手続きとか、そういったことのみにとどまるものではないと私は思っています。

というのも、ある事件、私が精通弁護士として受任した事件などは、公判まで2日しかないんですよ。被害者のほうが新聞発表してくれるなど言っていたのに、検察庁が誤って出してしまった。こういったことがあって、検察は信頼できないから弁護士をとということがきっかけになって私が受任したというのもあって、何とか被害者参加はうまくいきまして、本人から法テラスの担当者に対して、ほんとにすごい弁護士を見つけてくれてありがとうございますと、こういう電話も入っているということがありますので、決して、それなりにというか、被害者にとっては大きい力になり得る存在だと私は考えております。以上です。

大場： それでは、事件の現場をもって、直接、第一次的に警察が被害者と接触、会うわけで、きょう警察本部の方が、この分科会にかなり見えられておりますので、まず最初に、一番先は長野県のNさん。長野も活発にやって、歴史もあるし、いろいろ、よろしく願いをいたします。

N： 長野県の警察本部で被害者支援の担当をしております。よろしく申し上げます。

長野県は、皆さんご存じだと思いますけれども、県がかなり広くて、その中で県の中を山が、山脈というほどのものではないんですけども通っております。県がかなり分断されているような、そんな状態でありまして。

その中で民間の支援センターさんは、県庁所在地の長野市というところに拠点を置いております。あと、松本と飯田と、県の中中部、それから南部にそれぞれ拠点はあるんですけども、こちらのほうは電話相談の拠点のみで、直接支援をして頂ける支援員の方が在籍しておりません。そんな環境の中で、たまたま事件の発生、これに絡んだ直接支援というものの事例が、幸いそちらのほうではあまりないものですから、何とか北部、長野市に拠点を置いた状態で頑張っている。そういうところでありまして。

私ども支援室のほうでも、県庁のすぐ近くに支援センターの拠点があるというところで、非常に活発に連携を取らせて頂いて、やらせて頂いているところなんですけれども、きょうのこのテーマのところにあります「関係機関との連携の開拓と強化」。まさに開拓先というところで、幾つか事例を持ってまいったんですけども。

性犯罪の被害者の対応で、実は非常に被害に関する感情というのが強くて、ずっと警察のほうの予算でやっているカウンセリングを継続してやっております。現在、半年以上になるんですけども、それでもまだ復帰できないと。

そういう事例の中で、その被害者の方は、たまたま職場からの帰途、被害に遭われたということで労災の適用がある。たまにそういう案件があるんですけども、被害に遭われて身体犯、労災申請をするということで、その申請に当たって、実はこの被害者の方、フラッシュバックしてしまって申請書類が書けない。ご自身が、まさにきょうの午前中の被害者ご遺族の方のお話と同じように、書類を目の前にして、事件当時の模様を書こうとする。思い出してしまって書類が書けない。そういうことで、非常に苦慮されていたところがございます。

実は、その窓口となっている労働基準監督署のほうは、随分、被害者の方のそういった状況を認識されておいでで、書類のほうのサポートなんか頑張っているんですけども、被害者の方は被害に遭う前から、ちょっと精神的なところで弱いところがあって、被害を受けてしまったということで、さらに傷ついてしまったが故に、もう全くその関係の書類が出せないような状態になってしまっていて、現実にも、被害から半年経っているんですけども書類が出されておられません。

そういったことで、ただ、労基署の方は、速やかに提出してもらいたい書類について、ご本人のほうからご提出頂かないと駄目な書類なものですから、代筆してでもという形で気長に待って頂きながら、ただ労災のほうの手続きそのものは粛々と進めて頂いて、フォローして頂いていると、こんなところで。

この労働基準監督署、実は私ども被害者支援室のほうで事務局をやっております県の協議会にも未加入のところではありますけれども、担当者の方が非常にご配慮頂いて、フォローして頂いております。

どこの県も、県あるいは各警察署単位で協議会というもの、あるいはネットワークというものをつくって、その中に民間の支援センターさんですとか、あるいは、地域の実情に合わせた関係機関・団体を取り込んで、協力を求めているところなんですけれども、私、たまたまこの件で、厚労省の関係の基本計画に目を通させて頂いたら、実は労働基準監督署のところでも、この案件に対するフォローはないんですね。

教育とか教養だとか、そういったところはあるんですけども、具体的にそういった被害者に対してどういう支援をしていきなさいという形のところが、基本計画に細かく書いておりません。そういったところも踏まえながら、しかし、現場の人たちが頑張ってやって頂いている。そういうところで非常に感謝しております。

また、ちょっと触りだけ申し上げますけれども、別の案件であったことなんですけど、一つ事例があって、その事例を持ち回って、県の各市町村の担当者の方に集まって頂いて、会議を持ったことがあるんです。

そういった会議の中でも、実は各市町村の担当者の方、やることがわからないけれども、被害者の方ということではなくて、住民サービスを受けにきた地元の住民の方だと。だから、やることがその時はわからないけれども、何とか懇切丁寧に対応して、困っているところを何とかしていきましょう。そういうことで、それぞれ善処して頂けると、そういうお約束を頂戴しているところもございます。

先ほど申し上げましたけれども、長野県は広いということで、やはり市町村の取り組みには、かなりの温度差があるところではありますけれども、そういった中で担当の方が広く懐を持って頂いて、それぞれに対応して頂いている。そんなところをご紹介させて頂きました。

大場： ありがとうございます。非常に参考になった部

分、私も非常に参考に。ネットワークづくりに労働基準監督署という問題ですね。ぜひ県に帰りましたら、働きかけに回ってみたいと思います。

それでは、女性の方が福岡さんと兵庫県。では、兵庫のOさん、おいでになっていますか？

O： 失礼します。よろしく申し上げます。

今、長野県のほうからもご報告がありましたけれども、兵庫県も、皆さんご存じだと思いますが、日本海から太平洋まで、兵庫県を通らないと西と東には行けないというぐらい広いところなんですけれど。

警察では被害者支援連絡協議会という県の会議もありまして、地方ですね、それぞれの警察署で協議会を開いていますけれど、地方の協議会というのは一応1年に1回とか2年に1回、定例の会議は開いているんですけど、特に何か事例があった時に特別に集まって頂いて対応するという形でできている協議会です。

兵庫県で今までに例があるのは、皆さんもご存じの通り、JRの事故ですね。福知山線の事故の時に非常にたくさんの死傷者を出しましたので、その時に特にご遺族の方の心のケアとか、あと負傷された方のケアということで、市町村のほうでどのようにして対応していったらいいかということで、この会議を開いております。

いまだにまだカウンセリングを受けていらっしゃる方もたくさんおりますし、あと、負傷者の対応というところでは、ひょうご被害者支援センターの臨床心理士のほうがその会に入りまして、いまだに活動を続けております。

あと、先ほどからお話のあった、担当者を知る、顔が見える連携ということで、兵庫県のほうは去年、民間の団体が早期援助団体ということで指定を受けたのです。それを機に、県内に41市町あるんですけど、警察と民間団体と、あと県のほうもお誘いしたんですけど、県は忙しいからということで全部は回って頂けなかったんですけど、すべて回りました。

各市町、いろいろ部署が違っていて、先ほどから言っている防犯交通課であるとか、環境課であるとか、それぞれに違うんですけど、それぞれの担当者に直接お会いして、それも偉い方に会おうということで、課長さんとかそういう方にお会いして、我々警察がやっている支援、民間がやっている支援、それとあと、県民の方がそういうような支援のセンターがあることを知られないということで、どんどん広報してください、職員さんにも研修してくださいと

いうことで、働きかけをしました。

その結果、各市町の広報紙にすべて支援センターのことを載せて頂いたりとか、ケーブルテレビなんかでもして頂いて、非常に連携はできているのかなと思います。その結果、何市かからは職員の研修も既に要望があって、もう行っております。

あとは、民生委員さんのお話も出てきたんですけど、やっぱり地域の方が知らないといけないということで、民生委員さんの研修なんかでも、ご遺族の方と警察が行って、置かれている立場というのをお話して、理解をして頂くというようなことをしております。

それと、同じ建物の中にあります。1階と5階にありますので非常に連携が取れておりまして、皆さん、どこの警察でも今、命の大切さの授業をされていると思うんですけど、それもやっています、それプラス、中学校、高校だけではなく、私たちは草の根運動ということで、幼稚園のお母さんたちから、しっかり命の大切さを知って頂いて子どもたちを育てて頂くということ、今いろんなところにお声かけして、先ほど言った窓口の方たちにお願いで、中学校、高校の教育委員会につなげて頂いたりとか、幼稚園とか保育園のところにつなげて頂いて、そういう活動もさせて頂いています。以上です。

大場： ありがとうございます。

藤田： 今、兵庫の方が素晴らしい内容を紹介してくださいましたが、私の経験を一つ紹介させて頂こうと思います。時間を取らないようにお話しします。

千葉県内には39の警察署があります。先ほど県警本部の方がお話しなさったように、連絡協議会というのが39署において年1回、総会という形で開かれます。そこには、県のほうで把握している犯罪被害に関する団体・組織等が入っており、その地区に関係する人達が、参加しています。

私は、先月その1つの協議会に支援センターの被害者支援に関する現状と支援について話してくださいと呼ばれました。いつものようにお話しすればいいのかと行ったわけです。ところが、私は本当にびっくりしたんですね。私もこの活動を始めて7年目になりましたので、39署の半分近くは回っているかと思うんですが、初めての経験でした。

一つの事例を、その時は殺人放火事件を取り上げ、事件の概要は省略しますが、あなたの団体、あなたの組織、あなただったなら、どういった支援ができますかということ

を、アンケートという形で事前に皆さんに質問し、それらを表にまとめたようです。その表を元に、司会進行の方が団体名を指名して、どういったことができますかと質問をし、20団体の方がこういうことができますと具体的に答えておりました。

その中で、教育関係の方が出ておりまして、残された子どものことが話題になった時に、学校ではこれ以上の支援はできませんというような話をされたんですね。続けて、これからの課題として、いろんな問題が出ているけれども、こういった問題を1カ所で、どこかまとめて支援してくれる所はないか、調整してくれる所はないのでしょうかと言うんですね。

私は、事前にその場でコーディネートしてほしいとか、話をまとめて欲しいとか言われていないんですよ。単純に30分間、総会の後にお話をするつもりで行っていただけです。ところが、そういったコーディネートしてくれるところはないのかという、そこに話が行ったわけなんです。ですから私、待ってましたとばかりに手を挙げましたよ。私がやるんです、私のセンター、CVSといいますけれども千葉犯罪被害者支援センターが、まさに皆さんが今話題にしているような機能を持った所なんですと申し上げました。その後の30分は予定していた講演ではなくて、殺人放火事件の遺族の支援を関係機関とどのように連携して行くかというコーディネートの役をさせて頂きました。

連絡協議会を事件があった時に開くというような体制で、十分機能していないようなお話でしたけれども、私自身も今までは失礼にもそう思っておりました。しかし、今回経験したように、自分の問題として何ができるかというような問いかけをすることで、シミュレーションではないですけれども、参加団体の連携が深まるという体験をさせて頂きましたので、参加していただければと思います、報告させて頂きました。以上です。

大場： 警察との連携の活動の実態が今、藤田さんから報告された。

連絡協議会というのは各警察本部が全部持っております。それから、警察署単位に全部あります。これは全国どこも同じで、その私どもも一団体に入っていて、その活動の仕方は、それぞれの県で活発なのか、そうでないのかということで、私どものほうでも毎回必ず報告をさせて頂いておりますが、なるほど、千葉のセンターの藤田さんからの報告のような活発な活動を、さらに力を入れて頂いて、

ただ、機能しない連絡協議会でないようお願いをしておきたいと思います。

それでは、富山県警からもいらしているようですので、富山の方、どうぞ。

P: うちの県は、皆様方にご説明するような立派なことはしていないというふうに思っております。今言われましたように、連絡協議会というところは 34 団体で、毎年、協議をやって事例研究等をやっております。何かあった時はよろしく願いいたしますと、そういう、全国同じだと思えます。

地域ネットワークというのも全市町村にございまして、メンバーは教育委員会、市町村、消防、葬儀屋さん、保険屋さんで、お互いにできることでやって頂いて、何かあったらお願いいたしますということを同じようにやっております。

それと、県と市町村の関係については、県と市町村は、担当者は全部、警察 OB です。ですから、県にいても市町村にいても……。警察 OB というのは派遣とかそういうことですが、現役の警察官はみんな全市町村におります、担当者が警察なものですから、何かあったらやると。

それと、県のほうでは毎年、担当者会議、研修会を実施しております。そういうところをお願いしているのは、例えばセンターの募金とかをお願いしたりして、全市町村に、県庁にございます。お願いしているのは、今は条例の話とか見舞金とか、そういうふうなことでお願いしております、何かあったら連携を密にできるというふうには思っています。

事例といたしましては立派な事例もございませんが、今言われたような富山県の事例でしたら、例えば、暴行に遭って介護が必要になったとか、こういう事案は、どうしても生活保護とか介護とか、そういう関係でいろんな関係団体、子どもさんでしたらスクールカウンセラーとかそういうふうなことで、いろんなところとの連携は必要になって、一応はやっております。以上です。

大場: ありがとうございます。積極的に被害者支援センターのほうから本来ならばお手を挙げて、いろいろお話を頂きたいんですけども、いかがいたしますか。指名をいたしましょうか。都民センターさん、きょうおいでになっていますですか。きょうのテーマに沿って何か、お願いいたします。

Q: 都民センターの Q と申します。

関係機関との連携をどう開拓していくかということで、今、藤田さんにヒントを頂きましたので、そういう話ですけども、まず一つは、都民センターの場合、東京都と共同という形で、都の総合相談窓口というものを設けておりますので、その部分で東京都といろいろ連絡を取りながら支援を進めているというところが、まず一つはあります。

そして、それ以外に、関係機関とどんなふうに連携を進めていくかということにつきましては、これはやはりこのセンターさんでも同じだと思いますけれども、先ほどからお話が出ている顔の見える支援ということについて、これを新たに構築していくというのは非常に難しいところではあると思います。

やはり、何もないゼロのところから、いきなりどこかと関係をつくりましょうというのはなかなか難しいと思いますので、やはりそこは実際の支援を通して被害者の方からお話を聞いて、その方に何が必要なかを考えていく中で、一つずつ新しく関係を結んでいく先が見つかっていく。そして、一緒に話し合いをしながら支援をしていく中で顔が見える関係ができていくというのが、ほんとに一歩一歩なので、少しずつしか広がってはいかないんですけども、一番の近道といいますか、一番確実な方法なのかなということは実感しております。以上です。

大場: センターならではのお話だと思います。東北のほうから秋田の R さん。

R: よろしく申し上げます。

うちのほうは、そんなに直接支援で関係機関との連携の事例はないんですけども、やはり関係機関づくりをしなければいけないということで、関係先を訪問して情報交換したり意見を交換したりして、まずは顔と顔を知るところから始めようかなというところの、まだそういったところにおります。

あと、県、県警との関係づくりには、市町村窓口担当の研修を、毎年、年 3 回行っております。ブロックごとにセンターで、研修内容等、全部設定しまして、事例検討、グループワーク等をやっておりますけれども、先ほど千葉の藤田さんがお話ししてくださいましたように、実際、県が主催になって事例検討をしようとしたら、誰も声が出てこないんですね。そしたら「センターの方、どうぞ」と

言われて、結局ファシリテーターをするような形になっておりますけれども、センターでできることは、そういったところでまずどんどん提供して、少しずつですけれども、輪を大きくしていきたいなというところの現状であります。以上です。

大場： ありがとうございます。それでは北のほうで、青森さん。新公益法人の申請にオーケーが出たということで、そういう面では非常に着実に成長しているということで、よろしく願いをいたします。

S： 私は、被害者担当、相談員をしています。

うちのほうは9月30日で丸3年、まだつくって、一番経験の少ないほうですが、正直言いまして、今まで2年は直接支援というのはほとんどなかったんですけど、今年の6月頃から行ってきまして、現在、4事件をやっております。正直、いきなり行ってしまったものですから、支援員の方たちも試行錯誤してやっている次第でございます。

関係機関とは、今までは、ただ定期的な会合であったんですけど、直接必要になってまいりまして、支援するに……。

一つの事例を挙げますと、傷害事件で、旦那様が意識不明にずっとなって、1歳と2歳7カ月の子どもさんが2人いる。裁判、検察庁の調べに行くにも子どもさんをどうするかということで、幼稚園だったら預けられるんですけど、お金もないということで、児童相談所に相談をいたしました。その結果、児童相談所では一時保護という、ちょっと形は違うんですけども、時間帯だけで無料で預かってくれる施設もあるということ。それから、生活保護ということで、町の福祉の担当とか、そういうのに連携を持っている最中でございます。

私、ほかの県の話聞いておまして、ものすごく進んでいるなど。これから、うちのほうの県でも私を含めて一生懸命やって、連携を深めていかなければ駄目だといって、メモを取りながら感心しているのが実情でございます。以上でございます。

大場： ありがとうございます。今、青森さんからの発言の中で、その前から、やはり福祉と連携を取らなければという問題が、だいぶ出てきたようです。答えが見えてきたような感じがします。これは私どものほうもそう。千葉もそうでした。それから、県警さんからも出てきた中で、

センターからも今出てきた中で、やっぱり福祉との連携。これは行政との、まさしく強固な連携であるべきと考えます。

それで、行政の皆さんにお願いいたします。私どものほうから見ると、一番、支援のノウハウを持っているのは行政機関なんですね。そのように、ほんとに精神的な面、生活支援の面、医療の面。本当は、これを活用しなければ私どもは損なんですね、はっきり言って。私どもがすべてを背負い込むんじゃなくして。行政の皆さんに、やはりこの辺をよく理解して頂く。被害者支援の何たるかを理解して頂いて。社会資源の中で一番いろんなノウハウを持っているのは、私は行政機関だと思います。

警察本部は一次的にということなので、警察本部との連携はセンターになくてはならないもの。この場から、残念ながら数県の県の方しかおいでになっていませんけれど、これを県警本部の方も、県ということの一つの単位でございまして、それがみんな必要になって、事例から見ても必要だということをお願いをしておきたいと思っております。

それからもう一つ、長野の方から、非常に遠いところだという――、長野県の本部の方でしたよね。こういうお話があったんですね。

実はきょう、高橋のほうから事例を発表して、60キロ以上のところ、1時間半かかるところの支援で、私のほうで参考になればどうかと思いますが、支援員を指定する時にブロックに分けた。このブロックは警察のブロックなんですね。沿岸ブロックとか仙南ブロックとか。それに、あえて支援員の方をブロックごとに指定しています。

そうすると、事件のない、へき地も持って頂くわけですね。沿岸でも、浜のほうで何もないところもあります。しかし、今回のケースでこれは無駄でないかということをお警さんのほうから言われました。事件というのは中心部が中心ではないかと言われましたけど、いや、そうでないんだということをも身をもって体験しました。

遠隔地だから置かないということだけでなく、遠隔地でいかに活用できるかということも、活用の仕方は生きていくと思います。

あと、どうしてもお話をしておかなければという方、いらっしやいませんか。

T： 栃木からまいりました。

私、実は、宇都宮保護観察所の被害者担当保護司をしておまして、19年の12月1日からの更生保護における被

害者施策の実施で、全国 50 カ所の保護観察所に、被害者担当官 1 名以上、被害者担当保護司男女各 1 名以上置くこととなって、それで指名を受けてやらせて頂いております。

更生保護における被害者支援は、午前中の山上先生のお話にもありましたけれども、被害者支援の最後の出口の部分だと思うんですね。それなので、初めからかわらせて頂きたい、勉強させて頂きたいと思って被害者支援センターにかかわらせて頂きました。

そこで、ある時、自助グループの方とボランティア相談員の話し合いというのがありまして、その時に、危険運転致死で息子さんを亡くされた、60代と70代のご両親が参加していて、うちは懲役5年だと。今度、仮釈放審理に意見の言える制度というのができたそうだけれども、そろそろうちは出てくると思う、どうやったらいいんでしょうというご質問を受けたんですね。

それなので、「じゃあ、通知制度を利用されていますか」と言ったら「ちょっとわからない」と。「通知制度を利用されていれば、仮釈放審理が始まった時に委員会から通知が行きますよ」と言ったんですけれども「わからない」と。「じゃあ、保護観察所に来て頂いたら、お調べいたします」ということで後日来て頂きましたら、残念ながら、もう仮釈放になっていまして。ただ、保護観察中だったので、心情等伝達制度は利用ができたんです。

そういうことで、私がここで言いたいのは、被害者の方が利用するしないはご本人が決めることなんですけれども、知らないために利用できなかったということのないように、ぜひ……。私も関係機関と思っているんですが、案外どこからもお話がなかったり、知らなかったりということが非常に多くて、ぜひこの場で……。

被害者支援センターの方は、最初から最後までかわると思うんですね。殺人とか何か、無期懲役の場合は何十年というスタンスで、被害者の方はつらい思いを抱えていると思うんです。

その時に、制度の新しい被害者の方はいいんですけれども、昔、被害に遭った方は漏れてしまっている場合があるので、そういうところ、つながっているセンターの方々に、「新しい制度になったから、ちょっと調べたほうがいいんじゃないの」と言って頂いて、50カ所、保護観察所にいつて頂ければ、「これは検察庁だよ」とか案内をしてもらえますので、ぜひ利用できるものは、最後の出口まで利用して頂けたらと思います。

ついでに、すいません、ちょっと長いです。午前中の甘

楽さんを思い出して頂きたいんですけども、「加害者処遇状況を利用しています」とおっしゃってましたよね。あれは新しい制度なんですね。加害者処遇状況等通知希望申出書というのを出すと、刑務所にいる時は検察庁から被害者のところに行きます。

そして、甘楽さんは「11月に満期で出所する」とおっしゃってましたよね。ということは、審理が始まってないということなんですね。仮釈放の審理が始まった場合は、委員会から「仮釈放の審理が始まりました。つきましては、そのことについて意見が言えます。どうしますか」という書類が行きます。それで「私は納得ができない」とか、意見を言うことができます。

もし仮に、その意見の通りにはならないかもしれませんが、仮釈放になったと。そしたら次に、加害者が仮釈放になって保護観察中は心情の伝達ができますよと。意見を言って、それを文書にして加害者に伝えることができます。

それなので、利用するしないはいいんですけれども、ぜひ、そういう制度があるということ、支援センターの皆様には覚えておいて頂きたいかなと思います。すいません。

大場： ありがとうございます。他にセンターの方で、どなたかいらっしゃいませんか。

U： サポートセンターあいちのUと申します。よろしくお願ひします。

私も支援員、現場の者と名古屋市の担当の方たちと、お話を3年前にしまして、いろんな行政等の縦割りというのはわかるんですけど、やはり結果的に壁にいつもぶち当たることがあって、担当者に、じゃあセンターさんは今何が一番困っていますかと言われた時に、ボランティアさんを募集する時ですね。チラシを配ったりとか、広報にもものすごく大変だった時期がありまして、人も失礼ですけど高年齢化しているとか、いろんな条件、財政的なこともあって、なかなか呼びかけが難しいということを行いました。

そして、じゃあどんなことをもっと具体的にと言われたので、市の広報があるんですけども、そこにボランティア養成講座ということで、市の委託事業ですね、考えてほしいと。それが実現しまして、今年で3年目になります。そこで研修を受けられた方、二段階なんですけれど、実際にもう支援員として、まだ卵ですけど、活躍して頂いている方もいるということで。

そのボランティアセミナーの中で、被害者の声というこ

とで、交通事故に遭われまして、お子さんを亡くされたお母さんのお話を聞いた職員の方が、交通指導員さんというんですか、緑のおばさんとか、そういう人たちの500人近い研修があると。そこで話して頂けないかと。自助グループの一員の方でしたけれど話して頂けまして、そこから指導員さんが、幼稚園とか小学校で、交通安全の教室だとかそういうところで、また伝えていってくれるという。

この一つの遠い遠い輪なんですけれど、そこで指導員、聞かれた方が会場で、自分たちは交通安全を呼びかけて、毎日指導、笛を吹いたりしているけれど、ご遺族の現状、それから、親が子を失った時の悲しさというのを初めて聞いて知りましたと。それが、自分たちのやっていることの、また誇りになりましたという、ほんとにありがたい言葉。それによって、自助グループの話して頂いたお母さんも、また一つの、自分の中での区切りというか、あすへの希望というか、そういった本当に……。それは名古屋市さんとの、ある意味いい連携になりました。

大場： ありがとうございます。広報から行政機関につながって、それが被害者支援の生の声を、ご遺族の生の声を。これもまさしく、行政の協力を頂いてできたことだと思います。あしたまた分科会で広報の問題が討議されることになっておりますので、そういう意見がまた出てくると思いますので。やはり行政機関との連携の大切さを再確認いたしました。

まず最初に――、富田先生がお越しになっていますので、富田先生からご指導を頂き、その後、警察庁の高木参事官からご指導を頂きたいと思います。

富田： いばらき被害者支援センターの富田でございます。途中、出ていましたので、全体の流れを把握してないので、とんちんかんなことを申し上げるかもしれません。

確認なんですけど、被害者の方々のニーズは多様であるということ。それに全部応えるワンストップはまだない。きのうから出ているワンストップは、性被害関係だけだということですね。そうすると、被害者の多様なニーズに応えるためには、言い古されたことですが、各機関の連携が必要になると。ここまでは誰もわかります。

そのコーディネーターが必要だと。じゃあ誰がコーディネーターにふさわしいのかということなんですけど、我々は民間機関なので、私は、これからコーディネーター役というの、民間機関がどんどんやっていくべきだというふう

に思います。

なぜかといいますと、やはり、我々はずっと被害者支援に携わっているので専門性があると言えます。役所は人事異動等がありますので、我々のほうが専門的だということはあるかと思えます。それから、人々に近いということもあるかと思えます。中立性というの、あるいはあるかもしれませんが。ということで、ふさわしいと考えているんですが、ただ、そのためには、きちんと情報を把握する必要もあるし、そして、連携先についても情報を持っている必要があるし、資質についてもきちんとしたものが要だと。

情報については、もう支援ハンドブックが各県できています。そして、連携を取る情報源としては連絡協議会もできています。研修ももう行われている。ということで、制度を見る限りでは、こういうことをできる条件というのは、ほぼパーフェクトにできているように思うわけですが、ただ、なぜうまくいかないのかということを見ると、答えはあまりないわけです。

ただ一つ、私は、注意しなければいけないのは、被害者情報の管理というか、情報をどこまで共有できるのか、そこを押さえておく必要が非常にあるかと思えます。前に支援の連携に関する検討会等でも言われたように、どこを基点としても必要な支援にたどり着くという仕組みをつくるのが必要なんですけど、あるところにコンタクトを持った人が、そこに話した情報を、どこまで他機関にまで共有されているのか、どこまでそこに振っていいのかということの同意というか、そこは必ずしも、きちんと取っているところもあるでしょうし、そうでないところもある。

ただ、最初からそんなことを、いちいち取っているわけにいかないの。そうすると、やっぱり丁寧に、その都度、同意を得ながら進めていくということが必要なのではないかと。そういうことで信頼を勝ち得ていけば、もうかなり制度的な条件は整っているの、他機関の多くの機関の連携を通じた効果的な支援ができるのではないかと。ふうに思っている次第です。ちょっと的外れかもしれませんが、以上でございます。

大場： 適切にご指導、ありがとうございます。

高木： ありがとうございます。警察庁の高木です。ご紹介頂きましたように、この1月まで被害者支援室長をしておりました。今は長官官房のほうにおります。

私は2年弱ほど被害者支援室長をさせて頂きました際に、比較的いろんな県にお邪魔させて頂いたというふうに思っております。半分以上の県には行かせて頂いて、その際にはセンターのほうにもお邪魔させて頂いたことも多かったかと思えます。

そこでちょっと感じたことでありますけれども、これは警察の行政全般にわたってそうではありますが、特に被害者支援については、それぞれの県において随分と様子が違います。様子が違うというのは、まず警察の体制とか、そういった面も随分違います。捜査体制とかも違うわけですが、それは実はそんなに県によって違わないと思いますが、被害者支援に関しては、より大きな違いがあると思います。それによって、警察がどこまでやっているのかといったことも違います。そこで当然、センターと連携していろいろやるわけですが、その際のセンターとの役割分担というのも違います。

一方、センターの様子も、県によって随分違うと思います。それぞれの歴史、あるいは体制とか、現にどういった業務をやっているかというのは随分違いますし、そういったことを前提として、これからどういうふうに行っていくかといった考え方も随分違うと思います。それはそれで、今までの経緯なり、あるいは現状なりを前提として、これからどういうふうに進めていくのかということになるわけなので、それぞれにおいてやり方を具体的に工夫して、それぞれで県に合ったやり方でやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

そういった観点で、各県において、警察もそうですしセンターさんもそうだと思いますが、それぞれで具体的な工夫といえますか、連携を強化する時のやり方にはいろいろあると思います。そういったアイデアは、きょうの場なんかもそうだと思いますけれども、いろんなところからヒントを得ながら、うちの県ではこういうふうに行ってみようといったことをやっていくのが必要なことかな、あるいは、そういったことから始めていくのがいいのかなというふうに思っております。

それから、連携の仕方、ほんとにいろいろレベルがあると思います。個別のケースごとに、まさに連携をしていくというのも当然そうではありますが、普段から、私たちの役割はこうで、私たちの役割はこうでといったことを、お互い理解し合うといったレベルでの連携の仕方というのがありますし、まさに実務担当者同士の連携もあれば、しかし、それだけでは駄目で、幹部同士がお互いの役割を

わかって自分の部下のほうに督励をし、あるいは、きちんと体制を取っていくための連携といったことも必要なので、どここの何課と、あるいは何々署と連携をしたといっても、誰とというか、どういった意味でというのは、いろいろあると思いますので、それは一つやればいいのかではなくて、様々なレベルで重層的にやらないと、なかなかいけないのかなというふうに思っております。そんなようなことを、私が室長時代には、県警のほうにいろいろお伝えを申し上げてまいりました。

千葉の藤田さんからご紹介がありましたけれど、警察署における被害者連絡協議会ですかね、こちらのほうでケース検討をやっているということですが、私も、どこかの県でそういうのをやっているのを聞き及びまして、そういったことをやって協議会を活性化していくことは、必要なのではないかということなども紹介をさせて頂いておりますけれども、これはそれぞれの県での運用の仕方もありますので、それぞれうまく取り入れていくようになって、どんどん進んでいけばいいなというふうに思っています。

そういった意味で、協議会、県レベル、省レベルのも、また活用して頂ければいいと思いますが、これについても、知事部局とのかかわりというのも県によって随分とやり方が違いますので、それはそれぞれの県によって合ったやり方というのがいいのかなというふうに思っています。

それから、今日はあまり話は出なかったんですけど、ハンドブックというのを内閣府で、モデルをつくりました。あれはあくまでもモデルで、ハンドブックを作るという機会が連携強化の絶好の機会になるんじゃないかなと思います。これは市区町村レベルというか、警察で言うと、署レベルとかそういったレベルでも、そういったものを作っていく。そこには、どこの機関の誰がとか、コンタクトポイントはどこだといったことも書き込まれることが想定されるんだと思います。そういったことなどを一つのきっかけにして連携を深めていくというのが、一つのやり方ではないかというふうに思っている次第でございます。長々としゃべりまして失礼しました。ありがとうございました。

大場： もうすべてまとめて頂きまして、本当にありがとうございました。それでは千葉の金谷さん、お願いいたします。

金谷： 今日はありがとうございました。皆様のお話を聞

いて、千葉でも、行政の犯罪被害者相談窓口が早い段階で設置され、被害者等が事件・事故直後から適切な機関につながって、おのおのの機関で二次被害を受けることなく支援を受けられることが大切だなと思いました。千葉も昨年からの県の委託事業として、行政の窓口担当の県職員に対して研修を行っています。顔の見える関係を連携する際に生かしていければと思いつつ研修を担当しております。

藤田： 今日皆様、ご協力ありがとうございました。私自身もこれから被害者支援を行うに当たって、被害者のニーズに合った連携先を掘り起こしつつ、今ある連携をより深めるような作業を、高木参事官のおっしゃったヒントを始め、皆さんからいっぱいヒントを頂きましたので、それを千葉に帰って何らかの形で生かせたらと考えております。ありがとうございました。

高橋： 会場の皆さん、どうもありがとうございました。私も藤田さんと同じです。やはり、だから一堂に会しなければいけないんだと。お互いに知らなかったこと、施策、やり方、支援についての方法、いっぱい聞かせて頂きました。とても有意義な時間を過ごせたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

大場： ほんとに、3時間というあっという間の時間でした。反省、検証を今後、私自身もしていきたいと思えます。

最後に、皆さんにいつも研修会の最後に送るメッセージの言葉、メッセージを申し上げたいと思えます。感情と思考の分離ということを言いますが、頭は冷たく、心は温かく、被害者支援に従事して頂きたいと思えます。心の温かさはどの程度かと申しますと、ぬくもり程度で、熱くならないでください。これが感情と思考の分離ということになります。熱くなり過ぎて人の心に土足で入ることになります。熱くなり過ぎて人の心に土足で入ることになります。これでコーディネーターの役割を解かせて頂きたいと思えます。ありがとうございました。

全国被害者支援ネットワーク平成22年度秋期全国研修会
採録版

発行元 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク
発行責任者 山上 皓
編集 増茂 成史 橘高 裕子 鈴木 智里
高野 潔 曾我 喜美子 児玉 美由紀

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10
東京外国語大学 本郷サテライト6F
Tel 03-3811-8315・8316 Fax 03-3811-8317
Web <http://www.nnvs.org/>

本冊子は、財団法人ひまわり基金の助成により作成しました。